

2022

3

MARCH

Vol.86

Produce by
Osaka Circular Resource Association

Clean Life

クリーン
ライフ



株式会社 エンタープライズ山要

特集

- ①さんぱいフォーラム
— 2050年CNに向けた脱炭素と資源循環 — 終了報告
- ②プラスチック資源循環促進法の施行に向けて



公益社団法人 | 大阪府産業資源循環協会

廃棄物 管理士 講習会

環境省認定
環境教育等促進法に基づく人材認定等事業



受講対象

産業廃棄物の処理を委託又は受託し、適正に管理していくために必要な法的知識を習得したいと考えている方等

開催期日

| | 開催期日 | 受講日数 | 定員 |
|-------|-----------|------|-----|
| 2022年 | 8月19日(金) | 1日 | 50名 |
| | 10月4日(火) | 1日 | 50名 |
| | 11月16日(水) | 1日 | 50名 |
| | 12月2日(金) | 1日 | 50名 |
| 2023年 | 1月27日(金) | 1日 | 50名 |
| | 3月17日(金) | 1日 | 50名 |

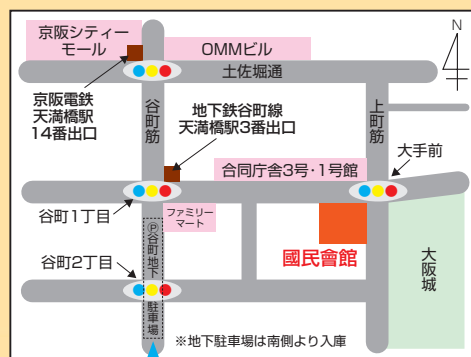
※状況により変更する場合があります

受講料

14,000円(資料代/消費税込み)

開催場所

国民會館 大阪市中央区大手前2-1-2
国民會館住友生命ビル12階
TEL06-6941-2433



詳細案内および実施要領の配布開始の時期については、
5月上旬を予定しています。

詳しくは本会ホームページをご覧ください。

URL/<http://www.o-sanpai.or.jp/>

C O N T E N T S

| | |
|--|----|
| 特集1 ●さんばいフォーラム —2050年CNに向けた脱炭素と資源循環— 終了報告 | 2 |
| 特集2 ●プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令等の公布 及びプラスチック使用製品廃棄物分別収集の手引きについて (令和4年1月19日環境省報道発表資料) | 28 |
| 行政情報 ● | 30 |
| 事業報告 ● | 50 |
| クローズアップ① ●廃棄物管理士講習会フォローアップ研修について | 52 |
| クローズアップ② ●産業廃棄物処理事業者による災害廃棄物の処理能力調査について | 55 |
| クローズアップ③ ●四条畷市と災害廃棄物の処理等に関する協定を締結しました！ | 56 |
| クローズアップ④ ●環境イラストコンテスト2021選考結果のお知らせ | 60 |
| クローズアップ⑤ ●産業廃棄物処理委託契約書の電子化サービス事業を始めます！ | 63 |
| 廃棄物処理先進事例調査 ● ●第35回 極東開発工業株式会社 三木工場 | 64 |
| メールマガジン「Clean Lifeオンライン」 ● | 70 |
| 事業案内 ● ●新型コロナウイルス感染症による感染状況を踏まえた4月以降当面の協会対応について | 72 |
| 入退会情報 ● ●新規入会員 ●退会者一覧 ●入会のメリット | 74 |
| 新刊紹介 ● ●一般社団法人企業環境リスク解決機構 『産業廃棄物適正管理能力検定 公式テキスト 第5版』（第一法規・2022年2月） | 77 |
| 会員紹介 ● 株式会社 エンタープライズ山要 | 78 |
| バックナンバーのご案内 ● ●Clean Life ●よくわかるシリーズ ●廃棄物法制等普及促進シリーズ | 84 |
| 編集後記 ● | 87 |

特集
①

さんぱいフォーラム

—2050年CNに向けた脱炭素と資源循環—

開催日時：令和3年11月12日(金) 13時00分(受付 12時30分)
15時50分 終了

開催場所：大阪府立労働センター（エル・おおさか）
大ホール（エルシアター）
大阪市中央区北浜東3丁目14番

参加人数：169名

基調講演

テーマ：2050年CNの経緯と展望

講師：大久保 規子 氏

(大阪大学大学院法学研究科教授、中央環境審議会循環型社会部会委員)



十分な新型コロナウイルス感染対策を施したうえで開催

基調講演

2050年CNの経緯と展望

皆さん、こんにちは。ただいまご紹介いただきました大阪大学の久保でございます。これから、小一時間、お話をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

今回のさんばいフォーラムは、私にとっても大変記念すべきものと思っております。といいますのも、本日、コーディネーター、パネリストも含め登壇者全員が女性ということで、お昼休みから熱気のある打ち合わせがおこなわれているのが聞こえてまいりました。今日は11月12日、1112ということで、皆さんにとっていい1日となりますように、頑張ってお話をさせていただきたいと思っております。

今日のテーマは、「2050年CNに向けた経緯と展望」です。CNというのは“カーボンニュートラル”のことです。私の専門は法学ですが、社会科学のなかでも環境法や行政法といった分野を専門にしておりますので、広い意味では環境学の研究をしています。

本日は、まず、循環の分野にかかわらず、なぜ今カーボンニュートラルが必要とされているのか、次に、主に国内対策に焦点を当てて、どのような対策が気候変動の分野でおこなわれてきたのかをお話しします。そして最後に、循環政策との関わりで、これから何をすべきかということを見ていきたいと思っております。

先ほど会長からお話がありましたように、ただ今イギリスのグラスゴーでCOP26、国連の気候変動枠組条約第26回締約国会議が開かれており、ちょうど今日は成果文書が無事に採択されるかどうかという重要な日を迎えております。岸田首相は、従来日本が宣言してきた政策について演説をされましたが、その中身のポイントは2050年カーボンニュートラル、2030年46%の温室効果ガス削減ということです。また、アジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブを通じて、化石火力をアンモニア、水素などのゼロエミッション火力に転換すること、途上国の支援として向こう5年間で最大で700億ドルを支援すること、2兆円のグリーンイノベーション基金を活用して対策を進めることなどについても述べておられます。昨日、中国とアメリカとの共同宣言が話題になりましたけれども、メタンに焦点を当てたグローバル・メタン・プレッジという、メタンを減らしていく約束への参加も表明しています。メタンはCO₂の25倍の

温室効果がありますので、対策の削減効果が大きい。全体量としてはCO₂よりも排出量はずっと少ないものの、対策を打つべき重点分野であり、またここには廃棄物・資源循環分野が密接に関わっているということになります。

まず、カーボンニュートラルがどのように打ち出されてきたのかという、この1～2年の動向についてお話ししたいと思います。総理がカーボンニュートラルを宣言したのは、昨年の10月26日で、その意味は温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするということです。この宣言は、世界全体で見ると必ずしも早いほうではなく、むしろ主要国としては最後のほうで表明したということになります。

それに続きまして国会も、気候非常事態宣言を決議し、「地球温暖化問題は気候変動の域を超えて気候危機の状況に立ち至っている」という宣言をいたしました。現在に至るまで、自治体でも同様の決議が次々になされているところでございます。

そして、国と地方との関係では、昨年12月に2030年までに脱炭素を実現する「脱炭素先行地域」を少なくとも100カ所つくって、それを脱炭素ドミノとして、日本中に広げていくという方針が打ち出されました。今まで主に分野別におこなわれてきた対策だけではなくて、地域全体としてCNを実現していくという意味で大きな宣言であったと言えます。今年に入りますと、総理は2030年度に2013年度比で温室効果ガス46%削減を宣言いたしまして、先ほど会長のお話にもありましたように、6月には改正温暖化対策推進法が公布され、そのなかで法律のなかに初めて脱炭素社会の実現ということが明記されました。

この法律では、脱炭素社会について、「人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会」という長い定義がなされていますが、要するに私たちが一切CO₂を出さなくて生活するというのではなくて、出した分をどこかで吸収して、そのバランスがゼロ以下になる社会が脱炭素社会ということになります。そのための対策の柱となる2つの計画として、地球温暖化対策計画とエネルギー基本計画が今年改定されました。CO₂としては8割以上がエネルギー起源になりますので、第6次工

エネルギー基本計画が10月22日に閣議決定されたことは、まさにCOP26に日本が対策を持参するための準備であったと言えます。

他方、廃棄物・資源循環分野では、4月に中環審の循環部会に「2050年カーボンニュートラルに向けた廃棄物分野の脱炭素対策について」という資料が提出され、また8月には「廃棄物・資源循環分野における2050年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた中長期シナリオ(案)」が提示されました。これらの点については、後ほどもう少し詳しくご説明をさせていただきます。

自治体におきましては、2050年カーボンニュートラルを表明した自治体が、まさにドミノ式に増えておりまして、現在表明している都道府県は40、287の市、12の特別区、116町、24村にのぼっています。日本の自治体のなかで温暖化対策を牽引してきたのは、1つは言うまでもなく京都議定書採択の地である京都です。京都議定書の採択以来、いち早く数値目標を条例化し、一定の新築建築物等について再生可能エネルギーの導入を義務付け、国際的な脱石炭連盟に日本の自治体として初めて参加するなど、次々と先駆的な政策を打ち出してきています。また、最も人口の多い東京都は、小さな国と同じ規模の予算を持っているメガシティとして、独自の排出量取引制度を含めて、特徴的な対策をとってきました。

それ以外の地域でも、再生可能エネルギーを増やしていくことによって地域再生をしていこうという明確なビジョンを持つ自治体が増えてきたというのが、最近の大きな特徴ではないかと思えます。

有名な話ですけれども、例えば北海道の下川町は、自分たちの町を1つの国と見立てて、輸出・輸入のような形で自分の町から出ていくもの、買っているものの収支を考えてみた場合、エネルギーさえ自給できれば大幅な黒字になるが、エネルギー部分が赤字であるという認識に至り、この赤字部分を自分たちのところにある資源を利用して、バイオマス等により自給できれば、大変豊かな黒字の町を実現できるという考え方で、再エネ普及に取り組んでこられました。

また、同じく有名な話ですけれども、長野県の飯田市では再エネ条例をつくりました。今、風力、地熱、ソーラーなど、あちこちに再生可能エネルギー施設がつくられています。同時に地域では、それらの施設を巡るさまざまな紛争が生じています。例えば大きな企業が地域の資源を使いメガソーラーで大きな収益を上げているのに、地域にはほとんどお金を落としてい

かない。あるいは、住民との合意形成が不十分であるという状況に鑑みて、地域の資源については地域の人々がその使い方を決定する権利があるはずであるという地域環境権の規定を自治体として初めて導入して、地域参加型の再エネ普及に取り組んでいます。

日本の総人口は、現在約1億2600万人であるところ、これらの宣言自治体を全て合わせますと、すでに1億1177万人がカーボンニュートラルを表明している自治体に住んでいるということになるわけでございます。

他方、世界を見ますと、先ほど述べましたように、多くの国が日本よりも早く2050年カーボンニュートラルを打ち出しておりますけれども、2大排出国であるアメリカは、2030年に2005年比で50~52%削減、中国は2050年ではなく、2060年までにカーボンニュートラルの達成努力をすとしており、他の国に比べるとトーンダウンしています。それに対しまして、EUは2030年までに55%以上の排出削減、2050年カーボンニュートラルを宣言し、議長国であるイギリスは今年に入り、2035年に1990年比78%排出削減を打ち出しています。

ここで注意しなければいけないのは、今までは気候変動対策をとるということが、産業界の負担になる、追加費用を出さされる、経済成長を妨げるという考え方が主流であったのに対して、この部分が劇的に変化しているということです。これがいわゆるデカップリングといわれるもので、経済成長はするけれども、カーボンニュートラルも実現するというように経済成長と対策を切り離すということです。両方を実現するというWin-Winも可能であるし、そして産業構造の転換にカーボンニュートラル対策が役に立つのだという考え方が急速に広がっています。

しかも、政府あるいはNGOの間にそうした考え方が広まっているだけではなく、事業者の間にこのような考え方が急速に広がっているということが大きなポイントです。その理由は、気候変動が経済活動にとって重大なリスクであるという認識が広まったということが大きいと思われます。

昨年来、コロナ問題を通じ、感染症がいかに重大なリスクであったかということ、私たちはまざまざと見せつけられています。その前年、世界の財界人が集まった国際会議で、トップのリスクとされたのは気候変動です。考えてみますと、私たちはこの間、洪水等々の災害対策に巨額の資金を支出しています。例えば損保も多額の保険金を支払っているわけですから、

これが気候変動によるものであるということであれば、そのリスクの低減、気候変動対策は、当然、財界にとっても大きな関心事であるということになります。

また、SDGsの流れもあり、事業者到人権や環境デューデリジェンス (Due Diligence)、一これは適切な配慮と訳されることが多いのですけれども一が求められるようになってきました。EUでは法により義務付けるということになってきていますので、こうしたことができない企業は生き残れない。生き残れないというのは、政府の規制で生き残れないのではなく、投資会社がそういう企業はリスクが高い会社として、投資対象から優先順位を下げていく。ESG投資と言われるように、環境、社会、そしてガバナンスの取組みをしっかりとやっているかどうかによって優先順位が決まるという状況になってきているからです。政府の政策で社会を変えるという従来の流れに対し、別のアクターによるダイナミックな動きが起こっている。この変化をきちんと捉えておかないと、国際的な対応に取り残されてしまう可能性があります。

2017年には、金融安定理事会が気候関連財務情報開示タスクフォースの報告書を公表し、気候関連のリスク情報をきちんと開示していくことを打ち出しています。開示内容には、原材料、排水、廃棄物情報、サプライヤー情報等が含まれています。本体の会社自体がいくら対策をしても、いわゆる下請け、孫請け以下の会社も含め、関連会社が国内外で不適正なことをすれば、本体も大きなダメージを受けかねません。

循環の分野でも、サーキュラー・エコノミー・ファンドのようなものが出てきて、循環対策を推し進めることで間接的にメリットを受ける企業をプラスで評価するというをおこない始めています。リサイクルできない素材の代替物の製造会社を高く評価するという例はわかりやすいと思いますけれども、そのほかにも短期的に廃棄物処理コストが増えることによって利益が上がる廃棄物管理企業に投資をするといったような動きも現れています。

しかし、そもそもなぜカーボンニュートラルを目指さなければならないのでしょうか。ここで、気候危機とは何かという、そもそも論を少しさせていただきたいと思います。

国連の関係機関であるIPCCによれば、世界の平均気温は昨年までに1850年と比べてすでに1.09℃上昇しており、このままですと、2030年から2052

年の間に1.5℃上昇する可能性が大きいとされています。この状況が深刻視されているのは、1.5℃を超えるとティッピングポイントを超えるのではないかとされているからです。ここでティッピングポイントというのは、それを越えてしまうと、長期に渡って取り戻せない不可逆的な変化が一気に生じる可能性があるということです。

別の例を挙げますと、生物多様性分野でも、例えば絶滅危機に瀕している動物のなかに、マダガスカルに生息するインドリという大きな霊長類がいます。パッと見ると少しだけパンダに似ています。私が10年以上前に現地でインドリを見たときには、もう300頭近くにまで減っていると言われていました。これがもう少し減ってしまいますと、どんなに保護活動しても絶滅が免れないレベルになってしまいます。そこから、どんなに増やそうとしても、元に戻すことができない。それと同じように気候変動の分野にも、ティッピングポイントというのがあるという認識が出てきました。そして、これから10年頑張ればティッピングポイントを超えないようにできるというメッセージが出されたことが、カーボンニュートラルの動きがこれだけ広がっている大きな要因です。

今年8月のIPCC第6次報告書では、20世紀半ば以降の温暖化は人間の影響であるとされています。このことは皆さんもうすでにご存じかと思いますが、それまでは、「ほぼ人間の影響である」という言い方がなされていたのに対し、人間の影響であると断定されたことがポイントです。また、熱波や豪雨等の極端現象の増加は、世界中のほぼ全ての地域で起こっており、命に関わる被害が生じているが、その極端現象も気候変動の影響であるということが示されました。あるドイツの財団の評価によれば、一昨年に気候変動被害を一番受けたのは、日本であるという評価もなされています。そして、これから何が起こるかに関しては、放っておけば、今世紀中に地球の温暖化が1.5℃のみならず、2℃を超えてしまう可能性があって、そうすると100年から1000年の時間スケールで不可逆的な海洋変化が起こりうる。これに対し、1.5℃に抑えた場合には、極端現象を30%程度削減することができるという報告がなされています。

そこで出てきたのが、カーボンバジェットという考え方です。人間がどんどん温室効果ガスを出して、それが一定の量を超えると1.5℃、ひいては2℃を超えるということになるので、1.5℃に抑えるためには、人類が出せる温室効果ガスがあとどれぐらい残ってい

るかを考える必要があります。温暖化を一定の温度に抑えるために排出できる、温室効果ガスの累積排出量の上限をカーボンバジェットと呼んでいます。

もうすでに毎年300億トンペースでCO₂を排出していますので、このままでいくと1.5℃に抑えるためには、あと約15年で排出できる量がゼロになってしまいます。単に一部の研究者が言っているのではなく、IPCCという国連の関係機関の報告書に基づいて計算すると、残る排出可能量はわずかになってきているということが、はっきりしてきました。

2020年の世界の気象災害を見ても、例えば、森林火災がアマゾン、アジア、北米……と世界各地で起こっています。私は一昨年、ボルネオに行きましたが、帰ろうとしたら、森林火災で空港が次々に閉鎖になっていくのです。そのままではジャカルタに帰れない。ジャカルタに帰れないということは日本に帰れなくなるので、夜中にどんどん車を走らせて、火事が追ってくるのと競争でようやく別の空港から飛行機でボルネオを出ることができました。昼になっても、本当に薄暗い状況でした。

また、アメリカのカリフォルニア州デスバレーでは54.4℃を観測するなど、外には出られない暑さになった地域もありますし、気候変動というと暑くなるだけかと思う方もいますが、逆に、極端な寒さを観測した地域もあります。

日本では、周知のように昨年の豪雨で多くの死傷者が出ました。財産被害の回復、インフラの復興には莫大な費用がかかりますが、生命の被害はお金で償うことができません。このままにしておくと、日本はどうなってしまうのか。日本の気温は1.4℃から4.5℃まで上がるとか、台風の割合も増えてくるということが言われています。また、海面が71センチ上昇するだけではなく、海水温の上昇が深刻な影響をもたらすと予測されています。最近、日本の沿岸では魚がとれない、サンマも不漁ということが言われております。私、数日前まで約1年半ぶりの出張で北海道に1週間ほど行きましたが、北海道ではとにかくシャケもシシャモもとれない。海水温の上昇も、その一因として指摘されています。このように、気候変動は、私たちの生活のありとあらゆる分野に重大、緊急な影響を与えています。

日本国内の気候変動の影響評価報告書によりますと、重大で緊急性が高い影響を受ける分野が33項目あります。例えば、農林水産業であれば病害虫、自然生態系であれば沿岸生態系、あるいは逃げることで

きない高山系の植物に重大な影響が出る。洪水、高潮、土石流等の災害に加え、健康に関しても、熱中症だけではなくて、さまざまな感染症の被害が懸念されています。建設業も、今以上に熱中症対策をして活動しなければならなくなるなど、ありとあらゆる産業分野に影響が出る。そのために、SDGsの考え方に基づいた統合的な取り組みが求められているのです。

国連では、従来環境問題については国連環境計画（UNEP）が中心的な役割を担ってきましたが、近年、ここまで来ると気候変動は大気汚染と同じように公害問題である、人権問題であるという考え方が強まっており、国連人権理事会が次々と関連の決議をしています。

また、各国で国や企業を相手とした気候変動訴訟が提起され、注目すべきことに、原告勝訴の判決がいくつか出始めています。例えば、オランダの最高裁が2019年に出したUrgenda判決という有名な判決では、政府に対して一もうすでに過ぎてしまいましたが一2020年末までに温室効果ガスを25%以上削減するよう求める請求が認められました。政府が対策を怠ることは、国民の生命の権利と私生活の権利一私生活の権利が、何の関係があるのかと思われるかもしれませんが、平和な家族生活を営む権利のことで、日本で言う人格権のようなものです一を脅かすことになる。国はそうした侵害から私たちを守る必要があるのに、その人権保護義務に違反するという判決が出されています。

この判決にも、カーボンバジェットの考え方が大きな影響を与えています。排出できる量に限界があるならば、対策を先延ばしにすると費用やリスクが高くなる。30%削減すべきとか、50%削減すべきとか、それを判断するのは裁判所の役割ではないけれども、25%削減というのは国際的な最低レベルの要請なので、裁判所がこれを命じることができるという判決です。

そして、今年の3月にも、ドイツの連邦憲法裁判所で大変注目すべき判断が出されています。これはドイツの若者が提起した訴訟です。今日のパネリストの小林さんは、子どもたちの未来のために環境教育に力を入れているということを書かれていますが、ドイツでは若者たちが一ドイツといえは気候変動対策に熱心というイメージがあると思うので、すけれども一それでも対策が不十分だということで裁判を起こしました。

ドイツでは、気候対策を定めている気候保護法が、

2050年カーボンニュートラルや2030年55%削減を明記していましたが、その間の期間の削減目標が空白でした。そうすると本当に温室効果ガスを減らしていけるのかどうか不明である、ということが問題になりました。この法律をそのままにしておくと、将来—将来といっても100年先ではなくて10年先、20年先、今18歳の若者が28歳、38歳になって——一番精力的に社会的な活動をしていく時期に、自分たちのやりたい活動ができなくなる。これ以上CO₂を出せないと言われたら、自分たちの精神的な活動が制約されるだけではなくて、経済活動もできなくなってしまう。新しい事業をやりたくても、「CO₂を出すから駄目」と言われてしまう世の中になってしまったら、大きな影響を受けることになるとして、訴訟を起こしました。裁判所は、オランダの判決と同様に、カーボンバジェットの見方から立って、若者たちの主張を認めました。判決後にドイツ政府は、当初のスケジュールを前倒しにして、カーボンニュートラルを2045年までに実現するという事を閣議決定するに至っています。ドイツは、脱原発、脱石炭をすでに宣言していますが、さらなる新たな挑戦を始めたということになります。

このように気候変動による影響が人権問題であるという考え方は、ヨーロッパにとどまらず、世界中に浸透しつつあります。どのような人権が問題になっているのかというと、すでに触れた生命権や日本で言う人格権のほかに、健全な気候享受権がありますとか、将来世代の人権でありますとか、さらには自然の権利の侵害ということが言われるようになってきました。考えてみますと、気候変動の影響を受けるのは人間だけではなく、動けない植物でありますとか、あるいは昆虫でありますとか、すべての生き物が影響を受けるわけです。人間以外のものが権利を持っていないのは当たり前であると私たちは思ってきましたし、日本では今でもそう思われていますが、世界的に見ますと、研究者やNGOが「自然にも権利がある」と主張しているという段階を超えて、エクアドルの憲法に自然の権利が明記され、ポリビアで「母なる地球の権利法」という法律が採択されるなど、人の権利にとどまらず、環境を巡る権利の概念がさまざまなかたちで拡大しています。日本では今まで環境権自体も裁判や法律で認められてこなかったのに対し、国連の調べによりますと、実はすでに世界の156カ国—国連加盟国が約200カ国ですので、その3分の2以上—が環境権を承認しており、日本は残り40カ国の中に含まれると

いう状況にまで至っています。その状況を知らないと、グローバルな企業が権利侵害として訴えられる可能性もあります。

世界の温室効果ガスの排出動向を見ますと、中国はまだ増え続けており、中国、米国が2大排出国で、日本は3.2%ぐらいを排出しています。日本の総排出量は次第に減っており、これは省エネや再エネの拡大でありますとか、あるいは原発再稼働によるものであるとされています。

廃棄物分野は、一貫して排出量全体の3%ぐらいを占めています。廃棄物分野の排出内訳を見ますと、約8割がCO₂、その約76%は廃棄物の焼却・原燃料による排出で、焼却部分の4分の3が廃プラと廃油となっています。プラスチックに関しましては、先ほど会長からお話がありましたように「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立し、来年4月施行に向けて、現在、施行令や施行規則を整備中です。

しかし、プラスチックについては、レジ袋にとどまらず、もうすでに大きな変化が起こってきていることを私自身も感じています。1週間の北海道出張でいくつかのホテルに泊まりましたが、最近はお風呂のような大きなお風呂が個別のお部屋とは別につくられているところが多いように思います。今日のパネリストの樋口さんは、プロフィールによりますと、銭湯好きとのことですが、私もお風呂や温泉が大好きで、小さな部屋のお風呂より大浴場に行きます。今までですと、部屋や脱衣場には、ヘアキャップなど、プラスチック包装のさまざまな小物が山のようにありました。ヘアキャップのように中身もプラスチックの場合も多く、ゴミ箱がプラごみでいっぱいでした。ところが、それが、どこにもない。「必要な方はフロントまでお電話をください」という掲示があったりするだけでした。これは今までなかったことです。こうした変化がすでに起こり始めています。

ただし、日本のCO₂排出量は減っているとは言っても、2050年までにカーボンニュートラルを達成するということになる、まだ今日明日の段階では、なかなか想像がつかない。2050年ゼロにしていくためには、2030年で何を達成し、そのために今、何をしておくべきかという見通しが必要です。

例えば新築のビルは、数年前であれば、従来型に比べて30%エネルギー節約ができれば、表彰されるような立派な環境配慮建築物だったわけです。しかし、今ではよりランクが上のZEB、すなわちネット・ゼ

ロ・エネルギー・ビルが目指されていて、30%削減では足りないということになります。現在つくられているビルディングは、ほぼ確実に2050年にも存在しているでしょうから、今対策を強化することが重要です。

それでは、今まで日本は、このような中長期的な視点に立った対策をしてきたのかということについて、考えてみたいと思います。気候変動枠組条約ができたのは1992年ですから、今まで30年の猶予があったはずです。この間にもっと温室効果ガスを減らしていたら、私たちは2050年までにカーボンニュートラルを達成しなくても済んだのかもしれない。しかし、今やカーボンバジェットの残りが少なくなり、2050年までに達成しなければ、ティッピングポイントを超える可能性が出てきているわけです。

日本も、一応まじめに対策をしてきたことは、してきました。1997年には京都で京都会議を開催し、その前に各国の政策分析をして、私もその分析チームに入っていました。京都会議の際にも、京都国際会議場にいましたけれども、当時はまだまだ対策が不十分な国が多く、日本が進んでいるということを私自身も肌で感じることができました。その後、1990年比6%削減という京都議定書の目標も達成しました。京都議定書は先進国だけに義務付けをし、中国等は削減義務を負わなかったのに対し、2015年のパリ協定では、中国、インド、ブラジルといった途上国も含めて全ての国が削減を約束しましたが、何%削減するかについて法的拘束力のある各国目標は定められませんでした。その代わりに、削減目標を自分で決める義務はあるというかたちで、多くの国の参加を確保しました。

残念ながら、日本はパリ協定への署名が遅れ、あと少しのところまでパリ協定の発効までに加盟国にはなれなかったのですが、とにかく日本もパリ協定に参加しました。もっとも、2015年の段階になると、1990年代とは違って、石炭火力発電所の新規増設をはじめ、さまざまな批判を受けるようになってきました。現在、日本がイニシアティブを取れているのは適応対策です。すなわち、洪水等の災害対策の分野では存在感を発揮できているけれども、緩和対策で主導権を握っているとは言えない状況になっています。

気候変動対策のために、どのような法律があるかということについては、お配りした資料に図を示しています。後でこれを見ていただければと思いますが、特徴の1つとして、地球温暖化対策推進法という法律があります。このような特別法の制定は世界に先駆けた

ものでしたが、それだけで気候変動対策は進められません。温室効果ガスはエネルギー由来のものが多く、エネルギー関連の法律の役割も重要です。エネルギー分野には、基本法だけでもエネルギー政策基本法、バイオマス活用推進基本法、原子力基本法といったものがあり、それぞれに関連する個別法があります。再エネに関するものとしては、再生可能エネルギーの固定価格買取制度について定める「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」一通称「FIT法」一や、農村、漁村で再エネを促進していきましょうという法律として「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」というものもあります。また、海上風力を推進していくための「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」一通称「再エネ海域利用法」一など、実にさまざまな法律があって、関連する省庁も多岐に及んでいるということについてのみ、ここで述べておきたいと思います。

何れにしても、具体的な対策は、どのように再生可能エネルギーを増やすか、省エネをするか、起こってしまう気候変動に適應していくか、ということが基本となり、それぞれの柱に関する個別法がありますが、このどれか1つに注力すれば良いというものではなく、全てを行う必要があります。さらに、排出された温室効果ガスを森林で吸収するほか、カーボンリサイクルのためにどこかに貯留する方法が議論されていますが、これに特化した法律は日本には未だありません。

日本の国内対策の特徴は、基本的に規制的な手法の活用が限定的で、自主的取組みを重視してきたことにあります。事業者であれば、経団連の自主行動計画に多くを依存している。自治体であれば、自治体側に何かを義務付けるのではなくて、環境モデル都市というかたちで頑張っている自治体を支援する。そして、国民に対しては、「COOL CHOICE (クール・チョイス)」のような啓発をするというようなことをおこなってきました。これに対し、炭素に税をかけるとか、排出量取引を導入するなどの経済的手法の活用には極めて消極的で、法的に一定のCO₂削減を義務付けるということにもあまり力を入れてきませんでした。

もちろん、報告書制度やトップランナー方式というのはありますけれども、排出削減の義務付けは限定的です。それだけではなく、都市計画分野も含めて、地

域全体でカーボンニュートラルを促進するという面的な取組みの弱さも否めないところです。「都市の低炭素化の促進に関する法律」—通称「低炭素まちづくり法」—という法律があるのですが、この法律に基づいて取組みを進めているのは26自治体にとどまります。日本には1700以上の市町村がありますので、そのなかの26ということを考えますと、極めて少ないということが分かります。

今後の方向性について、今年改訂された地球温暖化対策計画では、従来の対策をより強化していくという方向性が示されています。また、エネルギーに関しては、基本的には気候変動対策とともにセキュリティ、すなわちエネルギー安全保障ということが大きなテーマになっています。そのために、再エネだけではなく、原発や石炭火力を一定割合維持するという方向性がエネルギー基本計画では示されています。

政策の目玉についても、配付資料にいくつか書いておきましたが、少し注目されるのは、地域脱炭素化促進事業というものが入ったということです。これは、個別の事業者さんが何かするというよりも、地域でまとまって何かをするという、面としての取組みを意識した事業です。うまくいくかどうか、もう少し見てみるとその有効性は分からないと思っていますけれども、点ではなく面としての取組みに力を入れるという方向性が認められるという点は大きいと思います。

廃棄物・資源循環分野は、先に述べたように、エネルギー、非エネルギー系合わせて3%程度の温室効果ガスの排出源になっています。これまでも、すでに熱回収、廃棄物発電等が進められてきましたが、カーボンニュートラルに向けたさらなる取組みが求められています。

そこで注目されるのが、サーキュラー・エコノミーという考え方です。サーキュラー・エコノミーが従来の3Rとどこが違うのかということについては、似ている部分もあるし、似て非なる部分もあります。サーキュラー・エコノミーは5Rではないかというご意見もあると思いますけれども、基本的には、3Rの強化に加えて素材転換を図っていく、あるいは、素材の投入の部分での資源効率性の向上を図っていくということが特徴ではないかと思います。

そして、バイオプラスチックやリトレッドタイヤといった新たな製品に加え、サブスクリプションやシェアリングのように、単にものを売買って消費するのではない、新しいサービスが生まれています。資源の投入から循環までを見据えた経済を確立していこうとい

うのが大きなポイントです。

そのほか、再エネを導入し、焼却を減らすなど、基本的に従来の対策強化に近いものもあります。それでも、必ず焼却が残る部分はありますので、それをどうするかについては、CCUSと呼ばれる考え方が打ち出されています。排出されたCO₂を回収して地下貯留したり、回収したものをリサイクルしていくという、カーボンリサイクルの考え方です。

先ほどのビルディングの話と同様に、廃棄物の処理施設、処分場については、時間軸で考える必要があります。許可を取ってつくるまでに時間がかかりますし、操業期間も10年以上にわたるため、政策の将来の方向性を明確に示すことが重要です。また、パッカー車の脱炭素化、プラスチックの総量削減を含め、多様な総合的対策がとられていくことになりませんが、環境配慮設計を強化し、資源の投入段階から天然資源を抑制し、地域レベルで循環を考えることが求められるなか、循環、廃棄物業界がいかに資源投入分野に関わっていくかということも検討すべきポイントではないかと思います。そして、今後、ごみ質が大きく変化し、例えばプラスチックの割合が減ってきますと、発電効率も悪くなるということが懸念されますので、そのなかでどのように高効率のエネルギー回収をしていくのかなどについては、新たな技術開発も求められています。そのための予算については、気候変動対策のために2兆円の基金が用意されました。これまでの予算規模から見ると増えていることは増えているのですが、中国などの予算規模と比べると、まだまだ少ないという意見もあると思います。

また、二酸化炭素以外のメタンに関して、循環・廃棄物分野の貢献が大きく期待されるところです。最初に述べたように、中国、アメリカがメタン対策で共同宣言を出しましたが、メタン対策は日本が大変進んでいる分野です。そのほか、一酸化二窒素を含め、CO₂以外の部分でも対策が求められています。

さらに、地域全体のつながりという意味では、気候変動の適応策として流域治水が推進され、森林の保全や整備が進むと、バイオマス発電への活用など、森林政策と循環政策の連携といった観点も必要になってきます。

具体的にどのように政策統合をしていくかということについて、環境省がこの間力を入れているのは、ローカルSDGsの推進です。資源循環だけではなく生物多様性等も含めて地域循環共生圏をつくっていくという方針を掲げています。心の中では地域循環共生

圏自体、よく分からない概念だと思っている方がいっぱいいらっしゃるかもしれませんが、これは、各地域の資源を最大限活用しながら、自立分散型で地域の特性に応じて資源を補完し、支え合うことによって地域の活力が最大限に発揮されるような社会をつくっていきましょうという考え方です。廃棄物・資源分野関連でも、いくつかのモデルが示されていますが、すでに「うちでもやっている」というものもあると思いますので、配布資料を見ていただければと思います。

こういうさまざまなモデルが示されていますけれども、これらの将来像は、10年後、20年後の実現を目指したものです。50年後、100年後ではありません。気候変動について、1992年から今まで30年のリードタイムがありましたけれども、このリードタイムを本当に有効に利用できたのかが問われています。諸外国が経済的な戦略としてもカーボンニュートラルを活用していこうとするなかで、日本がどのように社会のリノベーションをしていくのかという目標をはっきりさせて、その予測可能性を向上させないと、なかなか事業者としても動きにくいということがあると思います。

しかし、社会の将来像は国が一方向的に決められるものではありません。科学的なデータと十分な参加に基づく議論によって合意形成をしながら明確にしていくべきものです。政策の作成や実施に関し、すでに国が唯一のアクターではなくなって、事業者、NGO、自治体の役割が大きくなっているというパワーシフトのなかで、いかに認識を共有して政策を進めていけるかが問われています。

気候変動対策は、私たちが50年前に戻って不便な生活をしなければならないということの意味するのではなく、生活の質を向上させるイノベーションにつながる可能性があるとして、対策は自由の制限であるということからの発想の転換が広がっています。その実現に、静脈産業である廃棄物・資源分野は大きな貢献ができる、静脈産業と動脈産業をつなげていくこともできると期待されています。仁保さんがプロフィールに「コミュニティ事業をさまざまに展開されている」とお書きになられていますが、そうした幅広い取組みのなかで、地域ごとの新しいアイデアが生まれる。資源循環、生物多様性に取り組むことが地域の再生やグリーン成長につながるということです。

そのための基盤となるのは、情報のオープンデータ化を含む積極的な情報発信です。虚偽の情報を防ぐだけでなく、十分な情報がなければ、投資リスクも大

きくなります。投資家は情報開示を求めています、投資家だけの問題ではなく、情報公開、オープンデータ化ができるかできないかということは、地域で資源循環の面的な取組みをしていくための大きな鍵となります。そして、マルチステークホルダー・アプローチという考え方に立って、取組みに参画する市民、さまざまな政策的なツールを持っている各分野のNGOとの協働も、極めて重要になってくると思います。

以上で、私の話は終わりますけれども、もうすぐグラスゴーで、今日がよい一日になるかどうかが決まります。グラスゴーは、イギリスのなかでもスコットランドというウイスキーの有名な地域にあります。実は私は、以前グラスゴーに行って、ホテルの部屋でびっくりしたことがあります。小さなウイスキーの小瓶をお部屋で売っていることはよくあると思うのですが、昔ながらの伝統的なホテルに泊まったら、何種類ものウイスキーが大きな水差しのような器に入っていて「自由にお飲みください」という仕組みでした。

今日のパネリストの山口さんは、「酒とおもしろいことが好き」と書かれておりますけれども、この後に皆さんと一緒にCOPの成果を祝う乾杯ができるかどうかという重要な局面を迎えています。パネルディスカッションのコーディネーターの花嶋先生は、私は以前から各種の会議で一緒しておりますけれども、「なにわエコ会議」の会長等として、まさにこの地域、大阪のさまざまな状況を熟知していらっしゃいます。その花嶋先生のコーディネートで行われるこの後の議論を大変楽しみにしております。地域発のさまざまな取組みにより、国内でも、国際的にも、カーボンニュートラルの取組みが少しでも進むことを祈念いたしまして私の報告とさせていただきます。ご清聴ありがとうございます。

パネルディスカッション

資源循環分野から取り組む脱炭素社会の実現

コーディネータ
花嶋 温子 氏



大阪産業大学
デザイン工学部
環境理工学科准教授、
環境省3R推進マイスター

パネリスト
小林 昌代 氏



有限会社清菱
代表取締役

パネリスト
仁保めぐみ 氏



有限会社エビオ
代表取締役社長

パネリスト
山口 玉緒 氏



株式会社
エンタープライズ山要
代表取締役

パネリスト
樋口かのこ 氏



株式会社樋口商店
代表取締役社長
(公社)大阪府産業
資源循環協会理事

【司会】 ただいまからパネルディスカッションを始めます。まずパネルディスカッションにご参加いただき皆様をご紹介します。

まずパネリストの皆様のご紹介です。有限会社清菱代表取締役、小林昌代様。有限会社エビオ代表取締役社長、仁保めぐみ様。株式会社エンタープライズ山要代表取締役、山口玉緒様。株式会社樋口商店代表取締役社長、公益社団法人大阪府産業資源循環協会理事、樋口かのこ様、以上、4名の皆様でございます。そしてコーディネーターは大阪産業大学デザイン工学部環境理工学科准教授、花嶋温子様でございます。テーマは「資源循環分野から取り組む脱炭素社会の実現」でございます。皆様、よろしくお願いたします。

【花嶋】 はい、ただいまご紹介いただきました花嶋温子です。私自身は、環境工学をやっておりまして、そのなかでも特に廃棄物計画について日々取り組んでおります。つい今週の火曜日に全国の焼却工場に向けて1000通ほどのアンケートを送りましたところ、「ここが分からない」「あそこが分からない」というメールが今、このスマホにがががやってきておりまして、てんやわんやですけれども、そんな毎日を過ごしております。

それでは、本日のパネルディスカッションなんで

すけれども、先ほどのご講演、素晴らしい大きなお話をコンパクトに、それも最後きっちり時間内に終わったところが素晴らしいなと思ったんですけども、お話しただきまして、カーボンバジェットですか。今までに2兆トンほど使っちゃったので、あともう0.5兆トンぐらいしか残っていないと。で、1992年の気候変動枠組条約でしたっけ、あのときからもう30年間、何となくうかうかしているうちにもう余裕がない状況になってしまったということ。じゃあ、廃棄物分野はどのぐらい出してるのかっていうと、日本国内で、すみません、よく見えなかったんですけど、2~3%ぐらいですか。丸だそうですので、2~3%ぐらい出しているけれども、これからこの廃棄物分野でどうやって取り組んでいくかというようなことが重要になるということ。

それでは、私たちこの大阪の企業、大阪の廃棄物分野の企業が、どのようなことをやっているのか、具体的にやっているのか。そしてそれが地域のなかでどのような立ち位置に、どのようなポジションにいるのかというようなことについて、今日はこの4人の方々にお話を伺っていきたいと思います。それでは、まず簡単な自己紹介からお願いしたいと思います。それでは、まず小林様からお願いいたします。

【小林】 はい、皆様、こんにちは。私は大阪の隣の尼崎なんですけれども、尼崎に一般廃棄物、そして産業廃棄物、これの収集運搬をやっている会社を営んでいる小林です。尼崎と大阪というのは、本当に密接な都市なので、尼崎で何かして大阪でもということは多々皆さんあると思います。業者さんのほうも、尼崎と大阪、同じところに支店もあったりとかするので、そういった点では大阪も兵庫も、とても産業廃棄物に関してはお互いにいろんな知識を情報交換をしてやっていると思っております。私どもも尼崎と大阪、両方入らしていただいてまして、尼崎のほうで一般廃棄物にも携わってまして、今日はそういった一般廃棄物、そして産業廃棄物の両方の話をさせていただければなと思っております。よろしく願いいたします。

【花嶋】 ありがとうございます。尼崎は電話番号も06ですしね、大阪ですね。はい、それでは次に仁保様、お願いいたします。

【仁保】 皆様、こんにちは。有限会社エピオの代表取締役社長をしております仁保めぐみと申します。当社エピオは今年、40周年を迎えました。尼崎市役所前に本社を構えまして、あと市内にもう1カ所、滋賀支店の3拠点で貨物運送業、普通産廃、特管産廃の収集運搬業を主にしております。収集運搬業としては、運ぶ仕事だけではなくて、「こんな廃棄物で困っている」といったお客様からのお問い合わせに対してその都度、サンプルや排出工程、分析などを伺いながら、「処理は何せ早くしてほしい」という時間重視なのか、「どんな処理でもええから単価を安く」というものなのか、埋め立て率を減らす取り組みをしているからということでリサイクルしたいのか、手間を省きたい、電子マネーで運用した業者での処理がいいのか。あと取引先の環境認証の有無、ISOやエコ白書を持っている業者で処理してほしいといったような希望、あと優良認定の業者での処理を希望したいというものなど、あらゆる方向からの提案営業をしながら、適正処理を推進している営業スタイルを取っております。そのお問い合わせも、協力会社さまが全国にありますので、全国規模で対応しております。もちろん当社も優良認定を取らせていただいております。その他のプロフィールは、すみません、今日のチラシの裏側のプロフィール欄でご確認ください。本日はどうぞよろしく願いいたします。

【花嶋】 ありがとうございます。続きまして山口

様、今日は素敵なお着物で、よろしく願いいたします。

【山口】 はい、お世話になります。エンタープライズ山要の代表取締役をしております山口玉緒です。今日は開口一番、「今日は気合い入ってんな、着物で」って言われたんですけども、ごみ屋なんですけれども、私は着物が大好きで、会社のほうには週1、週2ぐらいで着物で出社したりしてる変わった会社をしています。グループ会社である寝屋川市・交野市一般廃棄物収集運搬業をする寝屋川興業とともに、ごみ処理サービスを通じて笑顔を提供する企業として、地元を中心に廃棄物収集をさせていただいています。その1つとして、廃棄物収集だけでなく、社会貢献の分野でも多くの人に笑顔を提供できる企業を目指して、6つの目標を掲げ、社員一丸となって楽しみながら努力をしている日々です。その1つとして、政府内閣官房が社会全体の強靱化を進めることを目標として事業継続の積極的な取り組みをするために設立したレジリエンス認証に、おかげさまで廃棄物業界で第1号として認証登録させていただきました。楽しい場所には人が集まってよいご縁が繋がると信じておりますので、今日はしっかり楽しんで学んで帰りたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

【花嶋】 よろしく願いいたします。そして最後にこの大阪府産業資源循環協会の理事でもいらっしゃいます樋口様に、自己紹介をお願いしたいと思います。

【樋口】 はい、皆様、こんにちは。私、株式会社樋口商店の代表取締役の樋口かのこです。当社のほうは、大阪の東側、もう山側のほうなんですけど、奈良との境ぐらいですね、四條畷というところにありまして、建設廃棄物を中心に収集運搬、中間処理、最終処分までの一貫処理をおこなっております。そして協会、先ほどご紹介していただきましたように本日主催の大阪府産業資源循環協会の理事を務めております。同時に法政策調査委員会という委員会がございます。そこでは、協会が出す意見などを法令改正がある度になかで意見を戦わせながら提出しております。最近ではプラスチック資源循環促進法、こちらのほうをテーマに議論することが多いです。本日のテーマとも深く関係することです。本日はどうぞよろしく願いいたします。

【花嶋】 はい、ありがとうございます。それでは早

速、本日のテーマに入りたいと思うんですけれども、資源循環から取り組む脱炭素社会の実現に向けて皆さんの会社でもいろいろなことを取り組んでいらっしゃると思います。こうやったらうまくいったという話は、もちろんお伺いしたいんですけれども、うまくいかなかったというお話も含めて、脱炭素に向けてどんな取り組みをしていらっしゃるか。それでは、まず小林様からお願いいたします。

【小林】 はい。脱炭素というと、すごい言葉が難しく、何のことでしてらんだらうと思うんですけれども、私のところでは身近なごみ分別ということをお客さんには提案しています。分別は、本当に難しくも何ともなく、当たり前のようにやっていることが、実はすごく脱炭素にもつながっているんですよってというようなお話もさせていただいて、ごみの出し方というのはお話しさせていただくんですけども。工場や業種指定を受けている大きなお店とか、工場、店舗ですね、そういったところには廃棄物担当者さんという方がおられるんですけども、一般の商店とか、小さい飲食店さんとか、そういったところではもちろんそういう方はおられないんです。そして地域によってごみの出し方がまったく違うと。そもそも家庭ごみと事業系でも違うと。そういった説明のほうからして、「このごみはこうですよ、ああですよ」というのをお話をするんですけども、やはりなかなか根本的なことを分かっていたくないというのが実情なんです。そこで私のところは、お客さんと寄り添うというか、もう私が本当にストーカーのようにお客さんのごみ庫に張り付いて「このごみはこれですよ、あれですよ」ということを、本当に手間暇かかるんですけども、そうやって教えさせていただくと。

そしてそこで、今ちょっと少なくなってるんですけども、外国人労働者の方が多々おられるんですけども、その方たちに言葉が通じないんですね。ノー、ノー、ノーと言っても、全然何のこっちゃなと思われるので、目で見て分かるようにごみ袋の色を変えていただくということを事業所さんにお願ひしました。燃えるごみであったら緑にするとか、燃えないごみは黄色にするとか、そういう本当に目で見て誰でも分かるような、子どもでも分かるような、そういった本当に地道な取り組みというのは、私のところやらせていただいて、何とかごみを分別させていただくことをやっていますが、1年かけてもまだできていない業者さん、お客さんは、まだ

まだいます。なので、そういったこともちょっと今後は取り組んで、完璧な分別を目指して頑張っていきたいと思っております。

【花嶋】 ありがとうございます。先ほど何かお弁当食べながらもね、皆さんでこのプラスチックどうするとかいう話が出て、なかなか面白いジョークが飛び交っておりましたが。それでは、続きまして環境カウンセラーとしてもご活躍中の仁保様に、環境カウンセラーの立場と、それから社長さんの立場と、両方でのどのような取り組みをしてらっしゃるのかということについてお話を伺わせてください。よろしくお願いいたします。

【仁保】 はい。そうですね、環境カウンセラーとしての活動というものはちょっと後にして、すみません、当社の取り組みというところから、先にお話しさせていただきます。当社は、先ほど言いましたように収集運搬業を主にやっている会社です。実際に低炭素というところになりますと、きっと会場に来られています車両をお持ちの会社さまとほぼ同じようなことをしているわけなんですけども、まずはISO14001:2015というものを取得しておりますので、こういうものを最大に生かした取り組みをしております。

実は私がこの会社に入社する、約20年前なんですけど、廃棄物業界に入る前は普通にカフェで仕事していたわけなんですけどもね。こういう業界に入ったときに主要取引先さんが自動車製造の会社さんが多くて、その会社さまが「ISO取らんかったら仕事はやらん」という、それはうちだけではなくて、自分ところが仕事を出しているいろんな会社さまにそういうことを言ったんですね。ISOだけというか、エコアクションもそうなんですけど、環境認証がない会社には仕事はやりませんということを言われたために、それでどうしようかなと。さっきも言いましたように、私はもともとカフェに勤めてた人間で、まったくこの業界のことは分かりませんので、そういうときにこの大阪産廃協会さん、ごめんなさい、前の旧称で言いますが、産廃協会さんで知り合ったISOのコンサルの方からご指導を受けてISO14001を取得しました。

それでISOは環境認証ではあるんですけども、ただ単にその低炭素、なので、燃料とか燃費とかのことを考えるだけじゃなくて、要はその後、私はこの会社の代表になったんですが、普通、2代目とか3代目の方がぶち当たる問題かとは思いますが、社内



の統制がまったく取れていないということに気がしまして。で、私が、私の立場でいいですか、急に来た人間にいろんな指示をされても、社内の人間はあんまり言うこと聞きませんので、「ISOがこう言うてるから」と

か、「ISOの規格でこれは燃料、燃費も速度をちゃんと80キロとかに守ってやるんだよ」とかいうのを、ISOのせいにして会社を統制したということがあります。なので、こういう環境認証というのは社内構築に生かす絶好のツールだなというふうに思っております。今も続けております。あとは、車両の購入に関しても、入れ替え時は環境に優しい数値のトラックを入れるとかいうことを、意識付けしております。で、後にこのISOの取得に関しては、産廃の優良認定の規格にもなりましたんで、ちょうどそのとき苦勞して取ってよかったなとは思っております。すみません、長くなって申し訳ない。

私が環境省認定の環境カウンセラーとしてということなんですけども、廃棄物ということに関して、もう皆様方が本当に素晴らしい方がおそろいのなかで言うまでもないんですが、廃棄物のカウンセリングを専門としておりますので、こういった問い合わせは一般、あとは事業者、全国から寄せられておまして、もちろん無料で相談は乗っておりますが、その都度、法の遵守と適正処理を提案しております。

そのなかでの問題点としては、私どもの会社でも同じ問題があるんですが、排出事業者さんが処理単価になかなかご同意いただけないというような現実がございます。ちょうど昨日とか一昨日も、見積もり書を出したものが「高い」とかって言われて。ガソリンがこれだけ上がってるのに、あと人件費が、この業界はある程度人件費を出さないと皆さん辞めていっちゃいますので、そういう人材確保のためにも人件費が必要なんだよということも交えながら、決して高くないということを言いまして、まだちょっと結論に至ってないんですけど、そういうものがございます。

だいたい相談される内容に「今の業者さんが法的に不安がある」。例えば、マニフェストが返ってこ

ないとか、あとは現地見に行ったけど、その都度、そのときにぱっと機械の説明されて、「ほんまかいな」みたいな、「これ普段動いてんのかいな」というような感じがあったとかですね。そういう意味で法的に不安があるといった相談に対して、いろいろとどういふところを見たらいいとか、私なりの見地でお話しさせていただいたりしております。

最近では、やっぱりここで廃プラスチックを扱ってる会社さんがたくさんあると思うんですけど、もともとキログラム単価だったのに、立米単価に今変わっていったるんですよ。そうすると、やっぱり10年以上前に契約したとみられる、その不安な業者さんのキログラム単価から、どうしても値上がってしまう提案が受け入れられない。だから、要は10円以下で何かを処分してるのに「急に十何円で処理って言ってきてんけど、どう思います」って言うんですけど、私からすると当たり前やなと思うんですけどね、そういうことについての質問があったり。

やっぱり排出事業者さんが、適正処理の費用について、ご理解いただけないことに自分自身も困っております。やっぱり処理に関して、ここでは汚泥とか扱ってる会社さんも多いと思うんですけど、分析1つ、26項目もとっていただけない。「10万円以上しますよ」とか、「ええっ、そんなごみにそんなお金かけられへんわ」というところも多いです。要は結局、まだまだ排出事業者さんの意識の薄さにすごげんなりすることがあります。廃棄物処理というのは、一筋縄ではいかないなと普段から感じることです。はい、以上です。

【花嶋】 ありがとうございます。今の仁保さんのお話にもあった社内統制が大変ということなんですけれども、山口さんのところは、社員教育に非常に特徴があるというふうにお伺いしておりますが、その辺で脱炭素に向けてどのようなことに取り組んでいらっしゃるのかについて教えてください。

【山口】 はい。弊社も創業が来年で55年になる古い会社なので、祖父が創業して私が3代目なので、昔のブラックな体質というんですかね、ごみ屋業界はやっぱりブラックなところも多いんで、指示待ちな社員ばかり残ってるという言葉悪いんですけど、やっぱりちょっとやる気と責任感の欠如が問題やなというふうに私が代表になったときに感じましたので。まずそのやる気と責任感を育つような、そんな社内環境の醸成のために企業として取り組むべき6

つの課題をターゲットにしてそれぞれのチームをつくりました。

環境系エコアクション、事業継続計画、リスクアセスメント、社会貢献、イメージアップ、業務改善の6つのチームをつくったんですね。そのなかでカーボンニュートラルに対する取り組みとして、エコアクションチームとリスクアセスメントチームを併せて日野自動車さまのご指導のもとに社内講習で育成して、エコアクションチームと共同でエコドライブ講習を繰り返し、繰り返し実施してもらってます。講師をお招きしてお話を伺うというのはとても有益でためになる時間になるんですけども、どうしても1回きりでは身に付かない。ましてや中学校卒業してうちに来てるような男の子たちは、お話し理解できなかったりということが多いので、何度も質問できたり、何度も体感して身に付くようになっていようなかたちにしたかったので、社内講師制度にしました。講師自身も、教えるということはずごく学びが多いので、講師自身も、学ぶほうも、どちらにもいい結果につながってるんじゃないかなと思います。

【花嶋】 どうもありがとうございます。何かすごく頑張っちゃったチームがあるというふうにお伺いしたんですけども、どこかのチームがめっちゃめちゃ頑張ってるすぐ終わっちゃったっていうお話は何でしたっけ。

【山口】 頑張ったっていうよりも、それぞれ経営的な課題をベースに社会課題とくっつけてチームをつくったんですけども、業務改善チームって格好良くいいましたが、実は取り忘れがものすごく多かったんですね。毎日何本も何本もお客様から「うちのごみ置いてかれてんねんけど」というクレームの電話が多くて。まずうちは契約して月々ご料金いただくのは、この日に、この曜日に、この個数をちゃんと取るんだよっていうお約束のもとにお金をいただいているんですけど、それを忘れるのは、約束を反故にしていることで、会社として信頼感を損なうことなので、まずこれをなくしましょうということで、お客様満足度アップチームっていうきれいな名前なんですけど、取り忘れをなくしてくださいという目標を掲げたチームのメンバー募集をしましたところ、僕たちやりたいですって、すごく一番人気だったんですね。で、蓋を開けてみたら、取り忘れを取りに行く業務やと思ってたらしくて、「取り忘れなくなっへんやんか」と言って怒ったんですけ

ど。一緒になって毎月、月1のミーティングでPDCAサイクルを回して細かく改善をリストにしたりとか、改善をしていって、半年で達成することができました、取り忘れゼロっていうのを。今月に1件あるかないか、それは担当者がお休みで、そのコース慣れてない子が回ったときに1件あるとか、そんな内容なんですけども、今ではその取り忘れを取りに行くチームじゃないよねっていうのは笑い話にさしてもらってるんですけども。

【花嶋】 はい、ありがとうございます。すごいですね、やっぱりみんなでお互いに教え合うとか、お互いに考え合うっていうのは。今、学校でもそういうふうにしるというふうに言われてますけれども、社内でそういうふうな活動ができるっていうのはすごいと思います。そして最後になりましたが、樋口様に今まで小林様とか、仁保様とか「分かってもらうのがすごく大変なんです」というお話だったんですけども、樋口様の取り組みというか、脱炭素に向けての会社での取り組みっていうのは、どんなものがありますか。

【樋口】 はい。脱炭素ということで、プラスチックごみについてよく話題に上るようになりますけども、建設廃棄物をうちは扱っておりまして、そちらのほうでプラスチックが単体で発生することは、もうほとんどないんですね。基本的にコンクリートとか、レンガの破片とか、金属や木材のくずと、ごちゃまぜのいわゆるミンチ状態であることが多いです。当社の契約にはない想定外の廃棄物というものが混ざってることもあります。これにつきましては、例えばペンキ缶、お客さんのほうに相談されまして、ペンキ缶がありますと。その中で固まっていますか、固まってませんか。固まっていない場合は、これは油ということなので、うちのほうでは扱えません。固まっていたらオーケーですというふうに答えまして、中にウエスとか木とか、ひどいときには何か金属くずとか、そういうのも全部入れてきはるんですね。これがうちに入りますと、非常に破碎もしにくいし、非常に扱いが困ることがありまして。こちらのほうは、うちのほうでは処理困難物とい



うふうなかたちで扱わせてもらってます。これは、膨大なコストをかけて選別を徹底したり、これを固形燃料化するとか、ほかのかたちでいろんなことを考えるのですが、非常に難しかたちになりましたら、焼却、埋め立てというふうな選択を取らざるを得ません。

そのときに排出事業者さんに「こういうふうなかたちでリサイクルっておっしゃってたんですが、もう無理ですよ」と、「料金をいただきますよ」といったときに、やっぱり二の足を踏まれることが非常に多いですね。それでも、啓蒙を続けていくことは非常に大切だと思いますので、そのやり方も今は口頭とか、文書で一応渡すようにはしておるのですが、これをもっと簡単に見れるように。例えばユーチューブのかたちに、短いかたちですとか。そういうふうなかたちで何か皆さんが、お客様が見やすいようにできないかということをちょっと今、弊社のほうで考えております。

【花嶋】 ありがとうございます。ユーチューブはもうつくった。これからつくる。

【樋口】 これからです。

【花嶋】 分かりました。楽しみにしています。先ほども、大久保先生のお話のなかに廃棄物に関連してはやはり焼却からの二酸化炭素の排出が多いというようなお話があって。焼却について山口様が、一言あるというお話なんですけれども、というちょっと山口さん、お話を。

【山口】 そんな大層な話じゃないんですけど、単純に焼却が悪って、単純にね、測るのはどうなのかなと。環境負荷というのは、いろんな指標があると思うんですけども、それぞれの処分による単純なCO₂排出量だけを切り取って比較するっていうのが、もうそろそろナンセンスっていうか、もう時代にフィットしてないんじゃないかなというふうに感じます。運搬方法や距離でも大きく環境負荷の違いが出てきますし、容器や車両、機械などの製造工程や、処分のときに発生するCO₂なんかのことも大きく含めたうえで総合的に比較するような考え方がもうそろそろ必要で、みんなに浸透させたほうがいいんじゃないかなというふうに考えます。

【花嶋】 ありがとうございます。今回は脱炭素に向けた取り組みなんですけれども、世の中は今、「脱炭素、脱炭素」って一辺倒ですが、もちろんすごく大切でもう待たなしの取り組みではあるものの、廃棄物に関しては「そうじゃない指標もあるんだ

よ」っていうことがとても重要ですよ。

はい、それでは、いろいろな各社の取り組みについてお話を伺ってきたんですけども、このようないろいろな、いらんことも、無料の相談も、それからやらんでもいいご指導も、いろいろやってらっしゃるんですけども。このような取り組みっていうのは、会社にとってどんな意味があるのかとか。それから、この大変ななかでも、やらなくてもよくても、それでもやろうっていう原動力っていうのは、どういうところから来るのか。そしてそのための人材育成とかはどうしてらっしゃるのかということについてお話を伺いたいと思います。理解が不十分だという排出者に向けて一生懸命にいろいろご説明いただいている小林様なんですけれども、問題解決に向けてどんなことを社長として取り組んでらっしゃいますか。

【小林】 そうですね、やっぱりごみ屋敷とか、コロナになって人となかなか接するのが嫌だとか、引きこもりのな感じの方も多々いると思うんですけども、そういった方たちと、じゃあどうやって今後付き合っていくのか、それをなくしていくのかっていうのが、ものすごく重要だなと思ってらるんですね。

そこで大事なのが地域コミュニティということで、私どもは遺品整理の片付けであったりとか、そういうごみ屋敷の片付けというのを本当にここ数カ月でもものすごく増えてきています。特に高齢の方っていうのであれば、まだしも分かるんですけども、40代とか30代、そういった方たちがごみを出さなくてお家の中にため込んでしまって、ごみ屋敷ではなくてごみ部屋っていうのが本当に最近多くてですね。

何がすごいっていうと、ペットブームに乗かって、ペットちゃんがお家の中にはいるんですけども、そのペットちゃんの排泄物とか、ご自身のごみが多すぎてトイレに行くのが面倒なので、その場でトイレをしてしまうとか、そういった排泄物が積み重なっているお家っていうのを、この間ちょっと行ってきたんですけども。それも、本当に珍しいわけではないんですね。結構、こういった排泄物を身の回りに置いてしまっているという方、多々います。

そういった処分というの、やはり人力で、どうしても農業フォークであったり、スコップであったりとか、そういった手で崩して、拾って入れて捨てるのか。そういう本当に地道なことをやるんですけ

ども、何でもここまでになるまで、この人は大丈夫なのかどうかね。何でも地域の人たち、隣近所の方は気付かないんだろうと思ってたんですけど。やはり自身が人と接するのが難しいとか、そういった方が多々いるので、そういった問題を私たちが1軒1軒を回って「ごみはありませんか」とか、そういうお声掛けをしていくってことを今、計画しています。1軒1軒を回って「ごみ出してくださいね」というときに、その方の安否確認やったり、ごみ屋敷になってないかとか、そういったのを確認しながら、地域に根付いたやり方をやっていきたい。そうすることで本当に一緒に地域とできるかなと思って今、進めている最中です。

【花嶋】 ありがとうございます。役所とかも、やっぱりいろんな、いわゆる廃棄物だけじゃなくて、そういう何ですかね、安否確認とかというような部門ともつながって、地域の役に立ってるわけですね。

【小林】 そうですね、そうしたいんですけど、やっぱり役所は役所なんです。どうしても縦割りがすごく、なかなかその工程をお話に行ったときでも、すんなりと「いや、でもね」と言われるので。地域の組合長さんであったりとか、団地とかマンションの町会長さんとか、そういった方たちと連携をしてやっていくほうが、スムーズにことが運ぶというのが分かっているので、ちょっとそっちのほうから攻めていこうかなと。それが認めていただいて、行

政から「いや、ちょっとやってください」と言われるように持って行ってやろうと思っています。

【花嶋】 ありがとうございます。いろんなところとつながって。それでは、続きまして仁保様も同じようにやらんでもいいような、環境カウンセラーで無料でご相談を受けてらっしゃるとか、地域といろんなかたちでつながったりというようなことをしていらっしゃると思いますが、その原動力とか、あるいはそれをやってどんなことにつながっていったのかについて、ちょっと教えていただけますか。

【仁保】 そうですね、ちょっとさっきの話を続きにもなってしまうんですけども、やっぱり私たちは産業廃棄物を専門にやっています、会社としては。相談は、いろんな相談を伺います。先ほど小林様がおっしゃったように片付けができないとか、そういう相談も来ますが、私たちは産廃業者として一般の廃棄物には手は出せませんので、そういう意味ではいろいろご紹介を差し上げたりとか、そういうふうなことで地域の協力といいますか、お役に立ってるのかなというところはございます。

やっぱり産業廃棄物を扱っているなかで、排出事業者さんの意識向上というところにいつも頭をひねっておりまして。先ほどの大学の先生がおっしゃったこともそうですし、花嶋先生が少し触れたこともそうなんですけど、やっぱりいろんなことに関して意識を持ってくれないと、というところなん



ですよね。で、実際に値段のことに始まって、「何でこれはごちゃごちゃに混ぜたらあかんの」とかいようなこともあったりしますので、ちゃんとした知識や根拠を持って丁寧すぎるぐらいに私のほうでは丁寧に対応していると、自分では思っております。口で話すだけでしたら、やっぱりその場で流れていってしまいますので、社内全体で共有できる資料にしてもらいたいの、見やすい資料に落とし込んだり、あとは、こういった物質が環境に影響を及ぼすのかということまでを言って、どういう処理だったら地球環境に優しいとか、そういうことも踏まえて提案をさせていただいている。

もう1つは、排出事業者さんって危機感があまりないんですよね。なので、最近起こっている不法投棄が原因になった大きな災害とか、事例とかっていうことをお話し差し上げたり。これは今日来ている業者さんではないかと思いたいんですけども、契約を途中で変えたいとき、何かこっちの会社さんから、こっちの会社へ変えようと思ったとき、結局、この選択肢って排出事業者さんにあって、私たちがたくさん泣いてはきてるんです。「もうエビオはええわ」とか言われてね、ほかの会社さんにごみが行ってしまうこともあるんですけど。そういうなかで、何か不当な、違約金やと、契約期間での変更は違約金やというて何百万も払った業者さんもおられました。そういう意味では、ちゃんとしたというか、適正な産廃協会さんに入ってるような業者さんは絶対大丈夫なんですけど、そういう変な業者さんとの取り引きで、そこがべらぼうに安かったと。だから、変更できひんとか。何かそういうのはちょっとどうなんかなということ。今は、現在はこういう単価でだいたい推移していますよとか、こういう処理なんですよということを全部提案書にしてお出ししております。自分のことながらなんですけど、パワーポイントとかつくるのはまあまあ得意なほうなので、誰が見ても分かりやすいもの、1枚もののでつくるということを心掛けております。

あとは、自分のところで言ってる、さっきから言ってるその最近抱えている宿題というのは、やっぱり廃オイルエレメント、自動車から出てきますけど。このなかでも相談した業者さんが数社ありますので、あれなんですけど、そういうものをどういふふう処理しようかなとか。先ほど樋口様がおっしゃったように、何でもかんでもが混じったものというのはやっぱり処理困難物なので、そういうこと

に関してどういふところで処理しようかなというときに、こういう協会に入っている方々とお知り合いになって、協力会社というか、皆さんでネットワークを築けているからこそ、いろんな提案ができたというところで、そういう協会の存在にも本当にありがたく思っております。実際に適切な提案ができてこそ、会社の信用力にもかかってくるのかなと思いますので、それにはどう伝えていくかなという、さっきのごみ袋の色もそうなんですけど、伝える手法の工夫が必要だなと。で、地域に役に立てればいいなと思っております。

【花嶋】 ありがとうございます。いろんなかたちで地域と関わってらっしゃるといふことなんですけれども。引き続いて、山口様のところでは、そういうことを何か実現していくための人材育成にいろいろな秘策があるというふう聞いておりますが、その何か、どんな秘策。先ほどのお話も、チームをつくってというのはすごくいい方法だなと思ったんですけども、ほかに新たな人材確保みたいなことは、どういふふうにしてらっしゃるんですか。

【山口】 応募はやっぱりごみ屋さんは少なく、どこもたぶん人が足りない。求人広告を出しても、応募がない。来ても、すぐに辞める。そんな会社が多くあるよっていう話はやっぱりみんなと話していて感じるんですけども。もう今はスマートフォンを皆さんお持ちで、ちっちゃい子からご老人までね、インフラとしてすっかり定着してて。「もう早くググって」みたいな感じで、日常会話に出てくるように検索するサービスとか、簡単に調べられるような生活になっているので、企業の財産として人材確保するために社風にマッチするような人から「こちらで働きたいな」と思ってもらうためにウェブ活用するのが必要な業務の1つになっているんじゃないかなと考えています。

そのために6つのチームの取り組みやったり、私たちが、どんなふうにお客様のことを考えて業務しているのか、働く人の顔がしっかり見えるSNS発信を心掛けています。さらに社員みんなが社会に貢献するためには、人材育成も大切になってきますので、私が課題を丸投げして結果だけを評価するんじゃなくて、笑顔をつくっていくという経営理念をしっかりとみんなで共有しながら、ミーティングでの課題とか着地点も、そのチームのリーダーと一緒に「ここを落とし込みたいから、どんなふうを持っていく」という話をしたり。PDCAサイクルを取り

入れた改善手法、「これ原因、あなたはここやと思ってんの。もう1つ深掘りしないと改善につながらないよ」っていうふうに私も一緒にミーティングに入り込んで、一緒にこつこつと結果につなげるような努力をしたりとかですね。今朝、昨日、一昨日に「社長、今度のホワイトボードに書く文章を見てもらってもいいですか」っていうふうにラインで来まして。昨日は、ちょっと1日ばたばたしてたんで、今日、朝6時から、赤ペン先生で文章を添削して「これで出して」って。これがたぶん明日のホワイトボードになるんですけども。そんなふうに経営者とチームと一緒に悩んで、一緒に喜ぶから、たぶんみんなが付いてきてくれて。そういうのがたぶんブログだったり、SNSのほうにもにじみ出るような、そんな社風が伝わって選ばれるようになればうれしいなと思って、毎日みんなとわちゃわちゃしながら実践している感じです。

【花嶋】 ありがとうございます。小さなと言ったら失礼ですけども、うまく携帯とか、それからYouTubeとかいろいろなものを、ホワイトボードも使いこなしてらっしゃるんですけども。今、世の中は「DX、DX」とDXブームなんですけれど。この大阪府産業資源循環協会でも、そういうIoTとか、AIとか、DXとかいうようなことについての取り組みというか、計画があるというふうに聞いているんですが。樋口様、すみません、理事としてその辺のところをご説明いただけますか。

【樋口】 はい。ここでは、理事として協会の取り組みを中心にお話しいたします。まず排出事業者に向けた新しい啓発の方法についてです。協会では、業界のIoTやDXを推進し、地域社会の総合インフラとして進化していくというビジョンを提示するために準備を進めてきました。この発想自体は、これまでのフォーラムでもずっと示してきました。今回、2030年ビジョンとして取りまとめる予定です。

この2030年ビジョンというものについて説明しますと、この国の人口や産業の構造が非常に大きく変わりつつあると。社会が業界に求めるものも変わっていくということが前提ですね。そうした業界の変化に応じていくために、持続可能な廃棄物処理の振興方策と業界の役割について長期的な展望を業界や社会に示すと。こういうことを中心におこなっているのが2030年ビジョンです。こちらのほうが新しい新たな指針となっていくことを期待しております。

それと先ほどの基調講演をされた大久保先生の話にもありましたように、衛生面から最小限の焼却処理が必要と、焼却ゼロは困難というふうな言葉の話を受けまして、私もずっと焼却と埋め立てのほうとをやっておりましたけども、焼却というのは、本日のテーマでもあまり脱炭素の流れから考えたら逆行するものとして歓迎されていないんですよ。そやけども、これから考えると、複雑な組成とか性状の廃棄物を効率よく減量化、安定化する方法としては、すごく合理的な処理方法やと焼却は思います。問題は、焼却という行為そのものにあるのではなくて、これによってCO₂が大気に放出されると。こういうことが問題になっていると思うので、このことについては別かなと思っております。

【花嶋】 はい、ありがとうございます。樋口様は、CCSとかCCUについてもお詳しいというふうにお伺いしたんですが。というか、協会がそういう情報を積極的に皆さんに分かりやすく出していらっしゃるということなんですけれども。そういうことについても、ちょっとご説明いただけますか。

【樋口】 そうですね、正直言いましてCCSとか、CCUSとか非常に横文字が多くて、もうどんどん新しいものが出てきます。で、「CCSって何やるかな」と皆さん思われると思いますけども、要するに排出された二酸化炭素をいったいどうやって回収して貯留するのかということですね。日本でも、実際に北海道ですか、先生ね。そちらのほうで実証実験もおこなわれておまして、要するに地層や海の底にCO₂をもうぶち込んでしまおうというふうなかたちを取るのがCCSと。CCUSは、この分離貯留したCO₂を、もう貯めておくだけではなくて、これを何かに利用しようということが目的なんです。ただ、分離回収の方法とか、有効利用とか、そちらのほうでコストの問題がさまざまありまして、非常に技術化、現実にするには今難しいと、コストの問題がありますというふうに聞いております。

【花嶋】 ありがとうございます。そういうような問題も、例えば環境カウンセラーのところに相談があるとか、そういうようなことはないですよ。いきなり振ってごめんください。いや、そういうようなことを、皆さんに随時、大阪府産業資源循環協会では伝えてらっしゃるということなんですけれども、そういうようなことは排出事業者さんとかからの「これ何ですか」とかいうような話がありますか。

【仁保】 そうですね、ちょっとずつそういうお話が出

てきてます。それは打ち合わせとか雑談のなかで、どういうふうに出出事業者として世の中の動きについていくというか、やはり環境認識が高い会社さんほどどういうふうになっていくか。私も、今日の大阪大学の先生の講演聴きながら、廃棄物と結局こういうカーボンニュートラルって、どういうふうに結びついていくのかなってということも考えながら聴いていたわけなんですけど。やはり世界的にこれは推進していくということなので、やっぱり私たちは、環境カウンセラーというのは、環境省のいわば腹話術の人形みたいなもので、環境省が言いたいことをどこかで言うという、そういう人間なんですけども。そういう意味では、いろんな、今の現状を説明させていただくような機会はあります。

【花嶋】 で、そういうことを提案することによってまた営業につながるとかということはない。あんまりない。

【仁保】 いや、営業につなげていきます。はい、ありがとうございます。

【花嶋】 ありがとうございます。ということで、皆さん地域でいろいろな取り組みを、地道にというか、一生懸命に続けてらっしゃるということなんですけれども。地域のなかで、そういうおせっかいというか、やらなくてもいいけれども、でもやっているようなことが、何か立ち位置が、それによって立ち位置が変わってくるとか。あるいは、世の中が変わってくるとか。あるいは、今はまだ変わってないけれども、こういうかたちで地域と付き合いしていきたいなというような理想形とか、どれでも結構なんですけれども、何か変わったこととか。今まで頑張ってきて、地域やいろいろな会社とかと関わってきて変わったこととか、あるいは「こういうふうになりたいな」というようなことを、また小林様から願います。

【小林】 はい。やっぱり地域柄というのがあります



し、尼崎市という皆さんで存じのような雰囲気のところなんですけれども、結構、人情厚いところでした。私のところは営業マンがいらないんですね、私の会社は。何で営業マンがいらないかというと、今のあるお客様からご紹介

介のご紹介、またご紹介っていう感じで、「清菱さんに言ってたら大丈夫よ」とか、「清菱さんやったらやってくれるよ」ということを言っていただけて、今まで本当にずっと営業さんなしで来られてると。そういう本当に「何かあったら、清菱さんに聞いて」とか、「清菱さんに言ったらいいんじゃないの」というふうに言われてる今現状なんですけども、今後もそれを続けてやっていこうと。

なので、うちの従業員の子どもたちにも、お客さんというか、市民さんなんですけど、市民さんにも、「これどうしはりますか」ということをお客さんに尋ねる前に教えるんですね。「これは産業廃棄物っていうのになって、こういうふうになって、こうなりますよ」という、仁保さんじゃないですけども、本当にお金こんだだけかかるんですよっていうこともお話しします。「ほんならこれ、役所に持っていったらいいんじゃないの」と言われるんですけども、「いや、市のクリーンセンターは取ってくれないですよ」というようなお話もしたりとか。そういう本当に近所のおっちゃん、おばちゃんじゃないですけど、そういうお付き合いをずっとしていく。これからもそういうお付き合いをしていって、それがゆくゆく「尼崎だったら清菱に言うてみようか」とって、最終的には思っていただけのように今後もやっていきたいなと思っております。

【花嶋】 ありがとうございます。すみません、先ほどのまたお話続きになってしまうんですけども、手短かに、もし地域のなかでやってきて何か変わったこととかがあれば、ちょっとだけお話しただけですか、仁保様。

【仁保】 地域のなか、地域のなかですね。私も、それは今は継続案件としていろいろ捉えていることがございまして。実際に私たち産業廃棄物を扱っていると、企業さんとの提携とか、企業さんからの何かっていうのが多いんですけども、やっぱりごみを扱っているということでは、地域の方からも認めてもらえるというか、共存していくという面に関しては、お役に立ちたいなと思っております。

実際に幸い尼崎市役所前に建物、本社ビルが位置していますので、3年前にニチコラボというカフェをつくりまして、さっき言ったように私も前職カフェにいたので、ずっとカフェはやりたかったんですけど。この仕事にどっぷりつかっておりました加減でちょっと3年前になってしまったんですが。皆様のお手元にお配りしたチラシのトリトテ展という

のを今やってまして、それでちょっとチラシを入れさせていただいておりますが。

要は1人で住む高齢者が多いんですね、ビルの周りに。結局、そういうところで来られる方が、「1人分の食事をつくるの嫌やねん」って、「ご飯炊くのも大変やし」とかと。私も1人なのでよく分かります、そういう意味では。それで1日3食のうち1食でも野菜たっぷり、愛情たっぷりの手づくり健康メニューを食べてほしいといったね、日替わりランチの提供とか。ビートルズライブをその店でしてみたり、そういう本物が私も好きなので、本物のアーティストさん呼んでやったり。ピアノリサイタルとか、占いとか、手作り教室とか、作品展。そのトリトテ展は作品展になるんですけど、そういうイベント企画をもって、地域の孤独の方たちの、そういう開放といいますか、楽しんでもらえる場所という意味では、その本社ビルを使ってコミュニティ事業を繰り広げるといことには今、宿題として、ずっとやっているところで。コロナでね、ちょっと止まってしまいましたけど、そういう意味で地域を巻き込んで何かするには、場所とか、そういうアイデアとかってというのがいるなと思いましたので、今はそういう事業を少し力を入れてやっております。こういう何かゴキブリホイホイじゃないんですけど、地域の方が通える場所をつくったら、また次のビジネスに展開できるんじゃないかなというのもありまして、そういう地域から必要とされる企業という体制を整えたくて今、こういう事業をやっております。

【花嶋】 そのカフェから、産業廃棄物の収集とか運搬につながるかとというのはあるんですか。カフェから。いやいや、無理無理つながらなくていいんですけど、つながることはやっぱりそれはさすがにない。

【仁保】 そうですね。でも、一応こういうこととしてまずって排出事業者さんに言ったら、排出事業者さんがご飯食にきはったりということはあって。「まあ、いいね」と、「開かれた会社づくりという意味では、いいね」という評価はいただいております。

【花嶋】 ありがとうございます。山口さんにお伺いしたいんですけども、先ほどレジリエンス認証というのを取っていらっしゃるという話だったんですけども、レジリエンス認証というのは、どんなもので、何で取らしたんですか。

【山口】 BCP、事業継続計画っていうのは、どこの

企業さまでも、自治体様でも、例えば学校とかでも、たくさん計画を立てられるかと思うんですが。私はまだ事務員だったときにその計画の必要性を感じたんですが、やっぱり現場のなかで危険個



所とか、事業の優先度の洗い出しだったりとかが必要なので、私1人が頑張ってもつくれるような計画じゃなかった。ちょうどそのタイミングで私が代表者になりましたので、チームを巻き込んでBCPさせたれと思ひまして。私がやったら、私だけの計画でたぶんきつと有効性のないようなものになっただろうなと思ったので、チームに任せたんですが。チームの子たちにセミナーで勉強してもらうなかで、「レジリエンス認証っていう、内閣府とか大きな認証団体のほうが認証して下さるものがあるよ」と、「そうすると企業価値が高まるよ」ということを聞いてきたので、まだBCPがきちんと策定して、訓練はざっくりはしてたんですが、うまく走るような状況じゃないにもかかわらず、私はもう先にゴールだけを決めてしまって、「今年の4月の申し込みで認証取ります」ってもうブログに書きました。書いてしまったんで取らざるを得なくなったので、みんな頑張ったんですけども。

幸い今回いろんな企業っていても、まだ日本のなかでは234社、4団体しか登録されていない認証なんで、同業他社との差別化にもつながりますし、産業廃棄物業界初っていうかたちでうれしい称号も得られて、おかげさまで新聞各社にいろいろお問い合わせいただいたり、掲載いただいたりすることがあって、それもまたホワイトボードに書いて地域の方に見ていただいたりとかしていただいております。

そもそもBCPをつくって、私だけが事業を継続して排出事業者様のご信頼を得るってということも含めてなんですが、一般廃棄物している以上、やっぱり地域の住民の方とのお付き合いということも大事にしていきたいので、寝屋川興業さん、エンタープライズ山要さんのところへ行ったら、何か助けられるんちゃうかみたいに思ってもらえるような地域防災の要になったらいいなということも含めて、

BCPチームと一緒に会社全体で企業価値を高めるためのレジリンス認証登録だったんですね。

【花嶋】 すごいですね、産業廃棄物業界で日本初。

【山口】 産廃も、一廃もなんです。

【花嶋】 はい、一廃も。

【山口】 今、一般廃棄物を寝屋川興業でエントリーしてて、週明け火曜日に審査委員があって、たぶんほぼ取れるみたいに。落ちたら恥ずかしいんですけどね、ここで言っていて。どっちも一番取れたらうれしいなと思って準備をしてました。

【花嶋】 ありがとうございます。すごいですね。はい、ということで、この地域社会の総合環境インフラ企業として進化していくという、この産業廃棄物業界のビジョンっていうものが、大阪府産業資源循環協会にはあるということなんですけれども。その辺を、樋口さんの会社の話も聞かないといけないですけれども、どちらも取り交えて地域のインフラ、環境インフラ産業としての産業廃棄物業っていうのについての、この協会としての取り組み、あるいは樋口様の会社での取り組みについても、ご紹介いただけますか。

【樋口】 はい。先ほども何度も出てきてますけども、地域社会の総合インフラ、これは協会もそうなんですけども、私どもの会社もそれを目指しております。処理会社というものは、廃棄物を処理していればいいというだけではなくて、地域社会の事情に応じてそれぞれ今、考えてるだけで4つありますね。

1つは原料から、原料、レアメタルなどを回収、製造するということ。2つ目は燃料でエネルギーを供給するということ。3つ目が堆肥や飼料、これを生産、販売するということ、こういう会社があります。4つ目のこちらは、その前段3つというのは非常にうちの会社でもなかなか難しいことなんですけども、4つ目のこの廃棄物の処理を通じて災害時の復旧、復興とか、医療・福祉・教育といった行政サービスを支援する。

これについては、協会のほうにそういうBCP策定というふうなかたちをとって、弊社のほうも協会のそういう活動に賛同して登録しております。

【花嶋】 ありがとうございます。協会として

も、それから企業としても頑張ってるってことなんですけど、先ほどの自己紹介というか、先ほど大久保先生の話のなかにもあった子どもたちへの環境教育を小林様のところでやってらっしゃるという話だったんですけれど。

【小林】 はい。

【花嶋】 それは具体的にはどんな話なんですか。

【小林】 そうですね、今やっていこうと思って計画を立てている最中なんですけども、私どもの勝手な、勝手というか、つい3年前に高齢出産というものを経験しまして、今さらですけど、環境に対する、ちょっと真剣に頑張らないといけないなと。お母さんとして、そして会社の経営者としてもなんですけども、ちょっと真剣に環境について子どもたちに教えないといけないということをあらためて思いました。

そして小学校とか幼稚園とか、そういった小さな子どもたちに「何でごみは分別しないといけない」という、分別というよりも、ごみはリサイクル、ごみはユーズド（used）品、「ユーズド品って格好いいよね」とか、「ユーズド品ってステイタスだよな」というような流れに今なっているので、そういうセカンドストリートさんとか、メルカリさんとか、そういう中古のものを買ってというのが、もう当り前の社会になってきていると。じゃあ、それに乗ったように子どもたちにも「中古品はいいんだよ」というのを根付かせるために、リサイクル品っていうのは本当に分かっていたかたくて今、行政の方とお話を来週にちょっとしに行くんですけども、どういうかたちを求めているのかっていうのを行政からもお聞きしたいと。

何でかということ、今すごくそういう子どもたちに教育をしたいっていう方が増えているらしいんですね。増えてて、あまりにも増えすぎて、行政もどうしていいかわからないと。切り口がいっぱいありすぎて、それをまとめるために環境創造課というのを行政がつくったらしいです。そのなかの方に逆に私が「何をしてほしいですか」ということをちょっと来週聞きに行って、どういうアプローチでしていきたいか。ただ、私のところはリサイクルというのを基本に子どもたちに教育をしたいと思います、だけはお伝えをして、その後は向こうからどうしてほしいかというのを聞いて。そして幼稚園、小学校、中学校、こちら辺までで教育をやっていきたいなと思っております。



【花嶋】ありがとうございます。もう今、今まさに動きだそうとしているところなんです。

【小林】そうなんです。あまりにもその教育したいという方が多いというのを聞いて、ちょっとびっくりしたんですけどね。

【花嶋】ああ、私も今とてもびっくりしていますが。ということで、皆さんにいろいろお話をお伺いしてきましたが。途中でちょっといろいろ順番変わったりして、申し訳なかったんですけども。では、最後にですね、もう時間も迫ってまいりましたので、小林さん最後にもう一度言っていただくとして、仁保様から、今までいろいろお話を伺いましたけれども、脱炭素化に向けて、脱炭素社会の実現に向けて、どのようなことを考えてらっしゃるか。あるいは、今までの地域の活動のなかで「こんなことが一番気になる」とか、もう待たなしのなかでどうやって世の中をつかっていこうと思っているかというような話について最後、一言ずつお話を伺わせていただきたいと思います。じゃあ、すみません、仁保様からお願いします。

【仁保】やっぱり私たち廃棄物業者の役割というのは、排出事業者さんとすごく近いところにおりますので、先ほど言いましたように今回の低炭素の件も、私たちの視点から何か提案できるようなことというのは持っていきたいと、そういうふうに考えて

おります。以上です。

【花嶋】ありがとうございます。続きまして、山口様から、いろんな面白いお話を伺わせていただきましたが、あとついでにこれだけというお話を。

【山口】はい。すみません、今日は資料のなかでうちの宣伝のチラシを入れさせてもらってます。SNSのチャンネル登録、ユーチューブなんかをやっている面白く発表していますので、見ていただくとうれしいです。私もごみ箱かぶって面白いことやってますんで、私は動画出てないかな。仕事に関係ないことが多いんですけども、ツイッターなんかでも、私はもう1日、ツイ廃なんかで言われながらもずっとツイッターやってたりします。で、SNS登録いただけるとうれしいです。

ということと、それから産廃協会、産業資源循環協会、親会の下部団体になります大阪府循環型社会推進協議会、昔で言う青年部ですね、の会員さんを絶賛募集中です。私も45歳超えてからの加入でしたので、年齢制限はたぶんないのかなと思いつつ。会員同士の交流がすごい盛んで、3年目の若輩者の私でも仲良くしていただいて、男女関係なくわちゃわちゃ楽しくお付き合いさせてもらっている感じなんです。うちの営業も参加させてもらっているんですけども、お客様の廃棄物のニーズにお応えできるためには、うち1つだけでは、やっぱり得意な分野、



不得手な分野、許可の問題があったり、地域に問題があったりで、全てお応えすることが不可能だったりするんで。その辺はその横のつながりで、協会とか、協議会のほうでお友だちっていうか、仲良くなったところに相談をして、お客様にいろんなことをご提案できるようなかたちでっていうご縁ができてますので、かなり有効な会になりますので、よかったら一緒に参加してくださいということをして1つ。

最後になります。このカーボンニュートラルに対して、私たちの業界というのは、環境にダイレクトに影響する業界ですので、その一員として環境のために、未来のために、少しでも貢献していきたいなというふうに日々考えております。弊社では、大阪府のマイツリー事業という寄付をして植樹をしていくような活動にも参加はさせてもらってますが、木1本を植えてどれだけCO₂減るねんっていったら、もう微々たるもんなんですね。そしたら、そういうことじゃなく大阪府産業資源循環協会っていう大きなこのごみ屋さんの枠組み、全産連っていう大きな枠組みでしっかり連携して全体で何かいいことをつなげていく大きな力っていうか、ウエーブにしていきたいなって、そんなことができることを期待しています。

【花嶋】 ありがとうございます。今日は、どうしても樋口様からは協会の理事としてのお話ばかりを伺ってしまったんですけども、もしあれば、まずは会社として取り組んでらっしゃることとか、何かメッセージとかがあればですし、それとともに協会としてどんなことを伝えていきたいかというようなこともお聞かせいただけますか。

【樋口】 はい。そしたら、会社のほうと、それから協会のほうと2つ、ちょっと言わせていただきます。個人的な会社のほうなんですけども、今回この打ち合わせをしている段階で仁保様の取り組みが非常に魅力的だったので、うちもちょっとまねてみようかなと。手始めにちょっとカフェなんかは敷居が高いので、会社のところにベンチを置いて。わりと皆さんジョギングで通られる方がいらっしゃるので、ベンチを置いて休んでくださいよと。その隣に自動販売機を設置しようと。地域の方にうちの会社というのもある程度分かっていただける場もつくれるんじゃないかなということも期待しながら、そういうことをちょっと初めの第一歩としてやってみようかなと。できたらフードトラックあたりでも呼べたら

いいかなみたいには考えてます。

もう1つは協会のほうなんですけども、今回ずっと通してありましたけども、CO₂の削減、これについては皆さん非常に全世界的に取り組んでおりますけども、山口様もおっしゃったように脱炭素に取り組むことは素晴らしいことなんですけども、CO₂というだけに着目して、これだけに熱を上げるのはどうかなと。脱炭素至上主義ということはおおいに皆さんもやっておられて疑問があるかなと思うので、環境に優しいということはどういうことなのか、またあらためて考えてみる必要があるかなと。こういったことを大阪府産業資源循環協会では勉強をいろいろしておりますので、廃棄物の会社だけが入るってような団体ではございませんので、皆様ぜひ勉強したいなとか、こういうことが知りたいなということであれば、協会のほうに入会していただければ幸いですので、よろしく願いいたします。

【花嶋】 ありがとうございます。では、最後に、いやそんなに最後の最後だからってやるわけではないんですが。

【小林】 何言いましょう。

【花嶋】 もし言い残したことがあれば、一言言っていたければなと思うんですが。

【小林】 そうですね、私、本当にこういう場に出るっていうのが久しぶりでして。従来、今まで全国産業資源の青年部とか、そういったところでいろいろ動かしていただいて、各地方に行っているんな方のお仕事を見させていただいたりとか。そこでできたご縁も多々ありまして、本当にさっきの営業がないにつながるんですけども、いろんな会社の方に協力していただいて、「この困ったことは大阪のこの方、神戸のこの方」とかいうような感じで、本当にいいご縁をいただいてきたのがこの協会なんですね。

私のところは堺と大阪、堺と尼崎のほうで一般廃棄物をやっているんですけども、その大阪にも大阪のよさ、また兵庫県に私は所属してはいるんですけど、兵庫県にも兵庫県のよさっていうのがあります。この全国産業資源循環協会が47都道府県各地にあります。そこで青年部の方たちもたくさん動いていて、今日も多数、近畿ブロックという地区の方も応援というか、来られていると思うんですけども。そういう若い方たちのつながりというのも本当に重要で、私もそこから今こうやっているんな親会

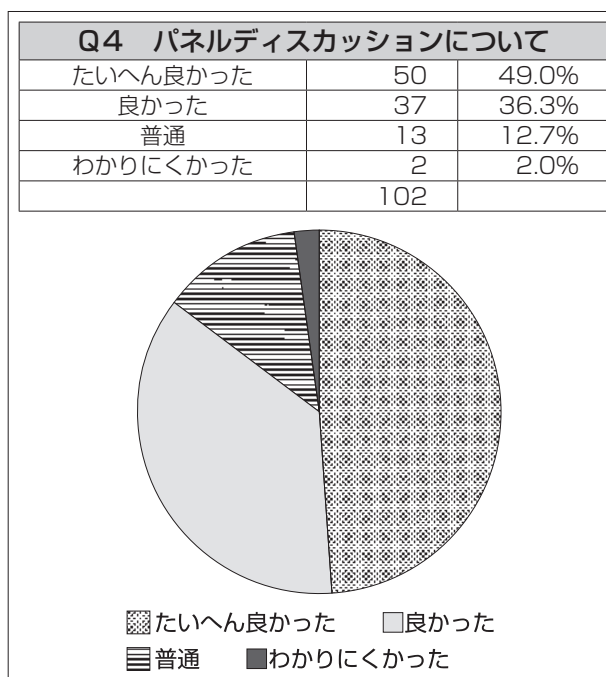
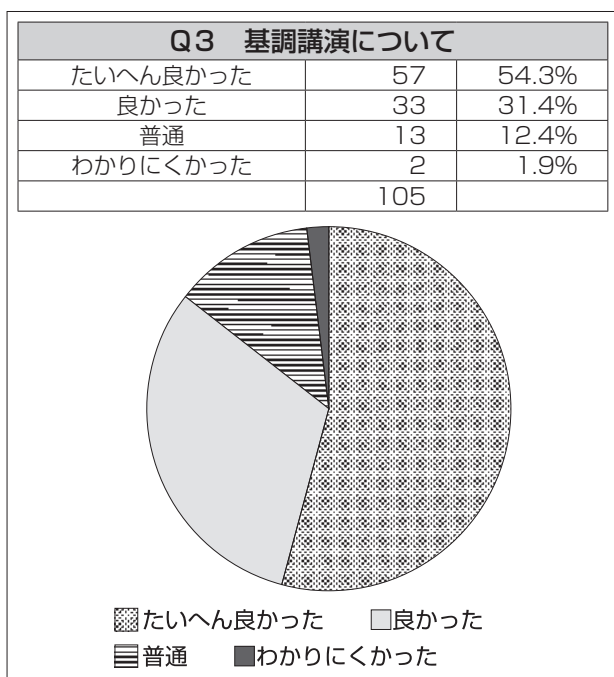
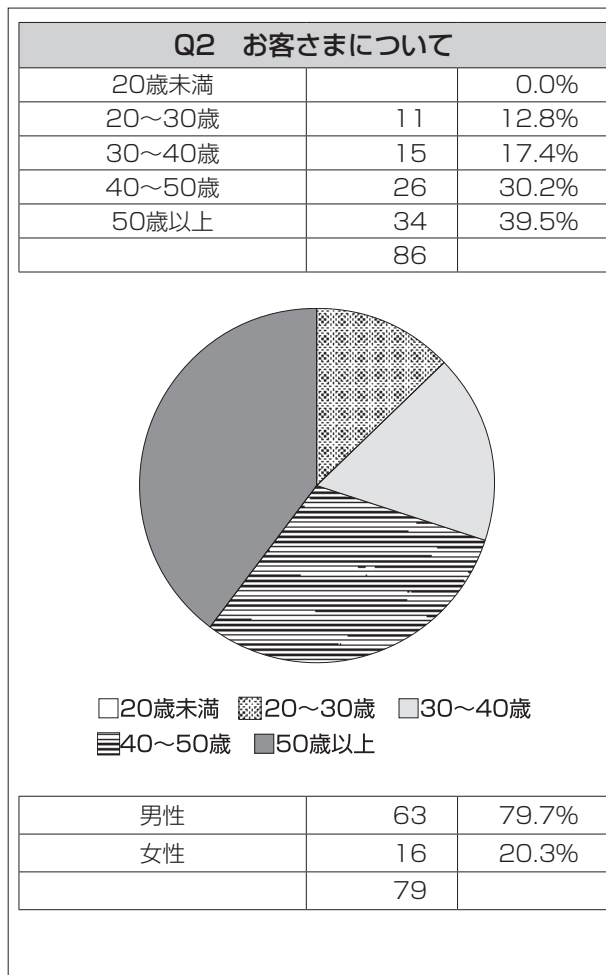
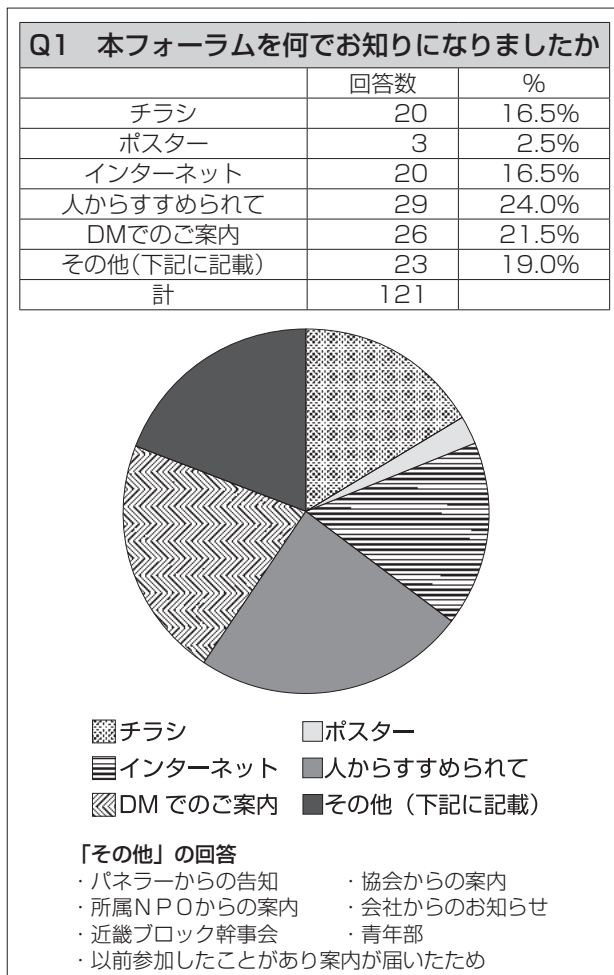
のほうに行かせていただいたりとかしてるんですけども。そういう今のうちに、そういう若い方のつながりっていうのはすごく大事にさせていただいて、この協会を若い方の力で盛り上げていただく。「若い、若い」って連呼してるんですけど、私もまだ50歳にはなってないんですね。まだ40後半なんですけども、本当にでも遅いことはないんですよ。玉緒さん言ってはったみたいに40代になって今さら入ってもって思うかもしれませんが、入って本当に1年、2年でものすごく産業廃棄物のことも、一般廃棄物のことも、皆さんのつながりも理解できるので、機会があれば、ぜひこういった協会に入らせていただいて、皆さんの知識、そして生活の環境のためにも、理解できると思いますので、ご入会のほどよろしくお願ひいたします。

【花嶋】 ありがとうございます。本日は「資源循環分野から取り組む脱炭素社会の実現」というテーマだったんですけども、もっとそれを超えていろいろなところにつながっていきこう。そして脱炭素だけではなく、SDGsというか、みんなでよりよい世の中をつくっていくにはどうしたらいいのかというような話につながったのではないかと思います。

実は今日、先ほどの大久保先生から、そしてこのメンバーも、全部女性ばかりというのは、たぶん廃棄物、産業廃棄物の分野ではちょっと特筆すべきことなんじゃないかと思います。このSDGsは、Transforming Our World、「私たちの世の中を変えなきゃいけない」ということで、この変えるためにまずは今日は、たいていこういうところに並ぶのは男性ばかりのなか、女性ばかりで占めてみたという大阪府産業資源循環協会のユニークさというか、チャレンジ精神があふれるところに私はとても賛意を表したいと思っております。どうもありがとうございました。

ということで、本日のパネルディスカッションを終わりたいと思います。皆様、どうもありがとうございました。

さんぱいフォーラム —2050年CNに向けた脱炭素と資源循環— アンケート集計結果



Q5 今後このようなフォーラムがあれば参加したいですか

| | | |
|-----|-----|-------|
| はい | 101 | 97.1% |
| いいえ | 3 | 2.9% |
| | 104 | |

Q6 今後取り上げてほしい課題やテーマなど、ご自由にご記入ください

- ・プラスチックの新しい法律について
- ・一般的市民が少なかった様。又は同業他社の参加も欲しい
- ・ALL女性で当たりがソフトで入りやすい
- ・基調講演、パネルディスカッションともに女性メンバーで新鮮で、とても基調なお話を聞いて良かったです
- ・パネルディスカッションの小林さんの具体的なお考えや行動計画等、とても勉強になりました。営業マンというのでも驚きました
- ・自分の住んでいる地域にこういった会社さんがいてくださったら良いなと思います
- ・分かりやすく、おもしろい内容でした。参加して良かったです
- ・産廃業界はどのように変化していくべきか？
- ・フォーラム全体、パネルディスカッション 女性目線のお話は有意義あるものだったと思います
- ・私も企業の代表として、環境課題に対し、ひとつひとつ解決し、子供達にも伝えていけるよう教えさせられたフォーラムでした
- ・今回のフォーラムで排出事業者としての責任を感じました
- ・これからも情報提供を期待しています。
- ・仁保さんのターン良かったです。他にもいろいろ聞きたい
- ・勉強になりました
- ・プラスチック新法に関しての具体策
- ・環境権と人権は今後日本においてもっと取り組むべき課題だと再認識した
- ・排出事業者です。(産廃の契約書のチェックをしています) 貴重なご意見を聞くことができ良かったです
- ・大阪大学の先生のお話は勉強になって良かったです。
- ・パネルディスカッションは、ディスカッションというより各企業のPRの場のような、アピールの場のような印象でした
- ・脱炭素に向けて、排出事業者が取るべき具体的なアクション
- ・不適正処置を無くすために、排出事業者とともに適正価格を含め対策について
- ・マイクロプラスチック
- ・リサイクル、ごみに関する教育
- ・有価で引き取ってもらっていたハンガー（プラスチック素材）がこのところ引き取り先がないということで産業廃棄物となって焼却・埋め立てとなっている。リサイクル出来る仕組み作りが必要と思っている
- ・リチウムイオンバッテリー処理について
- ・来年も期待しています
- ・社会的認知度アップや業界PRをテーマとしたフォーラムの開催なども良いのではないかと思います。
- ・休憩中の参加者の雑談がちょっと…
- ・CN実現のための具体策紹介及び実施事例の報告
- ・地下資源(石油→プラスチック、鉍石→鉄等、石炭岩→コンクリート、各鉍山→レアメタル)の有効利用と資源循環
- ・講師等の飲み物がペットボトルだったのが残念でした
- ・人新世の資本論、脱成長コミュニズム
- ・日本の夏が暑いのは第25条生存権と照らして違憲状態である。行政訴訟できませんか？熱中症は「災害」じゃないですか？
- ・どうやって排出事業者にコスト負担を理解してもらえるか、良いアイデアがほしい
- ・廃棄物発電+CCUS 技術開発動向、先進事例、公的な実証事業、補助金、優遇措置等の適用状況など
- ・国の政策等、具体的に分かりやすく
- ・プラスチック
- ・廃棄物削減による脱炭素効果測定
- ・万博について

特集
②プラスチックに係る資源循環の促進等に関する
法律施行令等の公布及びプラスチック使用製品
廃棄物分別収集の手引きについて

令和4年1月19日環境省報道発表資料

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）に係る施行令等（政令2件、省令・命令5件、告示2件）が本日公布されました。また、これに併せ、「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き」を作成しましたので、お知らせします。

1. 施行令等の内容

令和3年6月11日に公布された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和3年法律第60号。以下「法」という。）の規定に基づき、法に係る施行令等が本日公布されました。施行令等の主な内容は、以下のとおりです。

(1) 政令

(イ)「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令」（別紙1・2参照）

設計認定等の申請に係る手数料の額、特定プラスチック使用製品及び特定プラスチック使用製品提供事業者の業種、分別収集物の再商品化に必要な行為等の委託の基準等を定める。

(ロ)「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行期日を定める政令」（別紙3参照）

法の施行期日を令和4年4月1日とする。

(2) 省令・命令

(イ)「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行規則」（別紙4参照）

再商品化計画、自主回収・再資源化事業計画及び再資源化事業計画の認定等に係る各種手続などの細則を定める。

(ロ)「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づく設計認定及び指定調査機関に関する命令」（別紙5参照）

プラスチック使用製品の設計について主務大臣の認定を受けるために必要な申請手続及び設計調査を行う指定調査機関への指定の申請に係る手続等の細則を定める。

(ハ)「特定プラスチック使用製品提供事業者の特定プラスチック使用製品の使用の合理化によるプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制に関する判断の基準となるべき事項等を定める省令」（別紙6参照）

特定プラスチック使用製品提供事業者が、特定プラスチック使用製品の合理化によりプラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するために取り組むべき措置について、判断の基準となるべき事項等を定める。

(ニ)「排出事業者のプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進に関する判断の基準となるべき事項等を定める命令」（別紙7参照）

プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出事業者が、排出の抑制及び再資源化等を促進するために取り組むべき措置について、判断の基準となるべき事項等を定める。

(ホ)「分別収集物の基準並びに分別収集物の再商品化並びに使用済プラスチック使用製品及びプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為の委託の基準に関する省令」（別紙8参照）

分別収集物の基準、指定法人が分別収集物の再商品化を委託する場合の基準、認定自主回収・再資源化事業者がプラスチック使用製品の再資源化を委託する場合の基準及び認定再資源化事業者がプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化を委託する場合の基準を定める。

(3) 告示

(イ)「プラスチックに係る資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針」（別紙9参照）

プラスチック使用製品廃棄物及びプラスチック副産物の排出の抑制並びに回収及び再資源化等の促進を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針を定める。

(ロ)「プラスチック使用製品設計指針」(別紙10参照)

プラスチック使用製品製造事業者等が講ずべき措置に関する指針を定める。







2. 施行令等の施行日

法の施行の日(令和4年4月1日)より施行する。

3. 「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き」の公表(別紙11参照)

法に基づき市区町村がプラスチック製容器包装のみならずそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物の再商品化を指定法人に委託する場合、1.(2)(ホ)の分別収集物の基準に従って、市区町村毎の分別の基準を定め、分別収集を行う必要があります。今般、市区町村毎の基準を定める際の参考としていただくものとして、1.(2)(ホ)の分別収集物の基準を補完・解説する手引きを作成しました。指定法人に委託せずに再商品化計画に基づきリサイクルを実施する市区町村においても、リサイクルを著しく阻害するものが混入しないよう、十分に参考にしてください。

添付資料

| | |
|---|---|
| 別紙1: プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令 |  |
| 別紙2: プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令新旧対照条文 |  |
| 別紙3: プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行期日を定める政令 |  |
| 別紙4: プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行規則 |  |
| 別紙5: プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づく設計認定及び指定調査機関に関する命令 |  |
| 別紙6: 特定プラスチック使用製品提供事業者の特定プラスチック使用製品の使用の合理化によるプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制に関する判断の基準となるべき事項等を定める省令 |  |
| 別紙7: 排出事業者のプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進に関する判断の基準となるべき事項等を定める命令 |  |
| 別紙8: 分別収集物の基準並びに分別収集物の再商品化並びに使用済プラスチック使用製品及びプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為の委託の基準に関する省令 |  |
| 別紙9: プラスチックに係る資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針 |  |
| 別紙10: プラスチック使用製品設計指針 |  |
| 別紙11: プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き |  |

連絡先 環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室

代表 03-3581-3351

直通 03-5501-3153

室長 平尾 禎秀(内線 6831)

室長補佐 江藤 文香(内線 6823)

係長 桂 愛子(内線 7886)

担当 佃 えり子(内線 7887)

行政情報

警察庁丁交企発第412号、丁交指発第116号

令和3年11月10日

警察庁交通局交通企画課長

警察庁交通局交通指導課長

警視庁交通部長 殿
各道府県警察本部長

(参考送付先)

庁内各局部課長

警察大学校交通教養部長

各管区警察局広域調整担当部長

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令等の施行に伴う安全運転管理者業務の拡充について（通達）

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和3年内閣府令第六十八号。以下「改正府令」という。別添1）は、本日公布され、目視等により運転者の酒気帯びの有無について確認を行うこと等の規定については改正府令第1条の規定により令和4年4月1日から、アルコール検知器の使用に係る規定については改正府令第2条の規定により同年10月1日からそれぞれ施行されることとなった。併せて、本日公布された「道路交通法施行規則第九条の十第六号の規定に基づき、国家公安委員会が定めるアルコール検知器を定める件」（以下「告示」という。別添2）についても、同年10月1日から施行されることとなった。

これら改正府令及び告示の趣旨、内容及び留意事項については下記のとおりであるので、改正府令等が円滑かつ適切に施行されるようにされたい。なお、以下この通達において「府令」とは、改正府令による改正後の道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）をいうものとする。

記

第1 趣旨

これまで、安全運転管理者に対しては、運転前において運転者が飲酒により正常な運転をすることができないおそれがあるかどうかを確認すること等が義務付けられていたものの、運行管理者（道路運送法（昭和26年法律第183号）第23条第1項及び貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第18条第1項に定める運行管理者をいう。）と異なり、運転後において酒気帯びの有無を確認することやその確認内容を記録することは義務付けられておらず、また、確認方法についても具体的には定められていなかった。

本年6月28日に千葉県八街市で発生した交通死亡事故を受け、同年8月4日に決定された「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」において、「自動車を一定数以上保有する使用者に義務付けられている安全運転管理者等の未選任事業所の一掃を

ADMINISTRATION INFORMATION

図るとともに、乗車前後におけるアルコール検知器を活用した酒気帯びの有無の確認の促進等安全運転管理者業務の内容の充実を図る」こととされた。これを踏まえ、今般、道路交通法施行規則の一部を改正し、安全運転管理者の行うべき業務として、アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等を新たに設けることとしたものである。

第2 内容

- 1 道路交通法施行規則の一部改正
安全運転管理者の業務として次の業務を新たに定めることとした（府令第9条の10関係）。
 - (1) 酒気帯びの有無の確認及び記録の保存（令和4年4月1日施行）
 - ア 運転前後の運転者に対し、当該運転者の状態を目視等で確認することにより、当該運転者の酒気帯びの有無を確認すること（第6号）。
 - イ アの確認の内容を記録し、当該記録を1年間保存すること（第7号）。
 - (2) アルコール検知器の使用等（令和4年10月1日施行）
 - ア (1)アの確認を、国家公安委員会が定めるアルコール検知器を用いて行うこと（第6号）。
 - イ アルコール検知器を常時有効に保持すること（第7号）。
- 2 道路交通法施行規則第9条の10第6号の規定に基づき、国家公安委員会が定めるアルコール検知器を定める国家公安委員会告示
 - 1 (2)アの国家公安委員会が定めるアルコール検知器は、呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有するものとする事とした。

第3 留意事項

- 1 運転前後の運転者に対する酒気帯びの有無の確認
 - (1) 業務の開始前後の運転者に対する確認
府令第9条の10第6号に定める「運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者」における「運転」とは、一連の業務としての運転をいうことから、同号に定める酒気帯びの有無の確認（以下「酒気帯び確認」という。）は、必ずしも個々の運転の直前又は直後にその都度行わなければならないものではなく、運転を含む業務の開始前や出勤時、及び終了後や退勤時に行うことで足りる。
 - (2) 目視等及びアルコール検知器による酒気帯び確認の方法
「目視等で確認」とは、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等で確認することをいう。
運転者の酒気帯び確認の方法は対面が原則であるが、直行直帰の場合など対面での確認が困難な場合にはこれに準ずる適宜の方法で実施すればよく、例えば、運転者に携帯型アルコール検知器を携行させるなどした上で、
 - ① カメラ、モニター等によって、安全運転管理者が運転者の顔色、応答の声の調子等とともに、アルコール検知器による測定結果を確認する方法
 - ② 携帯電話、業務無線その他の運転者と直接対話できる方法によって、安全運転管理者が運転者の応答の声の調子等を確認するとともに、アルコール検知器による測定結果を報告させる方法等の対面による確認と同視できるような方法が含まれる。
 - (3) アルコール検知器の性能等
アルコール検知器については、酒気帯びの有無を音、色、数値等により確認できるものであれば足り、特段の性能上の要件は問わないものとする。

行政情報

また、アルコール検知器は、アルコールを検知して、原動機が始動できないようにする機能を有するものを含む。

(4) 他の自動車の使用の本拠における確認

同一の自動車の使用者が他の自動車の使用の本拠において安全運転管理者を選任しており、当該他の自動車の使用の本拠となる事業所（以下「他の事業所」という。）において運転者が運転を開始し、又は終了する場合には、他の事業所の安全運転管理者の立会いの下、運転者に他の事業所の安全運転管理者が有効に保持するアルコール検知器を使用させ、測定結果を電話その他の運転者と直接対話できる方法で所属する事業所の安全運転管理者に報告させたときは、酒気帯び確認を行ったものとして取り扱うことができる。

(5) 安全運転管理者以外の者による確認

安全運転管理者の不在時など安全運転管理者による確認が困難である場合には、安全運転管理者が、副安全運転管理者又は安全運転管理者の業務を補助する者に、酒気帯び確認を行わせることは差し支えない。

2 酒気帯び確認の内容の記録について

酒気帯び確認を行った場合は、次の事項について記録すること。なお、(5)ア以外の事項の記録は令和4年4月1日から、(5)アの事項の記録は同年10月1日からそれぞれ行うこと。

- (1) 確認者名
- (2) 運転者
- (3) 運転者の業務に係る自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
- (4) 確認の日時
- (5) 確認の方法
 - ア アルコール検知器の使用の有無
 - イ 対面でない場合は具体的方法
- (6) 酒気帯びの有無
- (7) 指示事項
- (8) その他必要な事項

3 アルコール検知器を常時有効に保持することについて

「常時有効に保持」とは、正常に作動し、故障がない状態で保持しておくことをいう。このため、アルコール検知器の製作者が定めた取扱説明書に基づき、適切に使用し、管理し、及び保守するとともに、定期的に故障の有無を確認し、故障がないものを使用しなければならない。

4 アルコール検知器の使用に関する事業者への働き掛け

改正府令中のアルコール検知器の使用に係る規定の施行日は令和4年10月1日であるが、より多くの事業所において早期にアルコール検知器を用いた酒気帯び確認が行われることとなるよう、施行日前においても、安全運転管理者講習等の機会を通じて、事業者に対しアルコール検知器を用いた酒気帯び確認の積極的な実施を促すこと。

5 違反行為の検挙を契機とした安全運転管理者の選任の有無の確認等

業務中の飲酒運転等を検挙した場合には、その背後責任について徹底した捜査を行い、安全運転管理者の選任の有無やその業務の実施状況について確認を行うこと。

その際、安全運転管理者等に対して飲酒運転の防止を図るための措置の実施状況について報告を求めるなど、飲酒運転の根絶に向けた事業者による積極的な取組を促すための措置を講ずること。

ADMINISTRATION INFORMATION

事業所の 飲酒運転根絶 取組強化!

令和4年4月より 改正道路交通法施行規則が順次施行されます

待って!

今日も飲酒
してないです

社用車を
運転するのは、
アルコール
検知器で
☑チェック
してからです!

安全運転
管理者

点呼場所

※アルコール検知器を用いた確認は令和4年10月1日施行

安全運転管理者は、下記の業務が義務化されます

令和4年
4月1日施行

- ☑ 運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること。
- ☑ 酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存すること。

令和4年
10月1日施行

- ☑ 運転者の酒気帯びの有無の確認を、アルコール検知器を用いて行うこと。
- ☑ アルコール検知器を常時有効に保持すること。



警察庁・都道府県警察



行政情報

自動車を使用する事業所は **安全運転管理者の選任が必須** です!

安全運転管理者の選任

一定台数以上の自動車の使用者は、自動車の使用の本拠(事業所等)ごとに、自動車の安全な運転に必要な業務を行う者として安全運転管理者の選任を行わなければなりません。自動車の保有台数に応じて副安全運転管理者の選任が必要になります。安全運転管理者・副安全運転管理者になるには一定の要件があります。



乗車定員が11人以上の自動車1台以上

または



その他の自動車5台以上
※自動二輪車(原動機付自転車を除く)は1台を0.5台として計算

安全運転管理者の業務



交通安全教育



運転者の適性等の把握



運行計画の作成



交替運転者の配置



異常気象時等の措置



点呼と日常点検



運転日誌の備付け



安全運転指導

安全運転管理者の届出

- 安全運転管理者等を選任した時は、その日から15日以内に事業所を管轄する警察署に必要書類を提出してください。
- 安全運転管理者の制度に関するご不明点は、都道府県警察のホームページをご覧ください。どうか警察署へお問い合わせください。



令和4年
4月より

安全運転管理者による
運転者の運転前後のアルコールチェックが
「義務化」されます。

令和4年
4月1日施行



運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、
運転者の酒気帯びの有無を確認すること



酒気帯びの有無について記録し、
記録を1年間保存すること

令和4年
10月1日施行



運転者の酒気帯びの有無の確認を、
アルコール検知器[®]を用いて行うこと



アルコール検知器を常時有効に保持すること



※呼吸中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器

安全運転管理者の制度に関するご不明点は、
都道府県警察のホームページをご覧ください。

ADMINISTRATION INFORMATION

環循適発第2111305号
令和3年11月30日

各都道府県一般廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2の規定に基づく 廃棄物の焼却禁止の例外とされる焼却行為に対する行政処分等の 適用について(通知)

一般廃棄物処理行政の推進については、かねてより種々御尽力、御協力いただいているところ御礼申し上げます。

さて、令和3年の地方分権改革に関する提案募集において、「農林水産業を営む者が行う野外焼却に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行令並びに関連通知の解釈の明確化」を求める提案（別添）がなされたことを踏まえ、廃棄物の焼却禁止の例外とされる農業等を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却等に対する行政処分等の適用について、解釈の明確化を図ることとしたので通知する。

貴職におかれては、下記の事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期するとともに、貴管内市町村等に対して周知願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 焼却禁止の例外とされる廃棄物の焼却に対する行政処分等の適用について

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行について」（平成12年9月28日付け衛環78号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）において示しているとおり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第16条の2に基づく廃棄物の焼却禁止に係る規定は、行政処分のみでは適切な取締りが困難であった悪質な無許可業者等による廃棄物の焼却について、これを廃棄物の不適正処理として罰則の対象とすることにより取締りの実効を上げるためのものであるところ、当該罰則規定をもって措置するには馴染まない廃棄物の焼却については、罰則対象の例外を設けている。

行政情報

なお、法第16条の2の規定において焼却禁止の例外とされる廃棄物の焼却に該当するとしても、同条に係る罰則以外の罰則及び行政処分の適用を除外するものではないことから、処理基準に適合しない焼却について、措置命令等の行政処分及び行政指導を行うことは可能であり、かかる措置命令の対象は、現に処理基準に適合しない廃棄物の処分等を行った者であって、当該処理基準が適用される者であるか否かを問わない。

したがって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第14条各号に規定する焼却禁止の例外とされる廃棄物の焼却についても、当該焼却行為により、健康被害も含む人の生活に密接な関係がある環境に何らかの支障が現実を生じ、又は社会通念上そのおそれがあると判断するに相当な状態が生ずる場合等においては、処理基準に適合しない焼却行為として、措置命令等の行政処分及び行政指導を行うことは可能であることに留意されたい。

第二 政令で定める焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却の解釈について

法第16条の2第3号の規定による焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却については、公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として、令第14条各号において具体的に明示している。

なお、同条各号が規定されていることを奇貨として、同条各号に該当する焼却行為であると称し、悪質な廃棄物の焼却が行われることを防止するべく、取締りの観点から限定的に解するため、同条第4号においては、「やむを得ない」と付言したものである。

したがって、個別の事案における罰則の適用において、当該例外規定における「やむを得ない」ものといえるか否かの解釈に当たっては、公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却に該当するか否かという点を勘案し、法の目的に照らして合理的と認められるかにより判断されるべきものであり、生活環境の保全上著しい支障を生ずる焼却は、これに含まれるものではない。

ADMINISTRATION INFORMATION

事務連絡
令和3年12月17日

各都道府県一般廃棄物行政主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

コードレス掃除機用非純正のバッテリーパックについて(続報) (事務連絡)

廃棄物処理行政の推進については、かねてより御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

令和3年11月2日付けで事務連絡をした標記の件につきまして、その適切な処理方法について、経済産業省、輸入事業者及び独立行政法人製品評価技術基盤機構（N I T E）で検討を行ってきたところですが、その結果が取りまとめ、経済産業省からプレスリリースがありましたので情報提供いたします。

つきましては、経済産業省プレスリリースの内容に加えて、下記のとおり留意事項を含め、貴管内市町村等に周知の上、適切な御対応をいただきたくお願いいたします。

記

- 1 当該バッテリーパックの適正処理について
当該バッテリーパックの適正処理について、以下のとおり進められたい。
 - (1) 有限会社すみとも商店のバッテリーパックについては、当該事業者が既に倒産しており、リコールによる回収がかなわない。については、事業活動に伴って生じるものは、産業廃棄物に該当するため、排出事業者において適正に処理すること。産業廃棄物以外のものは、一般廃棄物に該当するため、市町村において適正に処理すること。
 - (2) ロワ・ジャパン有限会社のバッテリーパックについては、リコールにより同社が回収対応するので、同社の案内に従うこと。

ロワ・ジャパン有限株式会社のURL



メール問合せ先 info@rowa.co.jp

※当該バッテリーパックは、一般社団法人J B R Cの非会員企業が輸入・販売したものであるため、当該法人による回収対象外となる。

行政情報

2 ユーザーによる事前放電の徹底について

経済産業省、輸入事業者及び独立行政法人製品評価技術基盤機構（N I T E）によれば、当該製品は、事前放電していない場合、充放電をしていない保管状態であっても発火リスクがあるとされている。

したがって、当該製品の廃棄物処理（ごみ集積所等への排出を含む。）に当たっては、バッテリーパックを安全な状態にし、発火による火災事故等を防止するため、当該製品を廃棄物として排出する段階までに、次のいずれかの放電方法により、ユーザーによる事前放電実施の周知を徹底されたい。

（1）掃除機を作動させることで、バッテリーパックを使い切る放電方法。

（2）バッテリーパックを塩水につける放電方法（濃度3%程度で4日間程度）。

※放電方法の詳細については、経済産業省プレスリリースを参考にすること。

※一度放電したバッテリーパックは、再充電して使用しないこと。

※放電が完了すれば、製品保管上また廃棄物処理上（収集運搬、破碎、焼却、埋立て等の処分等）において、当該バッテリーパックは発火に至らないことが確認されている。

3 市町村における処分方法の例

市町村において当該バッテリーパックを処分する際は、他の二次電池と同様に、処分委託を行うなど（他に、直接埋立て、焼却炉への直投等）が考えられる。

以上

（参考）

経済産業省ホームページ（プレスリリース）：



環境省ホームページ（リチウム蓄電池等に関する情報）：



（本件に関するお問合せ）

経済産業省 産業保安グループ 製品事故対策室 03-3501-1701(直通)

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 03-5521-9273(直通)

ADMINISTRATION INFORMATION

事務連絡
令和4年1月24日

公益社団法人 全国産業資源循環連合会 御中

国土交通省自動車整備課長

大型トラックの車輪脱落事故防止について（協力依頼）

近年、大型トラック（車両総重量8トン以上）の車輪脱落事故が増加する傾向にあることから、国土交通省では車輪脱落事故防止に向けた様々な対策を強化するとともに、令和3年10月から令和4年2月の期間で「車輪脱落事故防止キャンペーン」を展開し、タイヤの適切な交換作業の実施や、タイヤ交換後50～100km走行後のナットの確実な増し締め等について、大型トラックの使用者に対して周知・啓発活動に取り組んでいるところです。

しかしながら、年明けより相次いで走行中の大型ダンプ車から車輪が脱落し、歩行者等に衝突する事故が発生しました。報道によれば、事故により重傷を負われた方もおられます。このように大型トラックの車輪脱落事故は、大事故に繋がりがねない大変危険なものです。

つきまして、所有する大型トラックのナットに緩みがないか点検して頂き、走行中タイヤが脱落することのないよう確実な保守管理に努めて頂きますよう、貴会傘下会員への周知方、御協力の程宜しくお願いいたします。

<点検・整備のポイント>

はじめに

タイヤ交換後、50～100km走行後、ナットの増し締めが必ず必要です。増し締めをされていない場合には、必ず実施して下さい。

日々の点検・整備

（点検）ボルト・ナットが脱落していないか確認してください。

（整備）脱落している場合、ボルト・ナットを取り付けてください。

（点検）ナットに緩みがないか確認してください。

（整備）緩みがある場合、増し締めしてください。

（点検）ボルト・ナットにさび汁や著しいさびがないか確認してください。

（整備）さび汁や著しくさびがある場合、ボルト・ナットを交換してください。

※詳細につきましては、添付のパンフレットをご参照ください。

行政情報

(大型トラック・バス)

ホイールやホイールボルト/ナットの錆に注意!



ホイールやホイールボルト/ナットの経年使用に伴う著しい錆によるものと思われる「車輪脱落事故」が発生しています。

著しい錆のあるホイールやホイールボルト/ナットは使わないでください!

ホイールボルト/ナットの錆

ホイールボルトやホイールナットの経年使用に伴う著しい錆は、規定の締付けトルクで締付けても、十分な締付け力が得られなくなります。

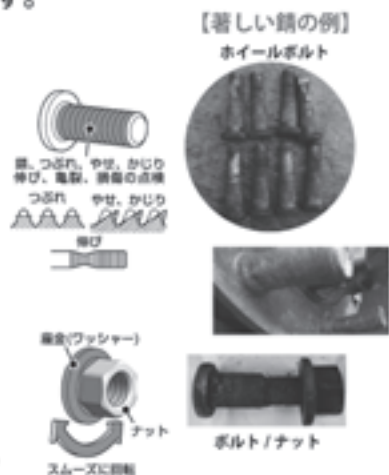
【ホイールボルト/ナットの点検要領】

- 著しい錆の発生がないか点検します。
- 亀裂や損傷がないか点検します。
- ねじ部につぶれや、やせ、かじりなどが点検します。
- ボルトが伸びていないか点検します。

※錆や汚れを落とし、ねじ部にエンジンオイルなどを薄く塗布してナットをボルトの奥まで回転させたとき、スムーズに回転しない場合は、ねじ部に異常があります。異常がある場合は、ボルト/ナットをセットで交換してください。また、ボルトが折損していた場合は、その車軸すべてのホイールボルト/ナットを交換してください。

ISO方式/新・ISO方式(平面座)

- ナットの座金(ワッシャー)が、スムーズに回転するか点検します。
- ※ホイールボルト/ナットを交換する際には、必ず整備のマニュアルやパーツリストなどを参照して、それぞれ適合する正しい部品を使用してください。



ディスクホイールの錆

ディスクホイールの経年使用に伴う著しい錆は、締付け力の低下(緩みの発生)をまねきます。

【ディスクホイールの点検要領】

- ホイール取付け面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面に著しい錆の発生がないか点検します。
- ボルト穴や飾り穴のまわりに亀裂や損傷がないか点検します。
- ホイールナットの当たり面に亀裂や損傷がないか点検します。
- 溶接部に亀裂や損傷がないか点検します。
- ホイール取付け面とホイール合わせ面に摩耗や損傷がないか点検します。

※ホイールナットの当たり面やホイール取付け面の経年使用に伴う著しい段付き摩耗は、ホイールナットの緩みの原因となります。

※ホイール取付け面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面には、追加塗装は行わないでください。厚い塗膜は、ナットの緩みによる脱落やボルト折損の原因となります。

また、ホイール取付けの際には、ホイール取付け面、ホイール合わせ面、ホイールナットの当たり面、ホイールボルト/ナットの錆やゴミ、泥などを取除きます。



一般社団法人 日本自動車工業会

いすゞ自動車(株)/日野自動車(株)/三菱ふそうトラック・バス(株)/UDトラックス(株)

ADMINISTRATION INFORMATION

(大型トラック・バス)

ホイール脱着後は増し締めを確実に!



Question1 増し締めはいつ行う?

- ホイール脱着後は、走行による初期なじみによりホイールの締付け力が低下します。ホイール取付け後、50～100km 走行を目安に、できるだけ早い時期に「ホイールナットの増し締め」を行います。

※定期点検や車検でホイールを脱着した後も、50～100km 走行を目安に、ホイールナットの増し締めをお願いします。(増し締めも定期点検の一部です。)

Question2 増し締めの方法は?

一つのナットで締付ける方式の場合

- ホイールナットを、締め方向にトルクレンチなどを使用して規定の締付けトルクで締付けます。

※新・ISO方式ホイールでは、左車輪も右ねじです。ホイールボルトに表示されているねじの方向を必ず確認してください。万一緩めてしまった場合は、再度トルクレンチなどを使用して、規定の締付けトルクで締付けます。



(いすゞ / 日野 / ふそう / UDの大型車)
締付けトルク 550～600Nm

※その他の車両は、それぞれの指示に従ってください。

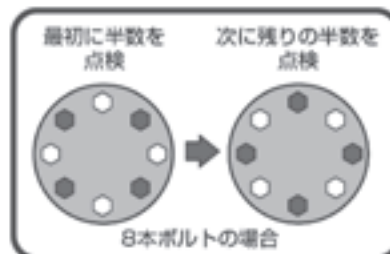
インナー、アウターのナットで締付ける方式の場合

- 最初にボルトの半数（一個おき）のアウターナットを一旦緩め、インナーナットをトルクレンチなどを使用して規定の締付けトルクで締付けます。
※この時、残りのアウターナットは緩めないでください。
- 次に、緩めたアウターナットをトルクレンチなどを使用して規定の締付けトルクで締付けます。
※この時、アウターナットのねじ部、座面部（球面座）に、エンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布します。
- 続いて、残りの半数のホイールボルトのアウターナット、インナーナットについても同様の作業を繰り返します。

①アウターナットを ②インナーナットを ③アウターナットを
緩めます。 締付けます。 締付けます。



この図は右側タイヤの場合です。



8本ボルトの場合

3か月定期点検「ホイールナットの緩み点検」は、この「増し締めの方法」の要領で行います。

Question3 増し締めの記録は?

- 「増し締め」を実施した時は、タイヤ交換同様 メンテナンスノートの整備記録欄 等に、記録しておきます。

※定期点検でホイールを脱着した際には、その後のホイールナット「増し締め」をお願いしています。

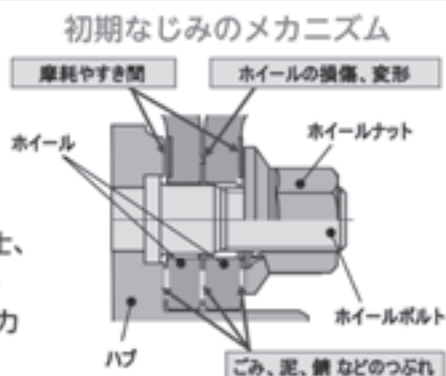
行政情報

増し締めはホイール脱着後必須の作業!



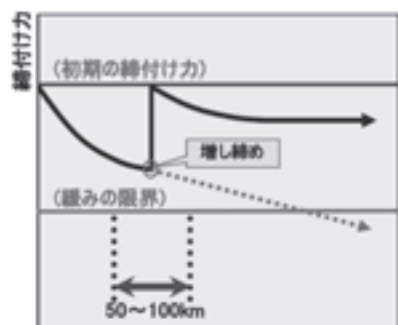
Question4 なぜ増し締めは必要?

- 規定の締付けトルクで締付けても、走行すると初期なじみによって、締付け力が低下します。そこで、締付け後 50~100km 走行を目安に、規定の締付けトルクでホイールナットを再度締付けます。
- 初期なじみとは、ハブやホイール、ホイール面同士、ホイールとナットの接合面で、微細な凹凸や塗料などが、いわゆる「なじむ」ことによって、締付け力が低下していく現象です。



Question5 増し締めの効果とは?

- 初期なじみは、ハブやホイールの表面粗さ、平面度、塗膜などの影響により発生し、規定の締付けトルクで締付けても、走行に伴って、徐々に締付け力が低下します。
- 初期なじみを、そのままにしておくと、締付け力が右図のように低下し続け、場合によっては、ホイールナットの「緩みの限界」を下回ることがあります。
- 50~100km 走行を目安に“一度”規定の締付けトルクで再締付けすると、なじみによる締付け力の低下幅は小さくなり、締付け力が低下し続けることによる緩みを防止することができます。



ハブのホイール取付け面やホイールの合わせ面に、ゴミや泥、錆があると、初期なじみによる締付け力の低下が大きく、ナットの緩み脱落などに結びつきます。ホイール取付け時には、必ず清掃を行ってください。

※増し締めを行っても、ナットが たびたび緩むなどの異常がある場合は、必ずホイールを取外して点検・整備を実施してください。ディスクホイールやハブ等に異常がある可能性があります。

初期なじみによる締付け力の低下をそのままにしておくと、ホイールナットが緩んで車輪が脱落し、思わぬ事故につながる可能性があります。

一般社団法人 日本自動車工業会

いすゞ自動車(株)/日野自動車(株)/三菱ふそうトラック・バス(株)/UDトラックス(株)

ADMINISTRATION INFORMATION

国道交第66号
令和4年1月28日

公益社団法人全国産業資源循環連合会
会長 永井 良一 様

国土交通省道路局
道路交通管理課長
(公印省略)

物流生産性の向上のための特殊車両の新たな通行制度の 創設および大型車両の通行適正化に向けた法令遵守及び 安全運送の確保に向けた取組について

平素は、道路行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年5月27日に公布された「道路法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第31号)により、寸法、重量等に係る一定の限度を超える車両(限度超過車両)を通行させようとする者が、あらかじめ国の登録を受けた車両(登録車両)について、従来の許可申請手続に代えて、通行が可能な経路をオンラインで即時に確認し、通行できる制度が新たに創設され、令和4年4月1日に施行されます。

新たな通行確認制度では、過積載等の違反の防止の観点から、道路法に基づき、運送事業者が乗務記録、送り状等の登録車両に積載する貨物の重量を記録し保存しておく義務があります。荷主関係団体におかれましては、運送事業者が法令を遵守できるよう、運送事業者に積載する貨物の重量を連絡する旨、会員企業に周知いただきますようお願いいたします。

また、昨今、道路の老朽化対策が喫緊の課題となっている中で、依然として違法走行車両が約3割に上る状況であり、大型車両の通行に係る法令遵守及び安全運送の確保に向けた取組を確実に講じていくことが極めて重要です。関係団体におかれましては、法令を遵守し、運送事業者に対して、過積載等の法令違反となるような要求はしないなど、安全運送に必要な対策を講ずる旨、会員企業に周知いただきますようお願いいたします。

行政情報

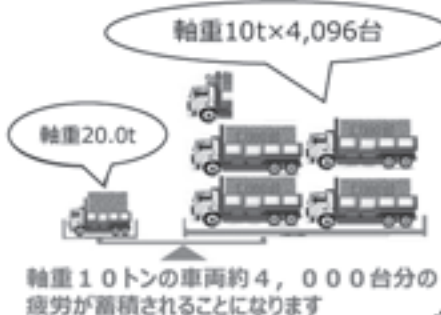
荷主の皆様へのお願い

一部の重量オーバーの車両が道路の劣化を早めています！
一定の大きさ・重さを超える車両（特殊車両）での通行には、道路管理者の「特殊車両通行許可」又は「特殊車両通行確認」（裏面参照）が必要になります。

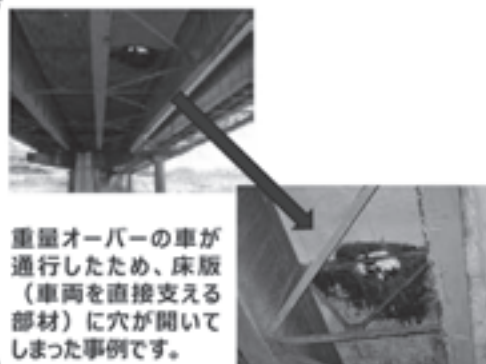
運搬を請負人に依頼する際は、通行許可又は通行確認を取って、通行条件や重量を守るように働きかけをお願いします。

◇コンクリート床版への影響の試算

橋梁のコンクリート床版の劣化への影響度は、重量（軸重）の約1.2乗に比例



◇橋梁の路面に穴が開いた事例



国土交通省からの4つのお願い



- 1 適正な依頼時期にご協力を
 > 請負人は依頼を受けてから通行許可取得までに一定の時間を要するため、注文者は余裕を持った依頼や輸送計画の策定にご配慮願います。
- 2 荷主にも責任があります
 > 請負人に法令違反があれば、注文者にも責任が及ぶ場合があります。（荷主勧告）
- 3 請負人側のリスクにご理解を
 > 法令違反があれば、請負人に対し、ペナルティ（罰則）が科せられる場合があります。
- 4 適正な費用負担が必要です
 > 通行条件によって誘導車を配置する場合は、注文者は請負人に対して適正な費用の支払いが必要です。

※注文者：元請、直近上位の下請など 請負人：下請、運送事業者など



MLIT
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

アンケート調査へのご協力をお願いします。

〔 右記のQRコードからアンケートページへお進みください。 〕



ADMINISTRATION INFORMATION

〈特殊車両通行許可制度の概要〉

- 道路は一定の規格の車両が安全・円滑に通行できるよう造られており、この規格を超える車両は、道路構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあるため、原則として通行できません。（道路法第47条）
- 車両の構造又は車両に積載する貨物を審査し、やむを得ないと道路管理者が認める場合に限り、道路の構造を保全し又は交通の危険を防止するため必要な条件を附して、車両の通行を許可する「特殊車両通行許可制度」がもうけられています。（道路法第47条の2）

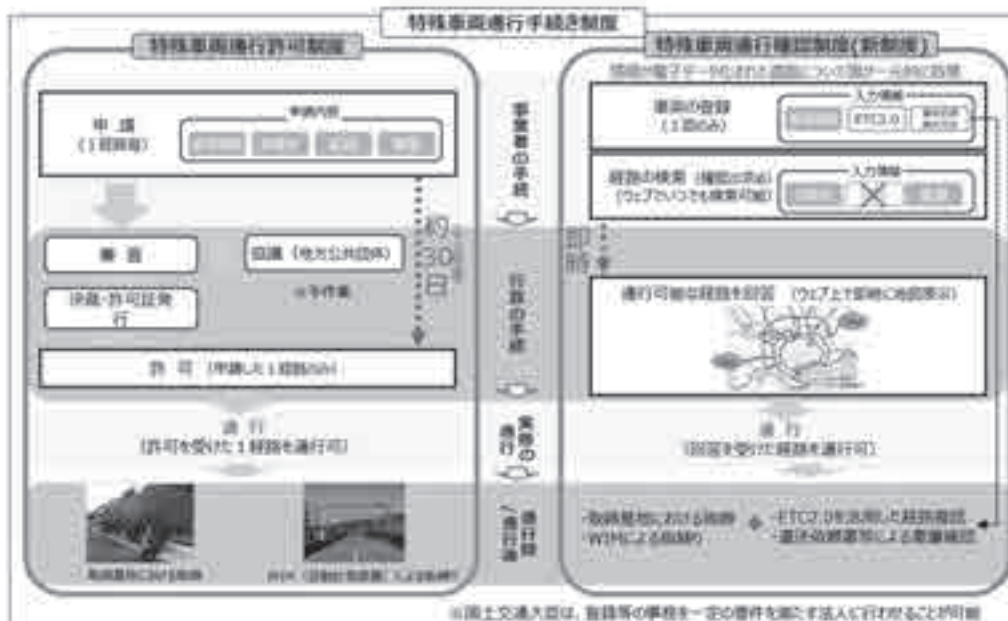
車両制限令に基づく車両の一般的制限値



※一般的制限値を一つでも超える車両の通行には許可が必要になります。

新たな特殊車両通行確認制度が始まります

改正後の道路法により、寸法、重量等に係る一定の限度を超える車両（限度超過車両）を通行させようとする者が、あらかじめ国の登録を受けた車両（登録車両）について、従来の許可申請手続に代えて、通行が可能な経路をオンラインで即時に確認し、通行できる制度が新たに創設され、令和4年4月1日から運用が始まります。



国土交通省道路局
道路交通管理課車両通行対策室

行政情報

基発0131第12号
令和4年1月31日

公益社団法人全国産業資源循環連合会 会長 殿

厚生労働省労働基準局長

除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のための ガイドライン等の改正について

労働安全衛生行政の運営につきましては、平素より格段の御理解、御協力をいただきお礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質に係る除染等業務、特定線量下業務及び事故由来廃棄物等の処分業務に従事する労働者の放射線障害を防止するため、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成23年厚生労働省令第152号。以下「除染電離則」という。）及び「電離放射線障害防止規則」（昭和47年労働省令第41号。以下「電離則」という。）等を施行等するとともに、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」（平成23年12月22日付け基発1222第6号）、「特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」（平成24年6月15日付け基発0615第6号）及び「事故由来廃棄物等処分業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」（平成25年4月12日付け基発0412第2号）を定め、その適切な実施を指導しているところです。

今般、令和4年2月から令和8年1月までの3箇月ごとの期間について、土壌等の放射能濃度の簡易測定に関する係数を追記するなどこれらのガイドラインを改正いたしました。

つきましては、下記改正内容に御留意の上、貴団体会員に対し周知いただくとともに、除染等業務等における放射線障害防止対策の一層の推進を図られるようお願い申し上げます。

各ガイドラインの改正箇所については、別添参考資料を御参照ください。

記

- 1 「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」を別添1のとおり改めること。
- 2 「特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」を別添2のとおり改めること。
- 3 「事故由来廃棄物等処分業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」を別添3のとおり改めること。



ADMINISTRATION INFORMATION

事務連絡
令和4年2月2日

各都道府県・政令市産業廃棄物行政主管部(局) 御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

新型コロナウイルス感染拡大下における産業廃棄物の 処理体制の維持について（事務連絡）

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力を頂き御礼申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染症対策に関して、厚生労働省により令和4年1月28日付けで「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和4年1月5日）が改正され、同日にその旨を周知するよう内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室より別添のとおり事務連絡が発出されました。

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において廃棄物の処理業者その他の廃棄物の処理に関わる事業者は、「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者」として位置付けられていることから、引き続き新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物を適正に処理しつつ、それ以外の廃棄物の処理についても安定的に業務を継続することが求められます。

つきましては、産業廃棄物の処理体制が維持され、産業廃棄物の適正かつ円滑な処理に遺漏なきよう改めてお願いするとともに、必要に応じて、衛生主管部局とも連携の上で、下記に基づく対応を御検討いただくよう併せてお願いいたします。

記

第一 社会機能維持者における待機期間の見直しについて

「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」の改正に伴い、①オミクロン株患者の濃厚接触者の待機期間については、現時点までに得られた科学的知見に基づき、最終曝露日（陽性者との接触等）から7日間とし、8日目に待機を解除すること、②①の濃厚接触者のうち、社会機能の維持のために必要な事業に従事する者について、各自治体の判断により、待機期間の7日を待たずに、4日目及び5日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性確認できた場合でも、5日目に待機を解除する取扱いを実施できること等が示されています。

第二 廃棄物処理事業継続計画の策定及び円滑な産業廃棄物処理体制の確保について

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況下において、排出時の感染防止策、適正な処理のために講ずべき対策、処理体制の維持のためにとるべき措置等について取りまとめた「廃棄物

行政情報

に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインⁱ」を参照いただきつつ、新型コロナウイルス感染症を対象とした廃棄物処理事業継続計画を策定するよう、産業廃棄物処理業者に対する周知徹底を改めてお願いいたします。

また、円滑な産業廃棄物処理体制の確保に向けて、以下の通知に示した各種対策について必要な検討を行うとともに、貴管内産業廃棄物処理業者及び排出事業者への必要な事項の周知をお願いいたします。

- 「新型コロナウイルス感染症に対応した産業廃棄物の処理能力を確保するための対応について（通知）ⁱⁱ」（令和2年4月17日付け環循規発第2004171号環境省環境再生・資源循環局長通知）
- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行及び新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の円滑な処理等について（通知）ⁱⁱⁱ」（令和2年5月1日付け環循適発第2005013号・環循規発第2005011号環境省環境再生・資源循環局長通知）
（「四廃棄物処理に関する適正かつ円滑な処理体制の確保について」のうち、特に「4 関係主体との連携協力による適正かつ円滑な産業廃棄物処理の推進」）

第三 クラスタ等発生時における環境省への情報提供について

令和3年7月12日付けの事務連絡等においてお願いしましたとおり、産業廃棄物処理業者でクラスタが発生した場合には都道府県・政令市から廃棄物規制課及び各地方環境事務所に御連絡を頂くこと、ワクチン接種の廃棄物、その他の感染性廃棄物及び宿泊療養施設等から排出される新型コロナウイルス感染症に係る産業廃棄物について、都道府県を越える広域的な処理の調整が必要な場合や、適正かつ円滑な処理に支障が生じる又はそのおそれが予見される場合においても、環境省に前広に御相談、情報共有等を頂くことについても、引き続き御対応をお願いいたします。

i 廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン



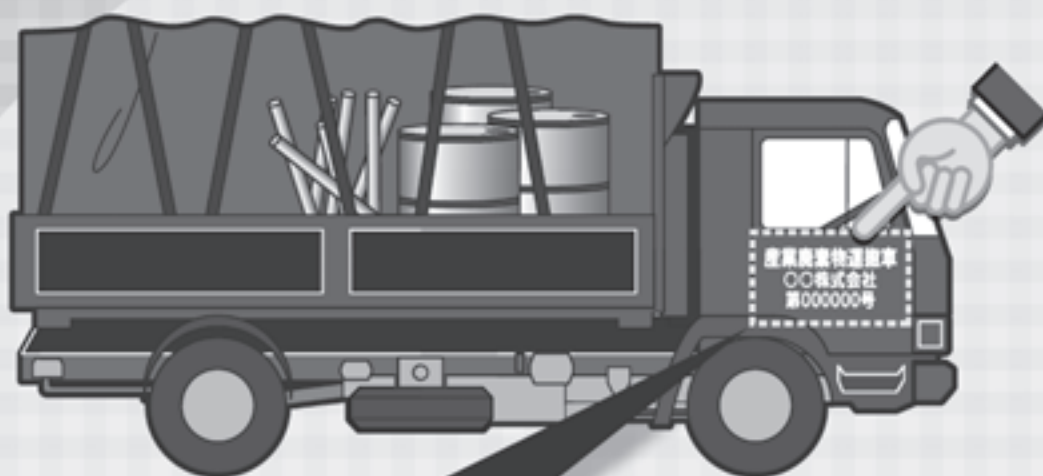
ii 新型コロナウイルス感染症に対応した産業廃棄物の処理能力を確保するための対応について（通知）（令和2年4月17日付け）



iii 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行及び新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の円滑な処理等について（通知）（令和2年5月1日付け）



あなたの産業廃棄物運搬車両には
**必要な表示が
 されていますか？**



産業廃棄物収集運搬業者が、他社の産業廃棄物を運搬するときの表示例

産業廃棄物収集運搬車
 株式会社○○産業
 第000000号

産業廃棄物の収集運搬車
 両である旨が正確、正式
 な名称、許可番号下6桁
 が表示されている。

産業廃棄物収集運搬車両には産業廃棄物収集運搬車両であることの
 表示をしなければなりません。
 文字の大きさ、表示内容は法律で決められています。

◆車両表示板についてのお問い合わせは、

公益社団法人 大阪府産業資源循環協会

〒540-0011 大阪府中央区農人橋1丁目1番22号 TEL:06-6943-4016

事業報告

Business Information

ここでは、公益社団法人大阪産業資源循環協会が実施・協力した事業等（令和4年1月上旬～令和4年3月上旬）の概要を紹介します。

廃棄物管理士講習会フォローアップ研修

日時 Aコース 令和3年12月22日(水曜日)
13時30分～16時30分
Bコース 令和3年12月23日(木曜日)
13時30分～16時30分

場所 大阪産業創造館 6階会議室A B

内容 A 講義① 罰則と行政処分から確認する廃棄物処理法の実務
講義② 最近の改正及び解釈の明確化について（廃棄物処理関係）
B 講義① 通知で確認する廃棄物処理法の実務
講義② 最近の改正及び解釈の明確化について（廃棄物処理関係）

講師 龍野 浩一（本会専務理事・事務局長）

参加者数 Aコース 25名
Bコース 11名

大阪府一般廃棄物連絡会議(泉州、南河内、北大阪、中大阪)

開催日 泉州地域 令和4年1月27日(木曜日)
南大阪地域 令和4年2月3日(木曜日)
北大阪地域 令和4年2月4日(金曜日)
中大阪地域 令和4年2月7日(月曜日)

内容 音声入りスライドによる当協会の業務紹介

産業廃棄物処理委託契約書に係る電子化サービス(パイロット事業)のためのガイドンス

日時 令和4年1月28日(金曜日) 13時00分

場所 オンライン

内容 事業紹介
サービスについて
①電子契約の仕組みとメリット
②法令・技術説明

③操作デモンストレーション

講師 weee(株) 代表取締役CEO 宗 大介氏
参加者数 7名

廃棄物処理業務従事者の安定確保をテーマとした勉強会(第1回・第2回)

日時 第1回
令和4年2月2日(水曜日) 15時00分
第2回
令和4年2月24日(木曜日) 15時30分

場所 オンライン

参画者 パスファインダー・コンサルティング代表
中尾 光宏氏 ※第1回のみ
龍野 浩一（専務理事・事務局長）
片渕 則人（組織広報副委員長）
奥野 成俊（法政策調査委員）
木村 隆文（法政策調査委員）
西部サービス(株)管理部総務部長
日吉 弘幸氏

全国産業資源循環連合会正会員事務局責任者会議

日時 令和4年2月10日(木曜日) 14時00分

場所 オンライン

議題

- ・連合会の収支改善策について
- ・令和4年度（2022年度）事業計画事務局素案について
- ・令和4年度安全衛生事業方針（案）について
- ・令和4年度全国産業資源循環連合会「産業廃棄物処理業者（最終処分場・中間処理施設・収集運搬）賠償責任保険」の募集について（ご案内）他

参画者 龍野 浩一（専務理事・事務局長）

奈良県優良処理事業者育成研修会

日時 令和4年2月16日(水曜日) 13時10分

場所 THE KASHIHARA（旧橿原ロイヤルホテル）

内容 廃棄物処理法の疑義と改正動向について
講師 龍野 浩一（専務理事・事務局長）

大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会

日時 令和4年2月17日(木曜日) 13時30分
場所 ABC-MART梅田ビル（AP大阪茶屋町H+I+Jルーム）

議題

- ・令和3年度に実施した調査・事業等の報告
- ・令和3年度大規模災害に備えた廃棄物処理体制検討事業（モデル事業）等の概要
- ・行動計画の改定
- ・近畿地方環境事務所の来年度の取組予定 他

参加者 龍野 浩一（専務理事・事務局長）

廃棄物処理・リサイクルIoT導入促進協議会（低炭素WG・新規事業創出WG）

日時 低炭素WG
令和4年2月18日(金曜日) 13時00分
新規事業創出WG

日時 令和4年2月18日(金曜日) 15時30分
場所 オンライン

議題 令和3年度提言書について 他

参加者 龍野 浩一（専務理事・事務局長）

なにわサンパイ塾

日時 令和4年2月22日(火曜日) 13時00分
場所 オンライン

内容 産業廃棄物処理業界におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）化をテーマに、廃棄物処理業界に多くの顧客を持つIT企業による講演と、導入した企業の事例発表

講演 エクオ(株)代表取締役 尾崎 正孝氏

事例発表 (株)ダイカン 執行役員 福部 忠氏
西部サービス(株)

執行役員 伊地知 宏徳氏

参加者数 19名

フロン機器適正管理の推進のための情報交換会

日時 令和4年3月4日(金曜日)
12時30分 意見提出

場所 書面会議

議題

- ・大阪府域におけるフロン排出抑制法への対応状況について
- ・冷媒回収・再生・破壊の必要性（R410Aの供給について）
- ・代替フロンによる地球温暖化への影響の低減に向けて

参加者 龍野 浩一（専務理事・事務局長）

廃棄物収集作業向上研修会

日時 令和4年3月4日(金曜日) 15時00分
場所 オンライン

講義1 特殊車両通行許可制度について

講師 (株)国中環境開発 吉永 直矢氏

講義2 道路交通法施行規則の改正（安全運転管理者の業務）について

講師 大阪府警察本部 交通安全指導第2係 宮本 雅代警部補

参加者数 20名

全国産業資源循環連合会近畿地域協議会

日時 令和4年3月7日(月曜日) 15時00分
場所 リーガロイヤルホテル京都/朱雀

議題 連合会役員候補者の推薦等

参加者 片渕 昭人（会長）

浜野 廣美（副会長）

井出 保（副会長）

濱田 篤介（副会長）

龍野 浩一（専務理事・事務局長）

河野 伴弥（常務理事）

産業廃棄物処理業におけるBCP策定啓発セミナー

日時 令和4年3月8日(火曜日) 15時00分
場所 オンライン

内容 講義1 新型コロナウイルス感染症対応マニュアル策定について

講師 ミネルヴァベリタス(株)

大久保 勇吾氏

講義2 レジリエンス認証取得とコロナ感染症への対応について

講師 (株)エンタープライズ山要

代表取締役 山口 玉緒氏

参加者数：35名

クローズアップ!

1

廃棄物管理士講習会 フォローアップ研修について

本会が主催しております「廃棄物管理士講習会」は平成18年度より、産業廃棄物を適正に処理していくために必要な法的知識を習得されたいと考える方を対象に始まった講習会です。講習会を修了された方には「廃棄物管理士」の資格を付与しております。

ご承知のとおり、産業廃棄物関連の法律は頻繁に改正が行われており、継続的に最新の情報に対応する必要がありますが、個人でそれらの改正を追うことはかなり困難です。また、日々の業務の中では、基本的な知識だけでは対処できない専門的な知識や高度な判断を求められる場面も出てきます。講習会を一度受けたきりでは対応できなくなってきます。

そこで、本会では令和4年度より廃棄物管理士講習会を修了された方を対象に定期的にフォローアップ研修を開催し、産業廃棄物管理に必要な最新の知識を習得する機会を提供することによって廃棄物管理士として一定の水準を維持していただきたいと考えております。

そのパイロット事業として令和3年12月22日と23日に会員様限定でフォローアップ研修を開催いたしました。その概要を掲載いたします。

次年度より「廃棄物管理士講習会修了者のためのフォローアップ研修」が正式にスタートいたします。最新の廃棄物関連の法改正情報などをお伝えしてまいります。ぜひご参加ください。

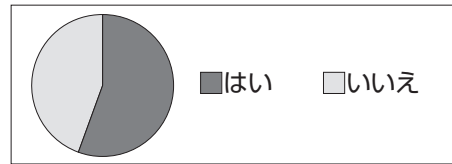


廃棄物管理士講習会更新制移行のための パイロット事業フォローアップ研修 アンケート結果（コースA）

| | |
|----------|-------|
| 参加者数 | 25 |
| アンケート回収数 | 24 |
| 回答率 | 96.0% |

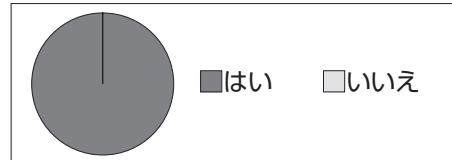
Q1：廃棄物管理士講習会を受講されたことがありますか

| 回答項目 | 回答数 | % |
|------|-----|--------|
| はい | 13 | 54.2% |
| いいえ | 11 | 45.8% |
| 計 | 24 | 100.0% |



Q2：本日の講義の内容は今後の実務に活かそうですか

| 回答項目 | 回答数 | % |
|------|-----|--------|
| はい | 24 | 100.0% |
| いいえ | 0 | 0.0% |
| 計 | 24 | 100.0% |

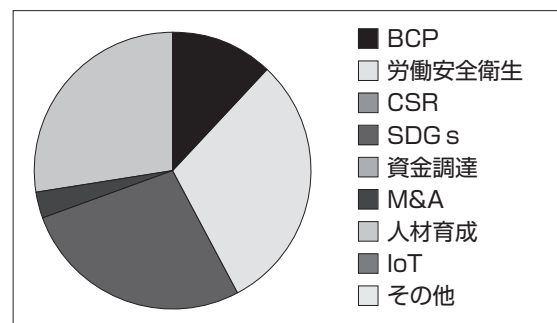


「はい」とお答えくださった方へ どのように活かそうですか

| |
|--|
| 営業、社内での説明 |
| 営業時、お客さまへのマニフェストの押印等の説明において勉強になりました。 |
| 社内研修、勉強会 |
| 投棄禁止違反 |
| 今後のお客さまに対する説明と行政の法令の施行及び変更等などに対して説明が出来るし今後も活用して行きたい。 |
| 顧客への説明 社内研修 |
| 社員教育、研修 |
| 業務冷蔵庫を引き取る際にお客さまに証明書があると伝える必要があることが分かりました。 |
| 排出事業者様からの説明 |
| 顧客への説明 社内研修 |
| マニフェストでも分かっているつもりだったが改めて違反行為などを社内研修などで活かしていきたい。 |
| ・顧客への法改正があった旨の通知及び対応 ・社内研修 |
| 社内研修、勉強会 |
| 社内研修で活かそうです。 |
| 顧客への説明 社内研修 |
| 社内研修で使わせていただきたいと思います。 |
| お客さまへの廃掃法の説明等 |
| マニフェスト等は社員に共有できる |
| 営業時の顧客への説明 社内研修 |
| 顧客への説明対応等。 |

Q3：本日は廃棄物処理法を中心にした講義でしたが、廃棄物管理士の更新制移行の研修で取り上げてほしい内容について、それ以外に何か希望される分野はありますか

| 回答項目 | 回答数 | % |
|--------|-----|--------|
| BCP | 4 | 12.1% |
| 労働安全衛生 | 10 | 30.3% |
| CSR | 0 | 0.0% |
| SDG s | 9 | 27.3% |
| 資金調達 | 0 | 0.0% |
| M&A | 1 | 3.0% |
| 人材育成 | 9 | 27.3% |
| IoT | 0 | 0.0% |
| その他 | 0 | 0.0% |
| 計 | 33 | 100.0% |



Q4：その他、ご意見ご要望などあれば自由にご記入ください

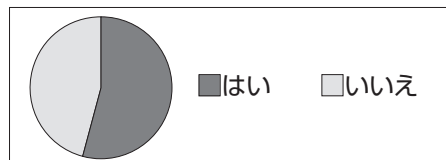
| |
|--|
| フロン等の |
| 特になし |
| なし |
| 素晴らしい内容でした！！ |
| ・紙マニフェストと電子マニフェストの違い ・変更契約と覚書 ・印紙（2号文書、7号文書） |
| ・産廃契約と基本契約書 |
| かなり細かい部分まで詰めた話なので専門分野ではない話は正直理解しにくいかも。更新制移行によって収集運搬業、処分業の更新申請の際に何か免除になるような特典がつけばいいのですが。講習修了証の有効期限が2年→5年までOKとか。 |
| 顧客、社内研修に活かします。業の許可が弊社は少ない分、知識で信頼されたいので、又ご教授ください。 |
| 講義の長さ80分～70分で…。 |
| 特になし |
| 講義の長さ3時間～4時間位が適度だと思います。 |
| 近時での法の動向、改正事項に対し明確にご説明いただき大変感謝しております。 |

廃棄物管理士講習会更新制移行のための パイロット事業フォローアップ研修 アンケート結果（コースB）

| | |
|----------|-------|
| 参加者数 | 11 |
| アンケート回収数 | 9 |
| 回答率 | 81.8% |

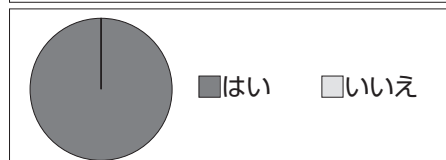
Q1：廃棄物管理士講習会を受講されたことがありますか

| 回答項目 | 回答数 | % |
|------|-----|--------|
| はい | 5 | 55.6% |
| いいえ | 4 | 44.4% |
| 計 | 9 | 100.0% |



Q2：本日の講義の内容は今後の実務に活かそうですか

| 回答項目 | 回答数 | % |
|------|-----|--------|
| はい | 9 | 100.0% |
| いいえ | 0 | 0.0% |
| 計 | 9 | 100.0% |



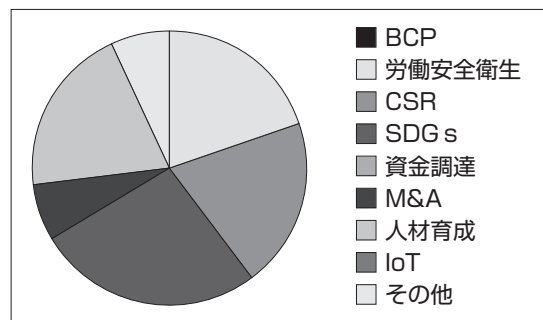
「はい」とお答えくださった方へ どのように活かそうですか

社内で情報共有し適切な処理を図れるようにします。この知識をもって顧客への説明を行います。直近の法令改正の説明はすぐ役に立って非常に感謝しております。いつもありがとうございます。

社内研修
営業時の顧客への説明、電話問い合わせへの対応
講義内容に生かします。
コンプライアンス、営業での情報提供等に活用します。
営業強化、社員教育、社内研修
廃掃法に基づく業務処理を的確に行える。
社内研修 etc.

Q3：本日は廃棄物処理法を中心とした講義でしたが、廃棄物管理士の更新制移行の研修で取り上げてほしい内容について、それ以外に何か希望される分野はありますか

| 回答項目 | 回答数 | % |
|--------|-----|--------|
| BCP | 0 | 0.0% |
| 労働安全衛生 | 3 | 20.0% |
| CSR | 3 | 20.0% |
| SDG s | 4 | 26.7% |
| 資金調達 | 0 | 0.0% |
| M&A | 1 | 6.7% |
| 人材育成 | 3 | 20.0% |
| IoT | 0 | 0.0% |
| その他 | 1 | 6.7% |
| 計 | 15 | 100.0% |



その他、自由記入欄

労務管理、人材育成、採用方法等

Q4：その他、ご意見ご要望などあれば自由にご記入ください

できれば年末、年度末は外してほしいです。
参加しやすい時期や時間帯、講義の長さは適正でした。
沢山の改正内容勉強させていただきました。

クローズアップ!

2

産業廃棄物処理事業者による災害廃棄物の 処理能力調査について

本会は、大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会において、災害廃棄物の処理に関する広域的な連携のあり方等を含め検討が進められていることを踏まえ、令和元年度に、環境省近畿地方環境事務所及び公益社団法人全国産業資源循環連合会近畿地域協議会所属の府県協会と連携して、許可を有する会員の皆様に向け、最新の保有設備や大規模災害発生時の支援可否について調査したところです。

それから2年が経過した当年度では、以上の内容を更新するために、同様の調査を下記のとおり実施しました。皆様におかれましては、ご多用の中、本調査に対する多大なご理解・ご協力により、前回実施分（回答率43.4%）を超えるご回答をいただきました。

ここに、調査終了の報告と併せ、皆様に厚くお礼申し上げます。

調査期間

令和3年10月25日(月)から令和3年12月10日(金)まで

調査対象

調査票送付数 284社

(正会員 275社・賛助会員9社)

調査票回答数 140社

(正会員 137社・賛助会員3社)

回 答 率 49.3%

(正会員 49.8%・賛助会員33.3%)

なお、本調査の結果につきましては、災害発生時の体制の検討のための基礎資料のデータとして関係機関・団体と共有し、大阪府との協定（地震等大規模災害発生時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定第10条）に基づく「協力可能な資機材等の報告」等にも活用させていただくことを申し添えます。

公益社団法人 大阪府産業資源循環協会

クローズアップ

3

災害廃棄物の処理等に関する協定書



四條堰市（以下「甲」という。）と公益社団法人大阪府産業資源循環協会（以下「乙」という。）とは、災害時における災害廃棄物の処理等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、四條堰市域における災害により生じた廃棄物の処理について、甲が乙に協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。
- （2）災害廃棄物 最新の四條堰市災害廃棄物処理基本計画において対象とする災害廃棄物（し尿を除く。）をいう。
- （3）処理 撤去、収集、運搬、分別及び処分をいう。

（協力体制）

第3条 甲と乙は、この協定に基づく災害時における具体的な協力の内容について、今後協議を進め、実効性のある協力体制を構築していくものとする。

- 2 乙は、災害時における円滑な災害廃棄物の処理が図れるように、平常時から乙の会員等における協力体制及び情報等の収集・伝達体制の整備に努めるものとする。
- 3 乙は、災害廃棄物の処理が円滑に行われるように、災害時に協力可能な乙の会員等が保有する人員、車両および資機材等の数量を把握し、甲にあらかじめ報告するものとし、変更が生じた場合は、速やかに修正報告するものとする。

（連絡担当者）

第4条 甲と乙は、この協定に関する連絡担当者を定め、それぞれ相手方に通知する。連絡担当者を変更したときも、同様とする。



（協力要請）

第5条 甲は、災害時に、乙に対して災害廃棄物の処理について協力を要請することができる。

- 2 甲は、前項の協力を要請するときは、乙に対し、次の各号に掲げる事項を記載した書面により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合等は、口頭で要請し、その後速や

四条畷市と災害廃棄物の処理に関する協定を 締結しました！

かに書面を送付するものとする。

- (1) 被災の状況
- (2) 災害廃棄物処理の場所
- (3) 災害廃棄物処理の内容
- (4) 災害廃棄物処理の期間
- (5) その他必要な事項

(情報の提供)

第6条 甲は、災害時に円滑な協力が得られるよう、乙に市内の被災、復旧状況等必要な情報を適宜提供するものとする。

2 乙は、発災後、速やかに協力可能な乙の会員等が保有する人員、車両及び資機材等の数量を把握し、甲に報告するものとする。

(災害廃棄物の処理等の実施)

第7条 乙は、第5条第1項の規定により要請を受けたときは、必要な人員、車両および資機材を調達し、甲の指示に従い、次の各号に掲げる事項に留意し、可能な限り災害廃棄物の処理を実施するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分配慮すること。
 - (2) 処理・処分量の軽減及び処理期間の短縮のため、災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。
- 2 乙は、前項の処理を実施したときは、次の各号に掲げる事項を記載した書面により甲に報告し、甲の承認を得るものとする。
- (1) 災害廃棄物処理を実施した場所
 - (2) 実施した災害廃棄物処理の内容
 - (3) 災害廃棄物処理を行った期間
 - (4) 災害廃棄物処理に要した人員、車両および資機材
 - (5) その他必要な事項

(費用の負担)

第8条 甲は、この協定に基づき、前条第1項の処理に要した経費について、甲が必要と認められた額を負担する。

2 甲が負担する経費の価格は、災害の発生における災害救助法(昭和22年法律第118号)の基準額、災害発生時の直前(平常時)における一般廃棄物の収集運搬手数料、賃金水準その他市場の適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

3 乙は、災害廃棄物の処理について前条第2項の承認を得た後、甲に対して前2項に規定する経費の支払いを請求する。

4 甲は、乙から前項に規定する請求があった場合、請求日から30日以内に乙に支払うものとする。

(第三者等に対する損害)

第9条 第7条第1項の処理を行うに際し、乙の会員等の責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害が生じたときは、乙の責任と費用負担をもって誠実に対応することとする。

(補償)

第10条 甲は、この協定により業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、または心身に障害を有することとなった場合において、災害救助法が適用されるときは、大阪府災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例(昭和38年大阪府条例第3号)に定めるところにより補償し、それ以外の時は甲乙協議のうえ、その補償方法及び補償額を定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は協定締結日から1年間とし、有効期間満了日の1ヶ月前までに甲又は乙いずれからも書面による申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以降も同様とする。

(解除)

第12条 この協定を解除する場合は、甲又は乙のいずれか一方が有効期間満了日の1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

(協議事項)

第13条 この協定に定めのない事項または疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 4 年 2 月 15 日

甲 大阪府四條畷市中野本町
四條畷市長 東 修



乙 大阪府大阪市中央区農人橋 1-7-1 番 2 号
公益社団法人大阪府産業資源循環協会
会長 片淵 昭人



クローズアップ!

4

環境イラストコンテスト2021選考結果のお知らせ

持続可能な循環型社会の形成や地球環境の保全の大切さなど、問題意識を高める契機となることを願い、「環境イラストコンテスト2021」を実施いたしました。

長引くコロナ禍での実施ではございましたが、昨年の応募総数286点を大きく上回る464点ものご応募があり、府民の皆様の環境に対する関心の高さがうかがえました。ご応募いただいた皆様に心から感謝申し上げます。

この度、厳選なる審査の結果、各賞の受賞者が決定いたしましたのでご報告いたします。



最優秀賞(一般部門)
浦狩朋乃香さん



優秀賞(一般部門)
中野美香さん



優秀賞(一般部門)
菅野愛里花さん



優秀賞(一般部門)
FARAH NURUL AINI HASANAHさん



最優秀賞(中高生部門)
西岡和伽さん

優秀賞(中高生部門)
松原ひなのさん



優秀賞(中高生部門)
中谷結月さん

優秀賞(中高生部門)
光國ちひろさん





最優秀賞(小学生以下部門)
戸崎咲絢さん

優秀賞(小学生以下部門)
安永篤史さん



優秀賞(小学生以下部門)
戸崎咲良さん



優秀賞(小学生以下部門)
祖父江菜穂さん



クローズアップ

5

産業廃棄物処理委託契約書の 電子化サービス事業を始めます！

産業廃棄物処理委託契約書の事務に関しては、廃棄物処理法による規制や収入印紙の取扱い等、日々、その作成と管理に時間をとられ、「この契約書で法令上の問題はないか?」「産廃行政や税務署等から指摘を受けないか?」と不安を抱えながら、廃棄物処理の業務に従事しているという声を、会員の皆様から伺います。

こうした中、以上の問題を解消するものとして「電子契約」を利用する事例が増えてきています。

本会としても、産業廃棄物処理業者のための電子契約に関する所要のシステムを整備し、これを「協会ブランドの業界標準」として普及促進させていくことを通じ、効率的で透明性のある産業廃棄物の処理委託、ひいては、産業廃棄物のさらなる適正処理の推進・確保に繋がるものとして、本事業を準備し、試験運用してきたところです。

この度、正式に「OSK-sign（電子契約エントランスシステム）」の名称で本事業の運用を始めることとしました。

なお、このサービスはweee株式会社が運営する「e契約」を採用していますが、本事業は電子契約のサービス提供に終始するものでなく、将来的には産業廃棄物の処理に関する事務管理全般の電子化を広く推進していくことを想定しています。

産業廃棄物の処理に必要なその他の電子化ツールを提供していくことは勿論、これに関連する啓発・教育コンテンツの動画配信等も、本事業の中で順次実施していく予定です。

そのためのプラットフォーム（ポータルサイト）として、「e契約」のシステムに接続する機能も有した「入口のシステム（エントランスシステム）」を、本会が独自に開発し、運営していくこととしているものが「OSK-sign」になります。

OSK-sign（電子契約エントランスシステム）に興味を持たれた方、また、その利用を検討されようとしている方におかれましては、一度、本会の事務局（担当 西田）までお問い合わせいただくと幸いです。ご一報、お待ちしております。

公益社団法人 大阪府産業資源循環協会

廃棄物処理先進事例調査

令和3年12月10日（金）、兵庫県三木市にある極東開発工業株式会社（三木工場）を訪問し、主に廃棄物の収集作業における巻き込まれ事故を抑制するシステム（KIES）及び車両管理支援システム（K-DaSS）について講義を受け、特装車の製造現場を見せていただきました。



第35回 極東開発工業株式会社 三木工場

■概要

会社名：極東開発工業株式会社

代表者：代表取締役社長 布原達也

本社所在地：兵庫県西宮市甲子園口6丁目1-45

ウェブサイト：<https://www.kyokuto.com/>

設立：1955年（昭和30年）6月1日

資本金：118億9,900万円（2021年3月31日現在）

従業員数：連結3,050名 単独1,089名（2021年3月31日現在）

事業内容：特装車事業

特殊自動車その他の輸送運搬機械の製造、架装および販売、修理ならびに同部品の製造、販売。トレーラ・トラックボデー等の製造および販売。

環境事業

環境整備機器および施設の製造、販売、修理ならびに同部品の製造、販売。

環境整備機器および施設の運転、管理。

パーキング事業（不動産賃貸等）

立体駐車装置および設備の製造、据付、販売および修理。

駐車場の経営（コインパーキング）。

不動産の賃貸および管理。

発電事業および電気の売買。

三木工場

所在地：兵庫県三木市別所町巴2

敷地面積：100,728 m²

床面積：44,922 m²

従業員数：約630名（2021年4月1日）

事業内容：パッカー車、タンクローリー、脱着ボディ車及びコンクリートポンプ車並びに各工場向けの機能部品を生産。



亀岡工場次長による挨拶



商品説明の風景

■KIES[®] (Kyokuto Intelligent Eye System) について

- ごみ収集車のバックアイカメラの画像から作業者を認識して、予め設定した範囲を超えて作業者が投入口に近づいた際にプレスプレート又は回転板を停止させる。
- 特徴は、次の通り。
 - *人工知能（AI）が画像から作業者を認識するため、作業者にマーカー等を着ける必要がなく、服装を選ばない
 - *従って、住民が近付いた場合でも作業者同様に認識して安全装置が作動する
 - *人間（作業者）と投入されるごみを区別しているため、作業性を損なわない
 - *画像データの蓄積とともにAIの学習が進んで認識能力が向上する
 - *AIの学習結果はSDカードを通じて各車両のシステムに反映させることができる



KIES[®] のシステム

- KIESのリリースから半年経過したが、これまでにKIES装備車における事故は報告されていない。
- 夜間作業でも作業灯を点けていればKIESは作動するが、昼夜の検知率が同じかどうかははっきりしたことは言えない。
- 現在のところ、作業者の検知ミスよりも廃棄物を作業者と誤検知する例があるが、AIの認識能力向上とともに改善されていくと考えている。
- KIESはオプション装備扱いであり、価格は約65万円。
- KIESは多数の作業者が投入口付近で動き回る状況を想定していないので、数名以上が投入口付近にいると認識が難しくなることがある。

■車両管理支援システム K-DaSS[®] (Kyokuto Data Sharing Service)



- ごみ収集車両における積込装置の稼働回数、PTO (power take-off) の稼働時間、位置情報並びに消耗品及び交換部品に関する情報を極東開発工業(株)が管理するサーバーを介して車両管理者が一元的に把握・管理することができるシステム。
- これらのデータから効率的な収集ルートを計画することが可能。
- また、日報作成の省力化も可能となる。
- そのほか、車両メンテナンスを計画的に行うことができるため、故障や不具合を未然に防ぐことができる。
- K-DaSSのアドバンテージは、システムの提供者がメーカーなのでごみ収集車の装置側情報を知り尽くしていること及び現在のところシステムを無料で提供していること。
- 課題は、積込重量の計測データ取扱い機能と、ユーザー側の既存のシステムとの連携機能。
- 世の中の流れは紙をなくす方向にあるので、配車、収集作業、日報作成から請求まで一貫して処理できるものがあれば、需要は広がると考えられる。

■工場見学

- KIESのデモンストレーションでは、木の棒などでは反応しないので、実際に操作者が手を差し出すことによってプレスプレートが停止することを確認した。



KIESのデモンストレーションの様子

- ごみ収集車、タンクローリー、脱着ボディ車及びコンクリートポンプ車の製造ラインを見学した。
- 中には外注の部品もあるが、基本的に鋼材を切断するところから始まって、それを溶接して、塗装して、組み立てて、シャシに載せて、仕上げ塗装するという一連の工程がすべて行われていたことが印象的であった。
- 国内最大級の36m級コンクリートポンプ車の完成品はブームを完全に伸ばしてはいない状態だったが、その存在感に圧倒された。



36m級コンクリートポンプ車

■まとめ

KIESはそれだけで廃棄物収集作業における悲惨な事故を確実に減らすことにつながる技術ですが、その他のソフト的な対策との組合せによって収集作業における事故を根絶することもできると感じました。

また、KIESの特徴であるAIを利用した作業者の検知技術は、アップデートのたびにコードを書き換えるのではなくて、基本的にAIに学習させることで検知精度が向上していくという点がシステムの進化の速さに加えて、人間の眼に迫る精度を実現する可能性があるのではないかと期待されます。

K-DaSSはまだ開始して間もないサービスですが、将来、積載重量データと連携した上で、配車、顧客管理及び支払請求等のシステムと連携ができれば、スモールビジネスで収集運搬業を営んでいる事業者にとってまたとない事務効率化のチャンスになるでしょう。

私たちは、日頃装置メーカー様の工場を拝見する機会にはなかなか恵まれません。しかし、今回の研修会によって、ここにも社会の課題を解決することに日夜取り組んでいる方々がいらっしゃることを知り、改めて勇気づけられました。

最後になりましたが、今回の研修会を担当してくださった極東開発工業株式会社三木工場次長の亀岡様、三木工場管理課長の大隅様、同社関西支店大阪営業所係長の小林様と廣崎様に改めて感謝申し上げます。



(文責 河野 伴弥)

進めよう！安全衛生活動

産業廃棄物業界は、他産業と比較して労働災害が非常に多い業界です。平成28年度厚生労働省「労働災害動向報告」によれば、廃棄物処理業における労働災害の発生頻度は道路貨物運送業と比べて3倍、建設業と比べると5倍となっています。また、全業種に比べより重篤な災害の割合も高くなっています。

このような状況を踏まえ、公益社団法人大阪府産業資源循環協会では、産業廃棄物処理業界における労働災害の削減に向けて本会では平成29年度からの3年間を期間とする「公益社団法人大阪府産業資源循環協会における労働災害防止計画」を策定し、さまざまな安全衛生活動推進に取り組んでいます。

安全衛生活動に取り組もう！

- 安全衛生管理体制を整備しよう
- 労働災害防止のための基本活動
(5S運動・指差呼称・保固員の適切な着用)を
実践しよう
- 安全衛生規程を作成しよう
- 安全衛生状況をチェックしよう
- 安全月間の活動を共有しよう
- 安全の文化を醸成しよう(活動日記の記入)

安全衛生事業資料を活用しよう！

- 産業廃棄物処理業における
BCP策定ガイドライン(2020)
- 産業廃棄物処理業における
ヒヤリ・ハット事例集(2020)
- 産業廃棄物処理業マニキュア(2020)



セミナーや研修会に参加しよう！

リスクアセスメント推進研修会

●開催日時
令和元年11月20日(火) 9時～18時
●開催場所
大阪府産業創造館
●参加費
無料
●定員
100名
●申込期間
令和元年10月26日(水)～11月19日(火)
●申込方法
大阪府産業創造館
〒595-8501 大阪府守口市大津1-1-1
06-6644-1111

産業廃棄物処理業におけるBCP策定セミナー

●開催日時
令和元年11月19日(火) 午後
大江ビル13階
●開催場所
大江ビル13階
●参加費
無料
●定員
100名
●申込期間
令和元年11月13日(木) 午後
大阪産業創造館
●申込方法
実際にパソコンを使ってBCPの文書を作成します。

廃棄物収集作業向上研修会

●開催日時
令和2年3月6日(金) 午後
大江ビル13階
●開催場所
大江ビル13階
●参加費
無料
●定員
100名
●申込期間
令和2年2月26日(木)～3月5日(金)
●申込方法
実際にパソコンを使ってBCPの文書を作成します。

「今日も一日ご安全に!!」



公益社団法人 大阪府産業資源循環協会

メールマガジン「Clean Life オンライン」好評配信中！

会員を対象にメールマガジン「Clean Life オンライン」を配信中です。すでに多数の会員の方にご登録いただいておりますが、まだまだ受付中です。配信ご希望の会員の方は本会ウェブサイトプライバシーポリシーをご確認のうえ、同意された場合には下記要領に従い、配信先メールアドレスのご登録（無料）をお願い申し上げます。

公益社団法人大阪府産業資源循環協会のプライバシーポリシーの開示

<http://www.o-sanpai.or.jp/privacy>

なお、メールマガジン配信にご登録をされますと、ファックスによる情報提供は停止されます。予めご了承ください。

【メールマガジン配信先のご登録要領】

- 次の事項をご記入の上、office@o-sanpai.or.jpに送信してください。
 - ①会員の名称
 - ②ご担当者所属・役職・氏名
 - ③電話番号
 - ④配信先メールアドレス（1会員につき1メールアドレスのみの登録となります）
- 送信時の件名は「メールマガジン配信希望（会員の名称）」としてください。

Clean Life オンラインのバックナンバー

令和3年

12月13日

Vol.480 ■ 泉大津フェニックス（汐見沖地区）リサイクル関連産業用地の再公募について

12月14日

Vol.481 ■ 特定災害防止準備金制度の廃止について

12月17日

Vol.482 ■（環境省主催）令和3年度建築物等の解体等工事における石綿の飛散防止対策研修会について

12月21日

Vol.483 ■ 安全運転管理者業務の拡充について

Vol.484 ■ コードレス掃除機用非純正のバッテリーパックについて（続報）

12月24日

Vol.485 ■ 廃棄物の焼却禁止の例外とされる焼却行為に対する行政処分等の適用について

12月28日

Vol.486 ■ <大阪府からのお知らせ> 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組について

Vol.487 ■ 大阪市主催「電子マニフェスト義務化制度等説明会」開催のご案内

Vol.488 ■ 大阪商工会議所主催「プラスチック資源循環セミナー」の開催及び経済産業省の令和3年度補正予算（環境・リサイクル分野）について

令和4年

1月11日

Vol.489 ■ 令和3年度近畿建設リサイクル講演及び表彰のご案内（CPDS認定プログラム）

1月17日

Vol.490 ■ 【情報提供】新型コロナウイルス感染症対策に関するお知らせ

- ・（環境省）新型コロナウイルス感染症対策に関するまん延防止等重点措置等について

- ・（環境省）出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）について

Vol.491 ■（低炭素関係）脱炭素社会構築のための資源循環高度化設備導入促進事業の公募について

1月20日

Vol.492 ■ 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針の一部を改正する件」の周知について

Vol.493 ■（環境省）プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令等の公布及びプラスチック使用製品廃棄物分別収集の手引きについて

1月21日

Vol.494 ■ 令和3年度廃棄物管理士講習会 追加開催のご案内

1月25日

Vol.495 ■（環境省）新型コロナウイルス感染症対策ポス

- ターについて
- Vol.496 ■ <大阪府からのお知らせ>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組について
- Vol.497 ■ <コロナの影響を受けている事業者等>事業復活支援金について
- 1月26日
- Vol.498 ■ (厚生労働省) 第9次粉じん障害防止総合対策の推進に係る講習動画の配信について
- 1月27日
- Vol.499 ■ 令和3年度第2回なにわサンパイ塾のご案内
- 1月31日
- Vol.500 ■ 【情報提供】新型コロナウイルス感染症対策に関するお知らせ
- ・(環境省) 出勤者数の削減(テレワーク等の徹底)について
 - ・(環境省) 新型コロナウイルス感染症対策に関するまん延防止等重点措置等について
 - ・(環境省) イベント開催等における感染防止安全計画等の導入について(改定その3)
- Vol.501 ■ 大型車の車輪脱落事故防止対策について
- 2月1日
- Vol.502 ■ 令和3年度 廃棄物収集作業向上研修会開催のご案内
- 2月8日
- Vol.503 ■ 【情報提供】新型コロナウイルス感染症対策に関するお知らせ
- ・新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について
 - ・感染症法に基づく就業制限の解除に関する取扱いの周知徹底について
 - ・基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項について
- 2月10日
- Vol.504 ■ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令について
- Vol.505 ■ 特殊車両通行制度の創設及び大型車両の法令順守並びに安全運送の確保について
- 2月14日
- Vol.506 ■ 大型車両の通行の適正化に関する啓発活動について
- 2月17日
- Vol.507 ■ (厚生労働省) 除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン等の改正について
- Vol.508 ■ (環境省) 出勤者数の削減(テレワーク等の徹底)について
- Vol.509 ■ 第29回有害・医療廃棄物研修会開催のご案内
- 2月25日
- Vol.510 ■ <大阪府からのお知らせ>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組について
- Vol.511 ■ <大阪府からのお知らせ>新型コロナウイルスワクチン3回目接種に係る対応について
- Vol.512 ■ 最低賃金額の引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業等について
- Vol.513 ■ <政府主催>「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に関する制度説明会開催のご案内(事業者向け)
- 2月28日
- Vol.514 ■ <政府主催>「令和3年度パーゼル法等説明会」開催のご案内
- 3月1日
- Vol.515 ■ (環境省) 4月1日から石綿の事前調査結果の報告制度がスタートします
- Vol.516 ■ 厚生労働省より法改正に伴う専門家活用支援事業について
- Vol.517 ■ (低炭素関係) 脱炭素社会構築のための資源循環高度化設備導入促進事業(令和3年度補正)
- 3月8日
- Vol.518 ■ <大阪府からのお知らせ>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組について

事業案内

Business Prospectus

新型コロナウイルス感染症による感染状況を踏まえた 次年以降当面の協会対応について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、弊社ではご来所の皆様及び弊社職員の安全を優先した上で、業務を行ってまいります。ご迷惑をお掛けいたしますがご理解いただけます様、お願い申し上げます。また、感染状況によっては変更することがありますので、最新情報は弊社ホームページでお確かめください。

窓口業務について

協会事務局にお越しの際は「マスクの着用」、「アルコール消毒による手指消毒」、「1名（組）ずつの入室」をお願いいたします。マニフェスト等を窓口でご購入される場合は、先に事務局前廊下の記帳台で申込用紙に必要事項をご記入のうえ、ご入室してください。

業務時間は状況によって変わりますので、弊社ホームページでお確かめください。

産業廃棄物の新規・更新許可講習会及び 特別管理産業廃棄物管理責任者講習会について

インターネットを利用したオンライン講義を先に受講者各自で受講（視聴）し、試験のみを指定日時に会場にご来場して受験していただく二段階形式の講習会を実施しております。試験日は本紙の裏表紙をご覧ください。

申込から試験までの流れ

インターネット（JWセンターのホームページ）で受講を申し込む
<https://www.jwnet.or.jp>

※令和4年4月1日午前9時00分から受付開始



受講料の支払い（銀行振込・コンビニ払い・クレジットカード）



講習会テキストの到着



各自でインターネット（JWセンターの受講者専用サイト）で講義を視聴



講習会申込時に指定した試験日・会場で受験

※この講習会の申し込み方法は、JWセンターのホームページでのインターネット申し込みのみです。詳細はJWセンターのホームページをご覧ください。なお、電話・書面による申し込みはできませんので予めご了承ください。

廃棄物管理士講習会について

受講者席の間隔を広げるため、定員を100名から50名に減らして実施しております。なお、状況により定員は変更いたします。また、講習会日程は本紙の表紙裏面をご覧ください。実施要領（申込書）の配布は5月上旬からの予定です。

manifestoの購入窓口(委託販売所)を一部変更しました！

販売終了

令和4年1月20日をもって(株)ダイカンでの窓口販売は終了いたしました。

(株)ダイカン 本社 大阪市鶴見区焼野3-2-79

TEL 06-6913-2222

(株)ダイカン 堺事業所 堺市西区築港新町3-31

TEL 072-245-1851

販売開始

令和4年1月21日より関西クリアセンター(株)での窓口販売を開始いたしました。

関西クリアセンター(株) 本社 堺市西区築港新町3-27-17

TEL 072-280-1138

関西クリアセンター(株) 泉州プラント 泉大津市夕凧町13-2

TEL 072-247-1138

※他の購入窓口及び宅配便発送の利用方法に変更はございません。

(公社)大阪府産業資源循環協会ウェブサイト

<http://www.o-sanpai.or.jp>



新規入会会員紹介

賛助会員 ————— 令和3年12月～令和4年2月に入会した会員

Takeda Works 株式会社

| | | | |
|------|--|-------|--------------|
| 代表者 | 原 正 和 | | |
| 住 所 | 〒571-0017 大阪府門真市四宮5-1-1 | | |
| 電話番号 | 072-882-8833 | FAX番号 | 072-882-8836 |
| 業務内容 | □ータリージョイント、スィベルジョイント、 □ーティングアームの設計、製造、販売、修理、開発等 | | |

ヒラオカ石油 株式会社

| | | | |
|------|--|-------|--------------|
| 代表者 | 平 岡 顯 一 | | |
| 住 所 | 〒596-0015 大阪府岸和田市地蔵浜町11-1 | | |
| 電話番号 | 072-438-8800 | FAX番号 | 072-438-6600 |
| 業務内容 | ガソリン、灯油、軽油、重油その他の石油製品の保管及び 販売、災害等緊急時燃料補給業務等 | | |

退会会員 ————— 令和3年12月～令和4年2月に退会した会員

賛助会員

社 名 (株)コクエイ

入会のメリット

社会的信用の向上

本会の事業は、環境分野における不特定多数の利益の増進に寄与するものです。そのような事業を推進する団体に入会することは、取引先や顧客（一般消費者）、さらには融資元等から環境意識の高い企業として認知され、社会的信用を得ることに繋がります。CSR(企業の社会的責任)が、もはや世間の常識となっている現在、以上の傾向は今後ますます強くなっていくものと考えられます。

相談・助言を受ける機会の優先

排出事業者にとっても、産業廃棄物処理業者にとっても、廃棄物処理法や関係法令は非常にわかりの深いものです。しかしながら、これほど解釈・運用の困難な法令も珍しく、専門的な相談・助言を受けたいと思われている方は多数いらっしゃると思います。本会に入会すると、廃棄物処理法に関する講演・執筆等の実績が豊富な常駐の役員による相談・助言を優先的に受けることができます。

建設業の経営事項審査の加点対象となります

防災協定を締結している事業者には、経営事項審査の社会性評価の項目で20点が加点されます。本会は平成18年3月27日に大阪府と「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定」、平成29年10月12日に大阪市と「災害時における廃棄物の処理等の協力に関する協定」、平成30年4月27日に堺市と「災害廃棄物の処理等に関する協定」、平成30年5月28日に泉佐野市と「災害廃棄物の処理等に関する協定」、令和4年2月15日に四條畷市と「災害廃棄物の処理等に関する協定」を締結しており、本会会員の事業者は本会交付の証明書により、この制度をご活用いただけます。証明書発行を希望される方は、本紙の次のページにある「経審の防災協定に係る協会加入証明交付願」に必要事項をご記入のうえ、本会へ申請（FAX送信）してください。

講習会・研修会への無償又は割引参加

本会が実施する廃棄物管理士講習会に通常の半分の費用で受講できます。また、産廃塾、リスクアセスメント推進研修会、廃棄物収集作業向上研修会、施設見学会には無償で参加できます。

法令集・技術資料集・手引書等の無償又は割引入手

本会が発行する刊行物を無償で、又は割引して入手できます。また、個別の希望に応じ、適当な資料等の提供を受けることもできます。

意見交換、福利厚生

定例開催される、会員間の懇親・親睦を深めるための会に参加できます。

経審の防災協定に係る協会加入証明交付願

※必ず全てご記入ください

| | |
|---------------------|---|
| 許可番号 (土木、建築に関する) | (例) 国土交通大臣許可(特-9)第22222号 大阪府知事許可(般-11)11111号 |
| 許可年月日 | |
| 会社名 | |
| 代表者氏名 | |
| 所在地 | 〒 |
| TEL番号 | |
| FAX番号 | |
| 本件担当者 | |
| 経審の審査基準日 (決算日) | 年 月 日 |

申請年月日

年 月 日

公益社団法人大阪府産業資源循環協会

会長 片瀨昭人 殿

FAXでお申込み下さい (FAX番号 06-6942-5314)

新刊
紹介

産業廃棄物適正管理能力検定 公式テキスト 第5版

著者：一般社団法人企業環境リスク解決機構

出版社：第一法規株

定価：3,300円(税込) (本体：3,000円、消費税300円) 発行日：2022年2月28日



産廃管理担当者が知っておくべき事項を網羅し、図表や事例、コラムなどを織り交ぜわかりやすく解説。「廃棄物担当者のバイブル」として検定テキストの域を超えて好評を得ている。2019年の第4版発刊以降の法改正や最新動向を盛り込んだ最新版。

Member

会員紹介

Information

| | | | |
|------|-----------------|-------|-------|
| 会社名 | 株式会社 エンタープライズ山要 | | |
| 住所 | 大阪府寝屋川市打上新町15-4 | | |
| 代表者名 | 山口玉緒 | 代表者役職 | 代表取締役 |
| 従業員数 | 39名 | 会社設立日 | 昭和30年 |

H I S T O R Y



株式会社
エンタープライズ山要
代表取締役
山口玉緒

本社 大阪府寝屋川市打上新町15-4
 事業内容 産業廃棄物収集運搬業（積替保管含む）
 U R L <https://neyagawakogyou.com>



沿革

- 昭和30年 山口要が個人事業として土木業を創業
 昭和42年 一般廃棄物収集運搬業に転換
 寝屋川市の一般廃棄物収集運搬業に認定
 平成5年 株式会社エンタープライズ山要を設立
 平成6年 株式会社エンタープライズ山要で産業廃棄物収集運搬業の許可を取得
 平成21年 個人事業から法人化、(株)寝屋川興業を設立
 平成29年 公益社団法人大阪府産業資源循環協会の優良事業所表彰を受賞
 令和2年 公益社団法人全国産業資源循環連合会の地方優良事業所表彰を受賞
 株式会社寝屋川興業が交野市と災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定を締結
 令和3年 株式会社エンタープライズ山要、株式会社寝屋川興業ともにレジリエンス認証を取得
 令和4年 新社屋完成



インタビュー

I N T E R V I E W

| | |
|-----------------|--|
| 従業員数 | 39名（エンタープライズ山要14名+寝屋川興業25名） |
| 収集運搬業許可エリア | 大阪府 寝屋川市（積替保管） 奈良県 京都府 兵庫県 滋賀県 |
| 保有車両 ※産廃登録車両 | 塵芥車 5台 脱着装置付き2 t コンテナ専用車 1台 脱着装置付き3 t コンテナ専用車 4台 脱着装置付き4 t コンテナ専用車 7台 脱着装置付き7 t コンテナ専用車 2台 脱着装置付き10 t コンテナ専用車 2台 キャブオーバー 1台 ダンプ 1台 バン 1台 |

一廃・産廃の収集運搬で55年

——御社の概要をお聞かせください。

山口：当社は産業廃棄物の収集運搬と中継保管業をメインとしており、寝屋川市・交野市の一般廃棄物の委託業務を手掛けるグループ企業の(株)寝屋川興業とともに、幅広い種類の廃棄物の収集運搬事業を展開しています。(株)エンタープライズ山要としては、大阪府をはじめとして奈良県・京都府・兵庫県・滋賀県で産廃収集運搬業許可を得ており、取り扱い品目は燃えがら・汚泥・廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず・がれき類・ばいじん・廃油・動植物性残渣などに加えて、特管物の廃油・廃酸・廃アルカリ・感染性廃棄物も扱っています。

もともとは1967年に一廃の収集運搬から業を起こし、1994年に当社を立ち上げて産廃の収集運搬業許可を取得した形です。今年で創業55周年を迎えましたから、業界では比較的長く仕事している方ではないでしょうか。

——当初は土木業として創業したとかがあっていますが、廃棄物分野に参入したきっかけは？

山口：創業者は私の祖父なのですが、戦後の時期にトラック1台でいろんな仕事をしていたと聞いています。そんな中、祖父が小学生の父と幼い叔母に「ごみの仕事とし尿の汲み取りのどちらかをしようと思うんだけど」と尋ねたそうです。その時、叔母の鶴のひと声で、ごみの仕事をすることに決めたとのことなんです。

ただ、その後の時代の移り変わりを見ると、上下水道の整備が進み、し尿の汲み取り業者には事業の転換を余儀なくされているところも多いと聞きます。一方で廃棄物分野は、発生抑制が進んでいるものの、人が生活し産業活動が行われていれば、ごみは必ず発生するものですから、社会に不可欠なものであることに変



事故撲滅を目指すこどもミュージアムプロジェクトに
参画する園児のイラストで車両をラッピング

INTERVIEW

わりはありません。その意味では、廃棄物処理業へと舵を切るきっかけを作ってくれて、叔母ちゃんグッジョブだねと（笑）。じつは、「㈱エンタープライズ山要」という社名も、創業者である祖父の名前（山口要）から取って父が付けたものです。



交野マラソン出走用の塵芥車コスプレ

業界初のレジリエンス認証取得への道のり

—これまで、グループ2社で「国土強靱化貢献団体認証（レジリエンス認証）」を取得されました。産廃処理業者、一廃収集運搬業者でそれぞれ初めてとなる画期的な取り組みですが、取得を目指したきっかけは？

山口：レジリエンス認証は、政府の内閣官房国土強靱化推進室が制定したガイドラインに基づき、（一社）レジリエンスジャパン推進協議会が事業継続に関する取組を積極的に行っている事業者を認定するものです。（株）エンタープライズ山要として昨年7月に、（株）寝屋川興業として昨年11月に、「事業継続及び社会貢献」の認証を取得しました。

きっかけとなったのは、2009年の新型インフルエンザ流行時に、BCP（事業継続計画）についての問い合わせがあったことです。その後、私が会社を継承した際、スタッフに責任感を芽生えさせるため社内に6つのチームを作ったのですが、そのうちのひとつとしてBCPチームを立ち上げました。計画の作成と訓練、防災についてSNSでの情報発信を彼らに主導してもらいつつ、エッセンシャルワーカーとしてしっかりとしたものを作っていこうと考えたんです。

—随分思い切りましたね。

山口：とは言っても、そのままではいつまで経っても完成しない可能性もありましたから、「このタイミングでレジリエンス認証に申請するよ」と期限は決めました。申請データは私が作成しつつ、申請に必要な訓練等の報告書はチームが作成してくれて、現場とのすり合わせや事務作業もスタッフのみんながそれぞれに力を発揮してくれました。さらに、災害協定など自治体との協力体制を構築していること、就業規則にボランティア休暇を盛り込み、会社として社会貢献を推奨する制度を設けていること、また、それまでの地域貢献の実績もあって、事業継続だけでなく社会貢献も含めた認証を取得することができました。実は、取得は難しいだろうと思っていたんです。けれど、エントリーしたら取れちゃったという感じで、ちょっとびっくりしましたね（笑）。

—社内の反発などはなかったのでしょうか？

山口：BCPチームは本当によくがんばってくれて、通常の業務に加えてチームとしての業務もやってくれていたのですが、それが現場で働くスタッフの理解が得られなかった部分はありました。そうしたなか、海外での新型コロナウイルス感染症拡大が報じられて、国内にも流入することが推測できたから、クラスターが発生すれば事業が完全に止まってしまい、顧客に迷惑を掛けることになってしまうと、本格的な国内での感染拡大に先駆けた2020年4月に、非常に厳しい社内基準を設けました。そして、実際に社内で感染者が確認された際、BCPのおかげで濃厚接触者を最小限に抑え、拡

I N T E R V I E W

大を食い止めることができたんです。その経験を通してBCPの必要性をスタッフ全員が実感でき、チームの意見がスムーズに通るようになりました。

会社と働く人のイメージアップを

—BCPチーム以外に、どんな社内チームがあるのですか？

山口：BCPを含めて6チームを組織しています。身だしなみの基準策定や接遇改善、洗車、クリスマスサンタ収集の計画等準備、ホワイトボードの毎週更新、新入社員に就業規則や経営理念を伝える「イメージアップチーム」、リスクアセスメント、新人・運転者教育を通して事故や労働災害の防止に努める「リスクアセスメントチーム」、社会貢献や地域との関係構築を担う「CSRチーム」、エコアクション21に取り組む「エコアクションチーム」、そしてPDCA（業務改善）で収集ミスや事務作業ミスなどを減らすことを目指す「お客様満足度アップチーム」ですが、こちらは半年で取り忘れゼロ目標を達成しました。今後も業務改善でさらなる顧客満足度アップを目指し、新規顧客開拓が目標です。

特に力を入れているのはイメージアップやCSRといった部分ですね。やっぱり、一般廃棄物を手掛けている以上、地域の皆さんに受け入れられなければいけません。廃棄物処理業者やそのスタッフがポジティブなイメージを持ってもらえるよう、工夫をしています。

ふだん接するお客様への対応はもちろん、ホームページやSNSを使って会社の雰囲気発信するとともに、チームごとに目標設定してPDCAでしっかり結果に繋がるようにしています。法律が難しくなり業務が増えるなか、業務の効率化を目指し、スタッフに休暇をしっかりと



夏期土曜日だけ着用の限定ユニフォーム



SNS の他にもご近所さんにも親しみやすいメッセージを届けています



寝屋川市役所の許可を得て期間&台数限定でパッカー車をクリスマス仕様にしました

INTERVIEW

確保させることにもつながっています。最近はお客様から好評の声も届くようになりましたし、社内の受け止めも変わってきました。

—ホームページやSNS、YouTubeチャンネルを拝見すると、会社の明るい雰囲気や、スタッフの皆さんの楽しそうな様子が伝わってきます。

山口：それは同時に、人材確保のためでもあります。最近の若い人は働き甲斐や地域貢献といった部分での自己実現を重視する傾向があって、実際にSNSを見て共感を覚えて応募してきてくれた、会社にフィットしたスタッフが増えています。現在、当社スタッフの平均年齢は33歳まで若返りました。若い人たちの頑張っている様子や成長していく姿をSNSで発信すると、彼らを応援したい、見守りたいという反応もあったり。そうやって、地域の身近な存在となっていくことができれば、住民のかたもごみでお悩みの時、当社に相談しやすくなると思うんです。

一方で、仕事は仕事として確実に安全にしなければなりませんから、現場作業の仕組み化も進めています。この春に向けては、新社屋の整備とともに、収集業務用のシステムも構築中です。顧客情報や回収量などをクラウドで一元管理したうえ、GPSを搭載したタブレットを車両に付け、収集場所の接近を知らせるアラームや契約内容を表示する機能などを盛り込みました。コロナ禍における事業継続にも対応できると期待しています。

—働きやすい環境づくりでも、新しい試みをされているのですね。

山口：当社の経営理念は、「わたしたちはごみ処理サービスを通じて、笑顔を提供する企業です」というものです。そのためには、まず私たち自身が笑顔でないと、地域の皆さんを笑顔にさせることはできませんから。それに、私は何か特別なことをしているつもりもないんです。ちゃんと仕事をして、それで地域の皆さんに喜んでもらったうえ、お金儲けができればいいというだけですから。

先日、私は環境カウンセラーの資格を取得しましたが、廃棄物処理業界は一般の人よりも環境分野の知識を持っています。当社もレジリエンスと環境問題解決を会社の特色として、地域の皆さんの相談に乗れる企業となり、そのうえで京阪神の廃棄物処理業者のなかで“あの会社はいいな”と思ってもらえる存在になっていきたいですね。

—本日はありがとうございました。



I N T E R V I E W

わが社のホープ！

(頑張っている従業員の紹介)

| | |
|---------|---|
| 氏 名 | 草 葉 綾 斗 |
| 所 属・役 職 | 業務部 エコアクション21 チーム |
| 自 己 紹 介 | <p>17歳で入社して3年3ヶ月。一般廃棄物収集の助手と産業廃棄物の分別作業を担当しています。覚えることが多く入社当時は毎日頭をフル回転させて学業と両立するがしんどいときもありましたが、中退したらクビと言うプレッシャーのお陰で「逆にどっちもうまくやってやる！」とモチベーションアップに繋げることで、無事に卒業出来ました。自分自身物凄い達成感を得られ自信に繋がりました。</p> <p>準中型の免許を取得したのでドライバーとして収集コースを任されることと、親元を離れて一人暮らしすることが今の目標です。</p> <p>人と話すのが苦手だけど、負けん気の強さやポジティブなところなど自分の長所を生かせる仕事を選べたことはよかったと思います。春から入社する後輩たちにも良い見本となれるように、お客様や地域社会、そして環境のためにこれからも笑顔で頑張っていきたいと思います。</p> |

会社から
の一言

入社当時はみんなの末っ子のようなのですが、今ではNo.1助手として幹部から信頼されるようになってきて頼もしいの一言。この3年の間で10人近くに増えた後輩たちの頼れる先輩として、これからもはにかんだ笑顔と負けん気（責任感）で若手を引っ張ってくれることと、準中型免許取得後は産廃の業務にも期待が膨らみます。これからも怪我や事故のないようにと日々気を付けて、頑張ってください。

Clean Life

クリーンライフ

HPでご覧頂けます

<http://www.o-sanpai.or.jp/>

BACK

バックナンバーのご案内

NUMBER

● これからの
プラスチック・リサイクル



第75号 (平成30年12月21日発行)

① 第3回さんばいフォーラム
(KAWARU) 終了報告
② 経営者セミナー(産廃処理業者が語るシリーズ) 終了報告



第76号 (平成31年3月26日発行)

● 大阪府北部地震及び平成30年9月台風21号等に伴い発生した災害廃棄物の処理の協力について
(実施結果報告)



第77号 (令和元年6月11日発行)

● 動き出す
プラスチック資源循環



第78号 (令和元年9月24日発行)

● 食品ロスの削減に向けた新たな取り組み



第79号 (令和元年12月20日発行)

● 4月1日施行
改正フロン排出抑制法



第80号 (令和2年3月25日発行)

①さんばいフォーラム
— 私たちが残したものを「ゼロ」終了報告
②産業廃棄物処理委託契約書の電子化
サービスに関する意識調査
アンケート結果



第81号 (令和2年9月25日発行)

① パーセル条約に基づく
プラスチックの輸出規制について
② 改正大気汚染防止法の一部施行
(令和3年4月1日)について



第82号 (令和3年3月25日発行)

① 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けた産業廃棄物処理業者が活用できる支援策
② 太陽電池モジュールの
適正なリユース促進ガイドライン



第83号 (令和3年6月28日発行)

● 廃棄物処理の脱炭素化



第84号 (令和3年9月27日発行)

● 新たなアスベストの
飛散防止対策
— 関連規制の改正 —



第85号 (令和3年12月22日発行)

連絡先：公益社団法人 大阪府産業資源循環協会 TEL.06-6943-4016

公益社団法人
大阪府産業資源循環協会の

分かりやすくして
コンパクト

必携の
一冊

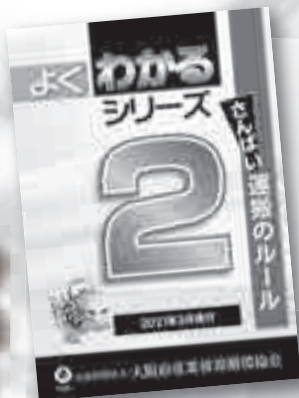
よくわかるシリーズ1

産業廃棄物の処理の委託をするときに不可欠なマニフェストのしくみを分かりやすく解説！本冊子ではマニフェストの書き方や各伝票の運用方法を記載例、フロー図などを駆使しながら分かりやすく説明しています。巻末にはマニフェストについてよく質問される事柄をQ & A方式で掲載！産業廃棄物の処理を委託する方、される方に必携の一冊です。



よくわかるシリーズ2

産業廃棄物を運搬するときに、守らなければならない処理基準を中心に解説！収集運搬車両の表示板、積替え保管する場合の基準、施設（車両）の使用権限から大阪府流入車規制など、収集運搬において必要となる事柄をコンパクトにまとめた一冊。巻末には収集運搬についてよく質問される事柄をQ & A方式で掲載！産業廃棄物の収集運搬をされている方には必携の一冊です。



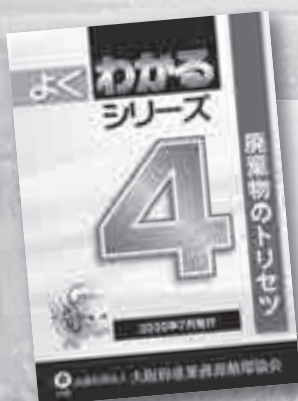
よくわかるシリーズ3

許可の有効期限の延長など、産廃処理業者にとって数々のメリットがある優良産廃処理業者認定制度を分かりやすく解説！優良認定を受けるための5つの基準を解説するだけでなく、過不足なく申請事務を行えるよう、チェックリストも収録。巻末には、優良産廃処理業者認定制度についてよく質問される事項をQ & A方式で掲載！優良産廃処理業者の認定を目指されている方には必携の一冊です。



よくわかるシリーズ4

これは産業廃棄物か一般廃棄物か？産業廃棄物の中のどの種類になるのか？など、廃棄物の適正処理の基本となる考え方や判断基準を中心に解説！廃棄物の取扱説明書として必携の一冊です。ふだんゴミ出しでお困りの一般の方々も、ぜひお読みください。



よくわかるシリーズ5

他業種にくらべ圧倒的に労働災害が多い廃棄物処理業では、廃棄物の適正な処理だけでなく、安全な処理も求められます。本書は産業廃棄物の処理における労働災害の未然防止徹底を目的に作成した一冊です。「労災ゼロ」を目指して、ぜひご活用ください。



廃棄物法制等普及促進シリーズ

連絡先：公益社団法人
大阪府産業資源循環協会
TEL.06-6943-4016

● 産業廃棄物処理業における
ヒヤリ・ハットの事例分析

廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.4



初 版 2011年12月1日発行
第2版 2014年12月1日発行

● 廃棄物収集作業マニュアル

廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.5



初 版 2012年 5 月1日発行
第2版 2016年 3 月1日発行
第3版 2019年 3 月1日発行

● 産業廃棄物処理業に関する
BCP策定ガイドライン

廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.10



初 版 2014年12月1日発行
第2版 2019年11月1日発行

● 廃棄物処理先進事例
調査報告書

廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.12



2017年12月1日発行



編集後記

皆さんは、最後の晩餐で明日死ぬとなったら何が食べたいでしょうか？私は昔はラーメンとこたえてましたが今はカレーが食べたい。特に私が好きなカレーといえばインディアンカレーのスパのルー大盛です。甘さの中にスパイスの辛みもあって無性に食べたくなる時があります。

私は、食べる事が好きで安くて美味しい店を探して美味しかったらお客様や仲の良い先輩や協会内の同業者の方をお連れして美味しい感動を共有するのが楽しみです。私が、良い飲食店を探す基準として①清掃は行き届いているか？②食材の仕入に対しての提供価格が適正か？（コスパの良し悪し）③飲み物が料理とあっているか？④接客は行届いているか？の総合的なバランスをみて間違いないお店を紹介するようにしています。

飲食店と同じではないですが、お客様から選ばれる産業廃棄物業者も、①工場内が整理整頓され清掃が行届いているか？②処理費は他の処理会社と比べ適正か？③営業マンや工場の接客対応が良いか？が大事になってくるであろうと考えています。私の勤務先である(有)アルファフォームはコロナ渦で他社に先行して電子マニフェスト100%を目指し直近の電マニ化率は99%となっています。電子化していただいたお礼として2月より計量器を改造し5時～8時の早朝の時間も受付がいなくても計量して荷下ろしができる体制を整えました。いずれは希望があれば24h 荷受け可能なお客様を待たせずすぐに、荷下ろしできる工場を目指しています。リモートワークが難しい業界ではありますが、マニフェストを紙から電子にすることで事務所側はリモートワークができる可能性も見えてきております。人材の確保が難しくなっており、弊社でも産休育休を取りやすい環境や属人化の解消、土曜日を半分の人員で稼働させる体制作り等を実施していますが、まだまだ課題ばかりです。若者にこの業界で働きたいと言ってもらえるような業界にしたい。そう思い日々励み続けます。

伊地知 宏徳

Clean Life vol.86

編集 公益社団法人 大阪府産業資源循環協会
組織広報委員会

| | | | |
|------|-------|-----|-------|
| 委員長 | 高好健二 | 委員 | 渋谷和義 |
| 副委員長 | 田中公治 | 委員 | 高田実佐大 |
| 副委員長 | 片渕則人 | 委員 | 平尾道哉 |
| 委員 | 伊地知宏徳 | 委員 | 福田勝 |
| 委員 | 伊山雄太 | 委員 | 山口玉緒 |
| 委員 | 尾崎正孝 | 事務局 | 福原睦美 |
| 委員 | 北本かおり | | |

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の許可申請に関する講習会（新規・更新）
特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会

2022年度 講習会試験日 近畿地区日程表

(午前) 9:50開始 (午後) 13:30開始

| | 新規 | | | | 更新 | | 特別管理産業廃棄物 管理責任者試験 |
|-------------|--|-------------------|---------------------|-----------------------|---|------------------|--|
| | 産業廃棄物 収集運搬試験 | 産業廃棄物 処分試験(※1) | 特別管理産業廃棄物 収集運搬試験 | 特別管理産業廃棄物 処分試験(※2) | 収集運搬試験 | 処分試験(※3) | |
| 受講料 | ¥25,300 | ¥39,600 | ¥37,400 | ¥56,100 | ¥16,500 | ¥20,900 | ¥13,200 |
| 2022年 4月 | | | | | | | |
| 5月 | | | | | 兵庫会場： 17日(午前・午後) 18日(午前) | | 兵庫会場： 18日(午後) |
| 6月 | 大阪会場： 14日(午前)15日(午前) 京都会場： 21日(午後) 奈良会場： 21日(午前) | | 京都会場： 23日(午前) | | 大阪会場： 14日(午後)15日(午後) 京都会場： 21日(午前)22日(午後) 奈良会場： 21日(午後)22日(午前) 大阪会場： 29日(午後)30日(午後) | 京都会場： 22日(午前) | 奈良会場： 22日(午後) 京都会場： 23日(午後) 大阪会場： 29日(午前)30日(午前) |
| 7月 | 京都会場： 7日(午前) 兵庫会場： 12日(午前) | 兵庫会場： 12日(午後) | | | 京都会場： 7日(午後)8日(午前) 兵庫会場： 13日(午前) | | 京都会場： 8日(午後) 兵庫会場： 13日(午後) |
| 8月 | 和歌山会場： 2日(午前) 大阪会場： 9日(午前)10日(午前) 兵庫会場： 25日(午後) | | 兵庫会場： 24日(午前) | | 和歌山会場： 2日(午後)3日(午前) 兵庫会場： 23日(午前)25日(午前) | 兵庫会場： 24日(午後) | 和歌山 3日(午後) 大阪会場： 9日(午後)10日(午後) 兵庫会場： 23日(午後) |
| 9月 | 兵庫会場： 7日(午後) | | | | 兵庫会場： 6日(午前)7日(午前) 大阪会場： 14日(午後)15日(午後) | | 兵庫会場： 6日(午後) 大阪会場： 14日(午前)15日(午前) |
| 10月 | 大阪会場： 12日(午前) 滋賀会場： 19日(午前) 奈良会場： 21日(午前) 京都会場： 25日(午後) | | | | 大阪会場： 13日(午後) 滋賀会場： 19日(午後)20日(午前) 奈良会場： 21日(午後) 京都会場： 25日(午前)26日(午後) 27日(午後) | 京都会場： 27日(午前) | 大阪会場： 12日(午後)13日(午前) 滋賀会場： 20日(午後) 京都会場： 26日(午前) |
| 11月 | | 大阪会場： 10日(午後) | | 大阪会場： 9日(午後) | 大阪会場： 9日(午前)11日(午前) | | 大阪会場： 10日(午前)11日(午後) |
| 12月 | 兵庫会場： 6日(午前) 大阪会場： 15日(午前)16日(午前) | 兵庫会場： 6日(午後) | 大阪会場： 15日(午後) | | 兵庫会場： 7日(午前) 大阪会場： 16日(午後) | | 兵庫会場： 7日(午後) |
| 2023年 1月 | 大阪会場： 13日(午前) 兵庫会場： 17日(午前) | | | | 大阪会場： 12日(午前) 兵庫会場： 18日(午前) | 兵庫会場： 17日(午後) | 大阪会場： 12日(午後)13日(午後) 兵庫会場： 18日(午後) |
| 2月 | 大阪会場： 8日(午前)10日(午前) 和歌山会場： 7日(午前) 京都会場： 15日(午後) 兵庫会場： 22日(午後) 滋賀会場： 17日(午後) | 京都会場： 16日(午前) | | | 和歌山会場： 7日(午後)8日(午前) 大阪会場： 9日(午前)10日(午後) 兵庫会場： 21日(午前)22日(午前) 滋賀会場： 16日(午前) 京都会場： 16日(午後) | 大阪会場： 8日(午後) | 大阪会場： 9日(午後) 兵庫会場： 21日(午後) 京都会場： 15日(午前) 滋賀会場： 16日(午後)17日(午前) |
| 3月 | 大阪会場： 2日(午前)3日(午前) | | | | 大阪会場： 3日(午後) | 大阪会場： 2日(午後) | |

(※1) 新規産業廃棄物処分試験に追加して新規収集運搬試験を受験することができます。

(※2) 新規特別管理産業廃棄物処分試験に追加して新規特別管理産業廃棄物収集運搬試験を受験することができます。

(※3) 更新処分試験に追加して更新収集運搬試験を受験することができます。

講習会：「講義」は事前に各自会社や自宅等でオンラインで受講し、「修了試験」は上記日程表に記載した試験会場に会場して受験する2段階形式の講習会となります。

講習会の申込はインターネット申込みのみです。

詳細は講習会主催者のJWセンターのサイト <https://www.jwnet.or.jp> をご覧ください。

Clean Life vol.86

クリーンライフ

第86号

令和4年3月28日発行

発行責任者 公益社団法人
大阪府産業資源循環協会

会長 片 渕 昭 人
組織広報委員長 高 好 健 二



産業廃棄物の適正処理に関するご質問・ご相談は

公益社団法人 大阪府産業資源循環協会

〒540-0011 大阪市中央区農人橋1丁目1番22号 TEL:06-6943-4016 FAX:06-6942-5314
<http://www.o-sanpai.or.jp/>